

【三八七】第二十二回国会衆議院海外同胞引揚及び  
遺家族援護に関する調査特別委員會議録第八号（昭  
和30年7月4日）

（発言者） 堀内一雄（委員）

宮川孝夫（説明員。文部事務

官（調査局 宗務課  
長）

〔発言順。敬称略〕

○堀内委員 旧軍人が出征後戦死または病没の際に靖国神社に祭られるということは、出征の際の非常な誇りであり希望であったわけでありますが、それが敗戦後いろいろ状態が変つたために、いまだに奉祀してない英霊がたくさんあるというようなことを聞いておるのでありますが、現在靖国神社に対する英霊奉祀の状況という点を伺つておきたいと思つておられます。

○宮川説明員 御説明申し上げます。現在の靖国神社の終戦前までの祭祀は三十七万五千柱でございます。そして終戦後昨年の秋まで六十万柱の合祀をいたしております。そのうちで四十万柱につきましては遺族に通知をいたしております。残り二十万柱につきましてはまだ通知が発送されていないようであります。そして大東亜戦争の英霊は大体二百万と見込んでおられます。そして、そのうち六十万が一応合祀いたされておりますので、あと四十万柱が残つておるといふ現況でございます。靖国神社といたしましては、大体この四、五年以内に合祀を終りたい、こういうところで進んでおるといふことでございます。

○堀内委員 卑俗に三年たてば墓を建てるとかいうようなことを言いますが、すでに終戦後十年になり、しかも合祀した英霊は四分の一というように、今後なお四、五年かかるといふようなことは、まことに英霊に対しても遺族に対しても申しわけないと思つておられますが、この点に対して政府の方面からこれを援助するとか指導するとかいふようなことがしてあるのかどうか、その点を伺いたい。

○宮川説明員 御存じのように、憲法上、宗教団体に対しましては国としては財政的援助を与えてはいけません、それから国自体がどんな宗教活動をしてはいけない、こういうような規定がございますので、現在国としては特別の措置はとっておりません。ただ、合祀に対しましては、慣例によりまして、靖国神社

としましては、復員局とか、現在は引揚援護庁にお願いをいたしまして名簿をちょうだいして、それでお祭りをしておるといふようなことであります。

それから、ついででございますから関連として申し上げます。約六億円の経費が要するというように申されております。この六億円を調達いたしますために、援護団体と申しますか、靖国神社奉讃会というものを作りまして、これは昭和二十八年の十一月十六日に発足をいたしまして、会長は北白川祥子さんであります。この現在の支部設置状況は、東京、福岡、鳥取、佐賀、徳島、岡山、大分、山口、埼玉、三重、長野、十一都府県で支部が設置されております。そのほかに、近日中に群馬県、それから青森県、鹿児島県、島根県、長崎県、大阪、この六府県で支部が設置されるというように承わっております。本年六月までの協賛額と申しますか、集まりました、これは現金で集まったということではないと思つておられますが、申し込みを受けました協賛額が大体六千万円というふうな承わっております。

○堀内委員 第一に、何か英霊を靖国神社に合祀するということの法的根拠があるか、戦前、戦後の変化の状態等をお伺いたしたいのであります。

○宮川説明員 靖国神社の成立のときからのことを申し上げてみたいと思つておられます。明治維新前後国事に殉じた人たちの霊を初め、その後西南の役、日清、日露、日独戦争、それから濟南事変、満州事変、それから上海事変、大東亜戦争等に身を賭した人々の霊を合祀することになっておるのであります。初め明治元年にごさたがございまして、嘉永年間以来国難に殉じた人たちの霊を合祀することになりまして、明治二年に九段の坂上に東京招魂社というものができたわけでございます。第一回のお祭りは同年の六月二十九日から五日間にわたつて行われております。それから同十二年六月四日に靖国神社と改称いたしました。別格官幣社ということになっております。こういうことで、ごさたによりまして合祀することになつておりますので、その他特別に法令はなかつたようでございます。ただ、経費の面から申しますと、当時、靖国神社の経常費及び臨時費に對しまして、国から終戦のときまで補助金が出ております。これは所管は陸軍省の共管になっております。予算といたしましては陸軍省の予算に計上されております。ちよつと御参考までに申し上げますと、昭和十九年、二十年の決算書から見たのでございますが、経常費といたしましては、靖

国神社供進金ということで、十九年度も二十年度も一万二千元づつ計上されております。

○堀内委員 そうすると、靖国神社に英霊を合祀するということは、明治天皇のごさたによつて行われておるといふふうにお話で、現在靖国神社は単独宗教法人というふうなことになるので、現在靖国神社は単独宗教法人と申しますが、この宗教法人、むしろ靖国神社は、今のようなお話からいっても、これは皇室の關係なり日本の国なりの廟所といったような意味が強いので、宗教といったような意味は非常に少ないのじゃないか、御利益を拜む宗教でなくて、先祖の廟所というふうな意味に解釈する方が至当じゃないかと思つておられますが、当局はいかようにお考えですか。

○宮川説明員 ただいまの御質疑に對しまして御説明を申し上げます。今堀内先生がおっしゃいましたようなこともあるかと思つておられますが、現状では一般宗教法人としての扱いになっております。ただ、靖国神社の特異性と申しますか、そういう面から申しまして、一般の神社は大多数神社本庁の所管の法人になっております。その神社は単立法人としてでき上つておられるのであります。靖国神社は単立法人としてでき上つておられる、こういう現状でございます。単なる墓というふうな工合に解釈ができませんかどうか、今のよう祭行事を行つておられます面から見ますと、やはり宗教法人というものがほんとうではないかといふように私も考へておられます。

○堀内委員 今のうちに、天理教でも、そのほかの神道の方でも、みなやはりお葬式は神主が来ておはらいしてやるのが当りまえで、そういうふうな意味から、靖国神社のあゝいう儀式も考へられないことはないと思つておられますが、そこで、今のお話にも、単独宗教法人と二つに分れておるといふお話ですが、それは取扱いなり監督なりはどんなふうになつておられるのですか。

○宮川説明員 お答え申し上げます。現在の扱いといたしましては、宗教法人に包括団体とそれから単立の二種類ありますが、包括団体と申しますのは、単立の法人を大体数人以上以上各県にわたつて持つておられるのを包括団体と申しておるのでございます。これは文部省が直接に監督、というよりは法人の認証事務を行なつておられます。それ以外の単立法人、あるいは包括団体に入りままする単立法人も同様でございますが、それは各県の所管になっております。従いまして、靖国神社としては東京都の管轄に入る、こういうことでございます。

○堀内委員 その次にお伺いしたいのは、ただいま英霊を合祀

するに約六億円の金が必要というようなお答えでありましたが、関係者が雑誌等に書いたところによりますれば、この六億というものの中にはいろいろな建物や何かがたくさん入っているもので、実際は一億五、六千万円であるというふうに書いてあるのですが、その六億という額の根拠をお伺いしたい。

○宮川説明員 まことに申しわけないのですが、私東京都の方を通じて一応調査をいたしまして、六億の内容の記録を実は持つておりません。もし何でしたらば、この内容を調査いたしまして後刻御報告いたします。

○堀内委員 その次に、援護団体の奉賛会のことでございますが、これも、われわれの調査したところでは、すでに先年三千万円を借付ができた、ところが、その中の三千万円と別に三千万円を借付してあそこの休憩所を作ってしまったというふうなことで、奉祀がおくれているというふうなことでございまして、その当時から三年計画でやるというふうなことで、その当時の計画からいえば本年くらいは全部奉祀が終つていなければならぬ。そうして三千万円の金が集まった、しかも、まだ奉祀されておるのが三分の一であるというふうなことで、遺族並びに奉賛会に寄付した人などでは非常に疑問に思つておる筋があるのであります。その辺につきまして、どんなふうになつておるか……。

○宮川説明員 その点は私どもの直轄の件でないというふうなことで、実は調査をいたしておりません。

もう一つこの機会に申し上げておきますが、私ども、宗教学人を扱います上におきましては、信仰の自由を害するということがないように非常に細心の注意をいたしておりますので、調査の面も、大体は神社あるいは寺院なりに照会をいたしまして、そのままを信頼するというような現状でございまして、それ以上突っ込んだ調査は現段階ではちよつと困難だと考えております。

○堀内委員 実はわれわれは、戦争の跡始末というふうな意味、そうして遺族の援護といったようなことを日本再建の基礎として非常に重要だと考えて、一般の恩給扶助料等の問題についても、当委員会におきましてもいろいろ論議しておつたのでございまして、とにかく、この英霊を軍人が最も光榮としておる靖国神社に合祀するということが、終戦後十年になつてもまだできない。しかもまだ前途五年くらいはかかるというふうなことで、私はまことに困つたことと思つてございまして、そこで、宗教学人になるときの経緯等が、米軍の占領直後であつて、い

ろいろの関係でとりあえずといったようなことで宗教学人というワクに入れたのではあるけれども、実際にはいわゆる宗教ではないので、そこに非常な疑問がある。もしこれが国の廟所といったようなことになりますれば、国家からもこれに補助してやれるではないか。一例を申しますれば、先般から無名戦士の墓とかいうような、名前は適當でないかもしれませんが、そういう意味のものが過ぐる議会でいろいろ問題になつて、厚生省の所管においてそれをやるというふうなことになつておるやに聞いておるのでございしますが、もしこれが廟所というふうなことになりますれば、これは当然国家で経費を出してやつてよいじゃないかというふうにも考えられるのでありますが、その辺のことに関するお考えを伺いたい。

○宮川説明員 これは靖国神社の性格をどう解釈するかという問題になつてくるかと思つております。現在のところ廟所というふうなふうには私どもは考えておりません。しかし、将来の研究問題であるとは考えますけれども、現在の扱ひではやはり宗教学人というワクに入れるべきではないか、さように考えております。

○堀内委員 そこで私はこういう過渡的の時代においてはいろいろ例外事項的に考えてやる必要があると思つてございしますが、この問題については、廟所でなくて、どこまでも靖国神社という名前がほしいということがあつたやに聞いておりますが、私は、名前は廟所でも靖国神社でも差しつかえないし、そうしてまたその儀式等も、神道はみなああいう儀式をやつておるので、それから、神道の儀式でやつていれば差しつかえないと思つておつて、私は、この際何とか方法を講じて、まだ百四十万も残つておつてその三分の一も合祀してないので、すみやかにこれを合祀するように一つ方法を研究していただきたいと思つておるので、この点政府のお考えをお伺いして、私の質問を打ち切ることにいたします。

○宮川説明員 ただいまの御希望は個人的にはよくわかるのでございしますが、先ほど申し上げましたように、信仰の問題と正面からぶつかつて参るので、そういうことに触れないで、私ども合祀を早めることに力が尽せる面がございましたならば、できるだけそういうふうにやりたいと考えております。

○堀内委員 今あなたの御答弁の中に個人的にはというお言葉がありましたので、私しつこいようですが重ねて申し上げるのですが、こういう要望に対しまして一つ関係の当局として努力していただきたいと思つております。これで質問を終ります。

【三八八】第二十二回国会衆議院海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員會議録第九号（昭和30年7月5日）

（発言者） 堀内一雄（委員）  
高岡大輔（委員長）  
【発言順。敬称略】

○堀内委員 靖国神社の英霊の合祀の問題につきましては、昨日文部当局から事務的の問題については一応の説明があつたのでございしますが、私は、この問題については、次のような理由から、もう少しよく徹底的に事情を調べて善処するようにしたいと思つてございまして。昨日説明のありましたようないきさつから靖国神社はでき上つておるのでありまして、そして終戦後昭和二十八年の末までに、三十七万余の英霊の合祀ができておるのでございしますが、現在なお約八十五万の合祀ができていないのでございまして。そこで、そのおもな理由をいたしまして、靖国神社に経費がないというふうな事になつておるのでございしますが、すでに、このことにつきましまして、昭和二十八年の九月に、靖国奉賛会ですか、そういう団体が出て、三年計画で合祀を完全にするということになつて、次のような予算で始めたのでございまして。内容といたしましては、社頭の整備費というふうなものが二億二千万円、遺族の接待費が一億七千二百万円、合祀費が二億一千五百万円、募金費が五千五百万円ということから始めて、二千四百万円程度の募金でございまして、その募金の納付は三年でやるということになつておつたのでありますが、中にはいろいろな事情で三年分をすでに納めてしまつたというふうな状態の町村もあるものでございまして、しかるに、その後の運営において、三千万円にさらによそから三千万円金を借りてきて休憩所を作るといふようなことをいたしたために、むしろ現在三千万円の借財があつて合祀そのほかに対する方の事柄に滞つておるといふような状態であり、なお、聞くところによりますれば、英霊を合祀することの通知を受けますと、遺族が神社へ参る、そうすると遺族から合祀料というものを百円ずつ納めさせる、そういう遺族が自分の方で金を納めて合祀してもらつておるといふような実情にあるようございまして、「けしからぬ」と呼ぶ者あり）こういうことは、英霊の頌徳の上からいつても、私はまことに不都



合しごとく考えるのでございます。しかし、この問題につきましては、昨日説明がありましたように、憲法そのほかの関係もありませんので、なかなか困難があると思えますが、何にいたせ、終戦後十年の今日、まだ二百萬英霊の中の三分の二が合祀してない。しかも、その様子を聞きますと、五、六年かかると言うておるのでありますが、私は、今日までの経過から見て、五、六年ではできないと思うのでございます。と申しますのは、昭和二十八年の九月に奉讃会ができて、そのときも三カ年計画ということで始めて、今日まで約三十万の合祀はできたのでありますが、なお百三、四十万の未合祀があるというようなことを考えて、このままほうっておきましては、何年かかって合祀が終るのかわからぬというような状態になることをおそれるのでございますが、この際、担任の省と申しまして、どうも文部省でもなし、厚生省でもなし、きわめてあいまいになつておるのでございますが、

〔田井委員長代理退席、委員長着席〕

この点につきましてしかるべき参考人等呼んで調査いたしまして、何とかこれが打開の方法を考えていただきたいと思うのでございますが、この際委員の方にお諮りを願いたいと思うのであります。

○高岡委員長 たいだいま堀内委員からお申し出があつたのであります。これにつきまして近き機会に参考人を呼んでこの問題を究明いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○高岡委員長 さよう決定いたします。

(略)

【三八九】第二十二回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第十二号  
(昭和30年7月15日)

(発言者)

逢澤寛 (委員)

田邊繁雄 (政府委員、厚生事務官(引揚援護局長))

中山マサ (委員)

受田新吉 (委員)

高岡大輔 (委員長)

〔発言順、敬称略〕

○逢澤委員 (略)

そこで、私は、この機会に、せっかく田邊援護局長がおいでになつてから、ちよつと一点だけ、この問題とは違いますが、伺いたいと思ひます。それは、たまたま先般来本委員会におきまして話題になつたさうであります。私も、戦没者遺族の処遇問題につきましては、微力を尽しているものであります。これと関連いたしまして、かねがね田邊援護局長も心配はしていただいているのであります。靖国神社の処遇の問題であります。もちろん現在は、憲法上のいろいろの制約を受けて、今次の大戦においても二百萬を突破する祭神があるにかかわらず、国民の崇敬の的であるべきはずの靖国神社に合祀できないで、これら関係者としては非常に残念に思つておりますが、憲法上の制約を受けて国家として何らの処遇をすることができないからやむを得ぬというので、涙をのんでそのままにしている。しかしながら、一応遺族としての問題が解決するに従つて、この精神的の問題について大きな関心が持たれるようになってきております。そこで、その後、これはあなたの方の直接の関係ではないかもしれませぬけれども、援護関係のお取扱いの役所として、今後の神社経営また霊祀の奉祀に対する取扱い、こういうことについてお考えがありましたら、一つこの機会にお聞かせいただきたいと思います。

○田邊政府委員 靖国神社は現在宗教法人としての取扱いを受けておりますので、私からただいまの御質問に対してお答えして、適切なお答えができるかどうかちよつと疑問があります。ただ私の気持ちを申し上げます。これは逢澤先生が今お尋ねになつたことに対するお答えになるかどうかわかりませんが、私の

気持ちを申し上げてお答えにかえたいと思ひます。

御指摘の通り、政教分離の現在の憲法の建前におきましては、国が靖国神社に対し、直接または間接にせよ、援助をするということとはできないことだと考えております。ただ、合祀がおくれているということは、国民としてまことに遺憾に存する者の一人でございますので、靖国神社といたされましても、関係機関の協力を得られまして、早く合祀の手続を済まされることを念願するわけでございます。私どもの気持ちとしては、もし法の許す範囲内におきましてお手伝いをする面がございませぬならば、できるだけ御便宜は計りたい、こういう気持ちでございます。

○逢澤委員 これはあなたにお尋ねするのは無理かもしれませんが、お尋ねしたい本旨は、現在の憲法上、宗教法人としての靖国神社に対し国がいろいろの手を伸ばすことはできないという、この点については私もよくわかります。従つて、私がお尋ねしたいことは、人間田邊としては、むろん国家の手によつてあの処遇は何とかせねばいかぬということは御理解いただいております。しかし、役人としては、今の憲法上の制約を受けておることからできぬ、こういうお考え方だろつと思ひますが、そこで、何とかあれを国家のお宮にせねばならぬとお考え方があるかどうか。今は憲法の制約を受けておることからやむを得ぬのだけれども、これは国の多くの祭神を祭つておるところのものであるから、国がこれを管理して祭せねばならぬというお考えがあるかないか、この点についてお伺ひしたい。

○田邊政府委員 お答えにならないと思ひますが、さような問題はむしろ先生方の方でおきめになるべきものであるかと思ひます。

○逢澤委員 これは私がお尋ねする方が無理だと思ひますが、そこで、さつきも申し上げたように、あなたのお気持はよくわかるのだが、従つて、祭祀の問題にいたしまして、国でできる範囲のことはお手伝いしたいというお言葉もありましたけれども、いろいろのことについてできる限りのことをやりたいという御見解だと思ひますが、今後におきましても、この靖国神社の性格について積極的なお考え方を——あなたの方だけでできないということになれば、あるいは文部省とも合議を賜りまして、お進めいただきたいと思います。従来も、援護法関係で、現在生きておられる多くの者に対してあなたのお気持ちで熱心におやり下さつたわけでありますが、その残された人たちにとりまして、これは精神的に大きな問題でもありませんから、あなた

の方からも、一つ積極的なお考え方で、今後の靖国神社の処遇、処理の問題について十分お考えいただきたい。これを私の希望意見として申し上げておきます。

○中山（マ）委員 今靖国神社のお祭の件について御質問がございましたが、これについて、私の質問が妥当かどうか存じませんが、お尋ねしておきたいことは、世にいわゆる無名戦士の墓ということが非常にやかましく取り上げられておる。このごろはどういうふうになっておるか存じませんが、私が厚生省におりました時分には、いろいろな陳情を受けたのでございまして、私は、この無名戦士というものが、あるのかないのかということが非常に疑わしいのでございまして。いわゆる軍人として陸、海、空においてのごいいます。大体軍籍というものがあるはずだと思っておりますが、どういふわけで無名戦士というものが存在するのか、どういふ人が無名戦士なのか、私は非常に疑問に思っております。また、これに関連して疑問に思いますことは、外国におきまして、よく無名戦士の墓によその国の大統領とか偉い人たちが花束をささげるといふ記事を読むのでありますが、もし、政府がしつかりし、その軍籍が判然とさえておれば、私は、無名戦士というものはあり得ないのではないかとお考えに考えるのでありますが、御当局はこれに対してどうお考えになっていらっしゃるか、御意見を聞きたいと思っております。

○田邊政府委員 中山先生も御存じの通り、無名戦士の墓につきましては、閣議の了解事項になっておりまして、政府の責任において国がこういつた納骨地を決定することになっておるはずでございます。まだ最後の決定にまで至っておりませんが、今日まで遅延いたしておるのですが、これは大体、海外から収集してきた遺骨で引取手のないものを、政府がそこに納めるといふ施設であるように考えておるのであります。これは名前が無名戦者ということにいたしておりますが、これは実は仮称でございます、外国にはよく無名戦士の墓というものがございますが、それと同じだと考えておりません。それで、私の方では一応仮称というわけでありまして、遺骨がだれのものやらわからない、また遺族にお渡しすることができないという意味で、無名という言葉を使ったのであります。従って、この名前はどうも誤解を生ずるようでありまして、あまり適当な名称だということにわれわれも考えておりません。各方面の御意見を実は伺つてみたのであります、先生のような御疑問を持たれる方が相当多いようであります。またいろいろ関係

係の方々には御意見を伺っておりますが、まだどういふ名前ならいいという最終的な御意見もお聞かせいただいておりますので、最終的にどういふ名前にするかということもきまつておりませんが、ただいまお述べになりましたような疑問があるとしても、これはいけないことだと思っておりますので、この点十分しんしゃくいたしまして、名前をきめる場合には誤解の生じないようにいたしたいと思っております。

○中山（マ）委員 いわゆる軍人と名のつく人は今なお合祀がおくれておりますが、結論においては、靖国神社にお祭りする、そうして引取手のない遺骨だけをそこに葬るといふ点でございますが、その点を国民にはつきりしておいて、広報活動なり何かではつきりしておいていただかせんと、何だかまます扱いにされている戦没者があるように思われるおそれがあると思っております。あるいはあそこに入れられない人はこつちに祭られるのではないかとこの点を私に尋ねてきた人もありますので、この点はつきりしておいていただきたいと思っております。ぜひその点は判然とさせて、今局長もおっしゃいましたが、名称なども説明しないでさぐわかるようにしていただきたいというように希望するものでございます。

○受田委員 ただいまの問題に関連して……厚生省は、仮称無名戦死者の墓に当るものを作るべく、あつせんの方をとりたて、すでにそれらに関心の深い人々の意見を求められて具体的計画を立てることになっておると承わりますが、その後この問題はいかように進展しておるのであるまいか、お伺いしたいと思っております。

○田邊政府委員 一番基礎になりますのは、何と申しましても敷地でございます。敷地の決定につきましては、閣議の決定では都内のいい場所ということになっておりまして、二、三候補地をきめまして関係の方々には折衝いたしたのでございますが、ただ、こういうものは国民の各層をあげてその土地に賛成することということでなければ、どうも最初からけちがつくということでは気が悪い問題でございますので、私どもは、あらゆる層が一致してその場所なら大賛成だということにしたいということとで、実は苦心いたしましたわけでございますが、残念ながら当初そういった御賛成等の得られない向きもございましたので、そういう方面の御了解を得るよう話を進めて参つたのでございます。こういうものは必要でございますので、だんだん御了解を得られるような方向に向つておるうちに、いろいろ事情がございまして、今日まで遷延しておりますけれども、御指

摘の通りだといふ日にちがたちますので、近い将来できるだけ早い機会に敷地をきめまして、準備が進むように努力したいと考えております。

○受田委員 近い将来ということですが、このような問題は、すでに声を立てて計画を進められておる関係上、すみやかな進展を見せられるような御努力が必要だと思っております。また、国民としまして、厚生省にこういう計画があるということに對して、もうすでによく承知しているものであるし、また、今、逢澤先生のごときは、靖国神社の中にこの無名戦士の墓を作るがよからう、英霊としては同じ境内で長く後人をして崇拜せしめたらよからうというお説もあつたようですが、いづれにしても、この問題は候補地の問題ということに難点があるというお説でありますけれども、このようなものは世論が簡単に片づけられるのです。だから、ここがどういふものがあるかどうかと一べん発表されたら、世論がさつとそれに対して結論を出します。遠慮なしに計画は即時進められるような措置をされないと、はなはだまずいことになると思ひますし、こうした人道的な問題の処理に對しては、あまり政治的配慮などを考えないで、さつとおやりになることを希望申し上げます。

○逢澤委員 関連して。ただいま、局長は、この問題を解決するには第一に敷地の問題だといふお話があつた。これは私は非常に異議がある。第一に解決すべきものはその遺族であります。遺族がどこを要望するかというのが第一でなくてはならない。敷地などというものはその次に来るべきものだ。どんなところに祭つたがいかということ、まず遺族の意思に問わなければならぬ。ところが、局長のお話のところを総合すると、遺族のないところのお骨をどうするということだから、尋ねることができぬということも仮想しなければならぬ。ところが、今、あるいは南方方面におきましても、最近皆さん方から非常に御心配いたしておるビルマ方面における遺骨にしても、どの遺骨がだれの骨であるかということも判別することはほとんど不可能であります。そうすると、多くのその遺骨がだれのものかということ、それは全国二百万の遺族のものであるとしなければならぬ。その遺族が今現存しているのではありません。その遺族の意思を尊重して、どこに祭祀したら一番いいかということ、遺族の意思をまず聞いて、その次に敷地を選定すべきものだ、こういうことではなくては、私は大きな異議があることを申し上げておきます。

○田邊政府委員 敷地の問題は、ただいま遺族の意思を聞くべ

きだということでありますが、敷地の問題をきめるについていろいろ検討しておりますのは、遺族の考えを聞いているのと、これは同じことだと思います。ただ、逢澤先生のお気持ちにあるいは沿わないかもしれませんが、純粹に考えますれば、こういう靖国神社にしても、戦没者の墓にいたしましても、遺族の専有物だという考え方はいかなものかと思うのであります。もちろん遺族の御意思は十分尊重しなければなりません。が、国家国民が尊崇するというものでございますので、建前としてはそうでなければなりません。しかし、遺族の気持を尊重したいという立場をとっておればこそ、ああいうふうには受田さんからおしかりを受けることになるわけでございまして、円満に各方面の十分なる御了解と御賛同を得た上で建てたいというのがわれわれの念願でございます。どうか御協力下さるようお願いいたします。

○中山(マ)委員 その予算は厚生省内で今ちゃんとしておりますでしょうか。してあるとすれば、どのくらい予算がとつてありますか。

○田邊政府委員 これは予算には計上してございせんが、計画が立ちましたときには予備金でまかなうように、財務当局と了解がついております。

(略)

○高岡委員長 この際お諮りいたします。去る五日の委員会において御決定願いました靖国神社における英霊合祀問題の参考人につきましては、委員長において人選いたしましたところ、靖国神社権宮司池田良八君、靖国奉讃会理事長館哲二君、靖国奉讃会事務局長大谷藤之助君、靖国奉讃会経理課長中村清一君以上の諸君が適当と思っておりますので、本委員会の参考人として事情を聴取したいと思いますが、招致の日時及び手続等については委員長に御一任願うに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高岡委員長 御異議なきものと認め、さよう決定いたします。○逢澤委員 ただいまの靖国神社の参考人につきましては、私は内部のことを若干知っておりますから申し上げますが、それは館哲二君が、理事長をやっておるので、一番よく事情に精通しております。それと大谷藤之助君がいいと思うのです。ほかの連中が来たって役に立たぬ。あまりわからぬ者が来てても役に立たぬと思えますから、館哲二君と大谷藤之助君をお呼びにな

ることが一番よくわかることを、参考までに申し上げておきます。

○高岡委員長 ちょっとお答えいたしますが、やはり靖国神社側の権宮司にも来てもらわなければ一方的だという御意見もございしますので、靖国神社側の権宮司の池田さんも参考人としてお呼びしなければならぬと思えます。もう一人の中村清一さんは経理課長でありまして、理事長の館さんと事務局長大谷さんの方からこまかい御質問等がございまして、この二人では答弁がいたしかねるから、それで経理課長の中村さんに参考人としてお出ましを願わなければどうして皆さんの御期待に沿えないだろうということで、四人の方にお顔いしたわけでありまして。

○逢澤委員 四人が来ればまことにけっこうだと思えます。

(略)

【三九〇】第二十二回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第十三号  
(昭和30年7月23日)

(発言者)

高岡大輔(委員長)

池田良八(参考人。靖国神社

権宮司)

館哲二(参考人。靖国神社奉

賛会理事長)

大谷藤之助(参考人。靖国神

社奉賛会事務総

長)

中村清一(参考人。靖国神社

奉賛会事務局経理課

長)

堀内一雄(委員)

山下春江(委員)

山本勝市(委員)

〔発言順。敬称略〕

○高岡委員長

これより会議を開きます。本日は靖国神社における英霊合祀に関する問題について参考人より事情を聴取することにいたします。

本日ここに御出席を願いました参考人の方々は、池田良八君、館哲二君、大谷藤之助君及び中村清一君の諸君であります。

では、これから参考人より事情を聴取することといたしますが、その前に一言参考人各位に対しごあいさつを申し上げます。参考人各位には御多忙のところ御出席下さいまして、委員長より厚く御礼を申し上げます。本特別委員会は御承知のように海外同胞の引き揚げ及び遺家族援護の諸問題についての調査を行なっておりますが、特に遺家族援護につきましては各般にわたり調査検討いたして参っておりますので、現在靖国神社における英霊の合祀が滞っております状態につきましても、その事情を聴取し、本委員会の調査に資したいと思っておりますので、この点お含みおきを願ひまして、詳細に事情をお述べを願ひたいと存じます。

まず、池田参考人より、靖国神社における現在までの英霊合祀の状況及び未合祀英霊に対する今後の合祀の計画等について事情をお伺いしたいと思ひます。池田参考人。



○池田参考人 靖国神社の現在の合祀の状況について申し上げる前に、戦前の状況と少し違ったところがありますから、比較をして申し上げます。

終戦前の合祀の状況は、戦没者を調査いたしましたので、お祭りを申し上げる予定のものを陸海軍の当局でおきめになって、それをお祭り申し上げ、霊簿をそれによって調製いたしましたので、それから各御遺族に対して合祀をする通知状と合祀祭に御招待する招待状を差し上げまして、期日がきまりましたときに招魂式を行います。その招魂式によりまして、お招き申し上げましたおみたまを直ちに御本殿にお移し申し上げまして、御本殿の御正座にお祭りを申したのであります。御本殿にはその当日各御遺族に御参拝いただきまして、それで合祀が全く終わったのであります。

戦後におきましては、終戦の当時の特殊な事情によりまして、そのときに靖国神社にまだお祭りを申し上げられない戦没の方々が、大体百二、三十万柱いらっしゃるといふことでしたが、そのまだお祭りを申し上げない方々をどうするかという問題がありました。終戦の結果陸海軍がなくなる直前でありましたが、一番責任を感じておられます陸海軍におきましては、その方々を何とかしてお祭りを申し上げますべきではないかということになりました。関係の宮内省の方や内務省の神祇の方々に集まっていただきまして、二十年の十一月十九日にそのお祭りを申し上げない百数十万の方々の招魂をいたしまして、お祭りをいたしまして、その方々のみたまを御本殿におおさめすることになったのであります。これは従来のように一々お名前を霊簿に謹写してお祭り申し上げるということは当時の事情でできないのであります。それで、結局おみたまだけをお迎え申し上げまして、御本殿にお移しする。お移しするには、御正座に沿いまして、われわれの言葉で言う相殿にお祭りを申したのであります。そして、逐次資料が集まりました方々からお名前を謹載いたしました御正座にお祭りを申し上げるといふ話し合いになっておつたのであります。それで、予定通り二十年の十一月十九日にお祭りを申し上げまして、お祭りを申し上げましたおみたまは御本殿にお移しいたしましたので、逐次お調べがつかしました方々から毎年時期をきめまして御正座にお移ししてきておられます。

かように、戦前と戦後との状況は違っておりまして、みたまはお招き申し上げましたけれども、その霊簿をお祭りできない方々がまだたくさんおありになるという現状であります。結局、

ただいまどうなっておりますかと申し上げますと、お名前をお調べいたしました御本殿におおさめ申し上げましたおみたまが、大体七十六万柱ばかりいらっしゃいます。そのお方々の御遺族に對しましては、一昨年からそのお祭りが済んでおりますという御合祀の通知状を差し上げております。あとまだ大体百二、三十万のおみたまが、その霊簿に謹載されない方々がおいでになりますので、合祀が完全に行われぬおみたまが百二、三十万いらっしゃるといふのが現在の状況でございます。

一応これで終ります。

○高岡委員長 それでは、次に、館参考人より、靖国神社奉賛会の性格、事業及び英霊合祀の計画等についての事情をお話しいたいと思ひます。

○館参考人 ちよつと私の立場を申し上げたいのでありますが、私は靖国神社の総代の一人であります。それから、ただいま、靖国神社奉賛会というものを一昨二十八年に発足したのであります。その副会長兼理事長をやっておりますので、その立場から申し上げます。

今池田権官司からお話がありましたように、従来は全部陸海軍の方で手続をさせていただきました。お世話をお願いしておつたのが、陸海軍が解消せられた関係上、靖国神社が単独の宗教法としてやらなければならない。そのためには、今申し上げましたような霊簿の調製なり通知状を出しますには相当の金額がいるのであります。これについては靖国神社自体で何とか考えなければならぬのであります。終戦時私ども総代を承わつた時には、一体靖国神社自体が存立するかせぬかという危ない時期であります。社頭はすでに非常にさびれてしまつておりました。とうてい靖国神社が自分でまかないがつかないような状況でありまして、ただ、靖国神社の境内から申しますと、元の遊就館を富国生命に貸しまして、その家賃が当時入つて参りました。それから、国会前にあります遺族クラブと称しまして元の陸海軍将校の集会所であります。あれを終戦後私が理事長で引き受けまして遺族クラブというものにしたのであります。あれを靖国神社に奉納いたしましたので、それを今駐留軍が使つております。その家賃というふうなので辛うじてやつてきたのであります。幸いにもそのうちだんだん御社頭も榮えて参りまして、現在では靖国神社の経常費だけまかなつていくことはできます。しかし、今のうちに二百万近い英霊の合祀を完全に終了するというだけの臨時的な費用というものは出てこない。どういう方法でやるかということにつきましては、かれこれ国会

の方々にも御相談を申し上げたりしたのでありますけれども、結局、宗教法人であるという立場上できない。そこで、仕方がないから、靖国神社自体が何らかの方法で考えられなければならぬというので、寄り寄り実業界の方面にも相談をいたしましたのが二十八年の初めころであります。そこで、結局はやはり奉賛会というものをこしらえて、そういう方面の臨時の費用というものを全国民の喜捨によって出していく以外にないのじゃないかというので、二十八年の十月に各方面の御賛同を得まして靖国神社奉賛会というものをこしらえたのであります。それが発足しまして今日に及んでおるのであります。初めの計画としましては、二百万の英霊を完全に御奉祀申し上げるといふために、大体経費的に申し上げますと、元の陸海軍のあとの仕事をやっていたら、二百万の英霊を完全に御奉祀申し上げるといふいろいろな資料をいただき、お世話を願つていくのであります。何百万になります。神霊でありますから、その索引簿をこしらえたり、あるいは一応の経歴簿をこしらえたりするために、全体として要りますのは、一柱について百円くらいづつ金がかかるのであります。そうしますと、二百万と予定をいたしますと二億圓をこす金がなければならぬ。それから、御奉祀申し上げまして遺族の方に御通知を差し上げて、その際、これは鉄道の方にも御心配をいたして半額の汽車の割引券を二枚入れて差し上げて、そして参拝をしていただきたいという御案内を差し上げるわけです。参拝をしていただきたいという方に対して一応の接遇をしなければならぬ。これは、戦前でありました。陸海軍の方から費用もいただいております。それからまた、私ども当時関係しておりました軍人援護会などというものからもいろいろおみやげを差し上げて、相当な御接待もできたのであります。今日はどういうこととはできませんが、まあ御紋菓を差し上げたり、おみきを差し上げたりするような金にいたしても、やはり百円くらいはかかる。従つてやはり二億圓くらいの金がかかるというふうなことで、四、五億圓の金は、それを完全にやりとげるためにはかかるというので、この金を一つ全国の崇敬者からお祭りをすることにしてしようというので発足したのが奉賛会の目的であります。

これは大体三年くらいの間で実は片づけるつもりで発足したのであります。経済界のいろいろな事情がありました。また、いろいろ各地方にお願ひをするのに、あるところには災害

がありまして、いろいろな事情がありました。手おくれをいたしまして、今日各地方で支部をこしらえていたおりの十月は十四府県でありまして、そうして、今年の来月から九月ころにかけてまた十三、四府県が支部をこしらえていただく予定になっております。そうしますと、全国の大半の府県がやっていただくようになるのであります。これによって今

の所期の目的のものを集めていきたいというので、実は、神社自体として、遺族のお気持も察しまして、金が集まらなくても仕事は一つ着手しようというので、当初百五、六十人の臨時職員を入れてその仕事をやりました。その結果として、今権宮司から話がありましたように、今日まで七十万ほどの御英霊に対しての通知状を発送することができて、合祀を完全にするのができたのであります。ところが、現在予期通りに寄付金の集まりがないのであります。最後には目的は達し得ると思えますけれども、予定のように迅速に参りませんので、実は人減らしをしまして、現在は九十人ほどの臨時職員でやっております。しかし、これはできるだけ早くやらないと遺族のお気持ちにも沿わないと思っております、今後約二年ほどの間にはこの仕事だけは完了したいというつもりでかかっておるのであります。

それから、もう一つ奉賛会の目的の中にあるのであります。御承知のように、神社自体は戦災を直接に受けなかつたのであります。いろいろなやりやりの焼夷弾が落ちたりして焼けた部分もあります。それから、御承知のように、遺族の方がこのころは団体で参拝をされる方が非常に多いのであります。農繁期を除きまして、ほとんど毎日幾組かがおいでになります。ところが、あそこまで休んでいただく場所もないというような状況でありますので、ぜひとも一つ参集所というものをこしらえて、せっかく汽車で疲れておいでになった方に足を伸ばしていただくような場所がどうしても必要だと、非常に強い要求もありました。これらの接遇の設備をやるというので、この金も実はあわせて奉賛会の目的の中に入れて募集しております。

従いまして、奉賛会として全国に呼びかけて募集をしておりますのは六億七千万円です。ただ、非常に集まりが少いのであります。現在までの状況をちょっと御参考までに申し上げますと、現在までに集まりました金は全体でまだ五千七百万円、一割までにもならないような程度であります。これは、各支部が結成さえてきますれば、案外迅速に結成ができたところは集まっておりますので、私どもはそう悲観はしており

ません。支部の結成さえてきますれば相当な程度で目的の金は集まり得るのではないかと考えております。奉賛会を結成いたしました目的及び現在の状況は今申し上げた通りであります。

○高岡委員長 次に、大谷参考人より、靖国奉賛会における英霊合祀計画について補足的に御説明々願いたいと思えます。

○大谷参考人 たいま御説明がありましたように、奉賛会の事業としていろいろ事業をあげておりますが、合祀あるいは遺族さんの接遇の問題、あるいは御社頭の整備復興の実施なり、その実施のための計画は神社側でやる、奉賛会は資金の造成をやるということが会の原則として取りきめられておるのであります。実際事業は神社の方の立場でやってもらうということになっておりますので、計画自体はむしろ神社の方で御説明願う方が工合がよいのではないかと思えます。

ただ、この計画の裏づけになる資金面でございまして、現在までの状況は先ほど理事長さんからお話が出た通りであります。向う二カ年間ということ、合祀の終るまでには二カ年間ではやはり資金の造成ができればならぬという問題がございまして。この問題で、実際それではどのくらい計画の裏づけになる見通しを持っておるかといいますが、先ほどの説明で尽きておるかと思えますけれども、私自身、これは理事長さんなりあるいはその他の方と考へ方が違うかもしれませんが、実際本会の立場で各県と折衝したところを見ますと、発足した県の御返事をその通り受け取れば、大体発足して半年間には概成いたしますということをどなたさんも本部長さんは申されるわけでありまして、当節のような事情でありますから、おそい県では、大体今日一年になっておりますけれども、まだ二、三割しかできないという程度でありますので、必ずしもどうも受けた御返事だけでは参りません。従いまして、今二年ということでは本会としても調達してやらなければならぬということで馬力はかけておりますけれども、この点は多少延びる懸念がありはしないかという点を事務局でも心配しておるわけでございます。

○高岡委員長 次に、中村参考人より、英霊合祀に要する経費、靖国奉賛会の事業に要する経費等についての説明を願いたいと思えます。

○中村参考人 奉賛会の経費につきましては、お手元に差し出しました事業計画の概要によりまして大体の計画をいたしております。現在まで奉賛会の支出した計数の概略を申し上げますと、奉賛会が始まりましたから現在までに受け入れた奉賛金は、先

ほど理事長からお話がありましたように五千七百万円でありまして、その五千七百万円のうち奉賛会として靖国神社の方に送納をいたしました金額は四千八百五十万円でありまして、奉賛会には先ほどのような関係で寄付金の募集に当っております。事業は神社の方の事業として遂行しておりますので、奉賛会自体の経費の概況を申し上げますと、二十八年の創立当初の年度における経費総額は三百六十万円でありまして、それから二十九年度、これは会計年度と同じであります。一千九十万円でありまして、合計いたしました約千四百万円ばかりでございます。大体その程度でございます。

○高岡委員長 これにて一応参考人より事情を聴取いたしました。この際、参考人に対する質疑の通告がありますので、これを許します。堀内一雄君。

○堀内委員 日本の軍人軍属は戦死病没の際に靖国神社に合祀されることを無上の光栄としておたがうのでございまして、これを期待して死んでいったのに、今日、終戦後十年になりまして、なおかつ半分以上の英霊が合祀されておられないというところは、まことに申しわけないことと存するのでございまして、この点について今まで神社当局並びに奉賛会の方々の非常な御尽力をいただいたことは、われわれ感謝する次第でございます。これはただその方々の御努力のみ御期待いたすことでなく、何とかして国家で合祀を促進していくことを念願して、この委員会が今日までいろいろ検討した結果、実情をお伺いすることになって、本日お伺いするわけでありまして。

最初に、今御説明になった事柄のうちで、ちょっと不明の点がありますので、その点まず池田参考人にお伺いしたいと存じます。戦後この英霊奉斎のことを急速にやらなければいかぬというので関係者が集まって案を立てたというその時期はいつごろでございますか。同時に、そのときに百二十万柱云々というふうな説明されましたが、これはおそらく二百二十万の逆の間違いやないかと存じますが、その点まずお伺いしたいと思えます。

○池田参考人 その協議の時期は二十年の十月の初旬かと思えます。——今ははっきりした記憶はありませんが、それから、もう一つ、百二十万と申しましたのは、そのときの話で百二十万と申しておりました。あとでだんだん判明いたしました結果百九十八万。これは時期のずれがございまして、そのときに話が出た柱数を申し上げたのでございます。どうぞ御了承願いた



いと思います。

○堀内委員 その次に、館参考人にお伺いしたいのでございますが、今後二年間に完了の予定ということでございますが、奉賛会が二十八年の七月に発足されて、二十九年以降、二十九年、三十年の合祀は三十五万柱であるように聞いておりますが、それが今後二年で合祀が完了をする予定というお見込みは、どういふところから起つておるのでございませうか。

○館参考人 実は、奉賛会をこしらえましたときに、三カ年間で完了したいという建前でかかったのであります。というのは、御遺族の気持から言いましても、終戦後長く一向合祀の通知も来ないという御不平が非常にあるので、そのお気持ちを察しまして、一つあげて努力をして三カ年間で完了したいというつもりでかかったのであります。ところが、先ほど申し上げましたように、経済界が不況にぶつかってきたということ、また、同じような種類のといひますか、神社方面の募金がいりいろはち合せしておるといふような状況もあつたりしまして、各地方へ行きますと、なかなか予期通りにすぐに応諾をしてこれに取りかかつていただくことはできない。もう一つありますのは、各地方の護国神社が焼けてまして、そのためにその復興をやらなければならぬというような関係もありまして、なかなか地元との折衝に時間がかかる。そのためにならずと下打ち合せに今まで時間がかかつたのであります。今日までどうよう十四府県だけが完了しまして、大体内打合せは各府県大部分進んでおります。そこで、ただいづつ地方本部が発足するかというような時期に向いてきておるのであります。もう一つつけ加えておきますが、たとえば、知事の選挙があるとか、地方選挙にぶつつかつたりしまして、やると言つておきながら、ついそういうことで延びております。一応これも片づいたというので、この八月、九月の間には、今のところ十一が発足していただけたと思ひます。それが発足いたしますれば、他の府県も相次いでやつていただけたという見通しを持っておりますので、地方本部の結成はそれほど手間取らずに全国に及ぶのではないかと思つておるのであります。そうしますれば、これは地元の熱意いかにによりませんが、今大谷事務局長が言いましたように、ところによつてはなかなか集まりにくいところもありますが、なかなかよい成績で集めていただけておるところもあるものであります。これは私の努力いかにによるわけでありませんが、これをできるだけ早く進めて、二カ年間に完了してもらいたいということを、今

減員いたしました臨時職員をもう一度ふやして仕事を進めていくということになりますれば、予期通りの数はやれるのではないかと考えから申し上げた次第であります。

○堀内委員 ただいまのお話ですが、支部の結成が済めば大体金は集まるだろうというお話なんです、募金について、二十八年、二十九年、三十年、各年にどのくらい集まつておるか、それから府県別で、要すればあとでもいいのですが、どんなふう集まつておるかという状態を中村参考人からお伺いしたいと思ひます。

○中村参考人 お答えいたします。先ほど申しました五千七百万円の奉賛金の内訳は、創立以来の総計をまず申し上げたいと思ひますが、本会で直接受け入れたものが二千七百六十万円、その内訳は、法人が二千三百六十万円、個人その他社頭の方に参りましたのが約四百万円、それから地方本部の府県の方から集まりましたのが三千二十万円、内訳を申しますと、東京都が千五百三十万円、福岡県が五百五十万円、岡山県が四百十万円、大分県が二百五十万円、佐賀県が五十万円、徳島県八十万円、三重県百万円、鳥取県四十万円、以上の通りであります。これを年度別に申しますと、二十八年度は六十四万円でありまして、二十九年度が四百六十万円、それから本年度三十三年度の六月までが千四百八十万円、以上の合計が五千七百六十万円でありまして、

十県作る、あるいは来年二十県作るという計画は、実は、当初は二カ年の計画で、この県はよきそうじゃないかということいろいろ瀬踏みしてやりまして、今年は二十県なら二十県で概成したい、こういう本会の計画でありましたが、しかし、実際に現場に臨んで折衝しますと、幾らかような計画を机上でやりまして、現場との話し合いではその通り参りません。本会としては、六県発足をし、その六県の次の準備会の発足を持つまでは、ほとんど二カ月間出つ放しに出て、やはり足を運ばなければ、机の上のやりとりでは幾らやつても感情を害するだけで進まないというような点もありまして、本会として最大限の手足を使つてやつても、今日のこの状況になつておる。先の計画を本年はやりたいという考えを持っておられますけれども、今のところ、この秋までにこの概成ができれば、その他の県はあまり無理押しをしてこちらからお願いすることもできにくいことでありまして、大半ができれば、よその県もやはりやろうじやないかということ、率直に申しますと様子を見る、足もとを見られておるといふことが言えますが、そういう点もありまして、過半数が一応動き出せば、本年末あるいは年度末の来年三月までには、県の特種の事情のない限りは、こちらからは受け立てでも発足は大体どがつく、こういうふうな私どもの方では見通してあります。資金の造成もありすけれども、全額が計画的に造成してもらつてこの年度内ということをお願いしておりますが、これは必ずしもそうはいかぬわけでありまして、町村でもほとんど完結していくわけでありまして、おそいところは、やはり手がつかないから、県としてのまとまりが悪いわけでありまして、いわゆるスタートを切られた単位々々の市町村ではまとまりは早いわけで、その金も団体的に送つていただけますから、奉賛会の奉任事業も、これからは十七、八の府県から百万円ずつ流し込んでもらつても何とかまとめていける、かような見通しを持ってあります。

○大谷参考人 各県で今結成されておりますのは、先ほど申し上げた十四県で、この九月ごろまでに大体日取りが確定し、日取りが確定しなくても結成すると今本会で大体見通してあります。約十三県ないし十四県でございます。そうしますと、大体この九月の末までにはおおよそ二十七、八県ないし三十二、三県の程度までござつておられる、かように考えております。実は、奉賛会は二カ年で終るといふ計画は、決して始められた県が二年やつてもらつておることでなくて、準備期間も要るから、当年度内になるべくすみやかに準備を終るようにならねば、そして各県のいろいろな募金がありまして、適当な時期にスタートしていただくけれども、おおよそ年度内に発足して全国大体概成してもらつていただくことが初めのねらいであります。その他の情勢もありまして、今の段階になりまして私どもが今年二

○堀内委員 ただいまお伺いした中に、いま一つあるのですが、募金と申しますか、会費と申しますか、先般ちようだいしました規定を見ると、みんな会費として募集しておられるようでありまして、そうすると、会費に対して各県にどのくらい割り当てるといふような計画になつておるのですか。その辺をお聞きしたいと思います。

○大谷参考人 会費と書いてありますのは、実は神社としてこういう計画をいたしますのに、伊勢神宮さんなり明治神宮さん



なりその他でやっておりますのを参考にしたわけであり。この計画は二年か三年前でありますが、従来やっておられるのはみんな奉賛会の会員募集ということで、個人の会費ということになると税とかいろいろ問題がないのであります。そうじやないと、寄付にはいろいろ税金もかかるというような話を聞いたこともあり、一応各宮ではそういうことでやっております。ただ、そこで疑問が起りますのは、会費というのは毎年奉納するのじやないかという御懸念がありますが、一回限りで、神社の当面の費用があれば、むろん継続しない。一回限りということとは年月日を添えてその会員の了解を求めることになっております。そういうことで、特別な会員ということでは、いわゆる普通の会費とは趣が違ふ。それから、六億七千万円の各県への割当ということは、これは寄付金でありますから、決してそういうことはできません。数字で書いたものをこちらからお願ひすることになりますと、なかなかそこが機微な問題であります。出向いて行ってやられる前に、各県の準備会委員にお集まりいただきまして、そういう方々と御相談して、これならやってみようというくらいなところで大体各県にお願ひする。決して割当とか強制寄付とかいうことにならぬようにしたいということをやっております。十四県だけで滞りなくやっておりますが、大体、現在共同募金とかいろいろな募金もありますので、皆さん見当はつけておられます。あの県にこれだけだということは、本会としてはお願ひもできない。そういうようなことでやっております。

○堀内委員 そうしますと、会員ということにはなっておりますが、それは大体県、市町村というものを対象とし、それが会員という名前になって会費を納めるということになりますか。

○大谷参考人 奉賛される個人の崇敬者が会員になるわけであり。団体はなるべく避けてもらって、個人というので、団体にも代表者のお名前をちようだいておられます。個人の方が会員になり、市町村が会員になっておることとはもちろんありません。そういう立て方であり。また、

○堀内委員 そうしますと、そこで非常に不安にかられる点がある。すでに東京都は千五百万円、福岡は五百五十万円というような大口の会費が集められておる。そのあとで、地方の弱小府県、しかも現在地方府県の状態というものは非常に財政が困難な状態になっておるのでございますが、私ども今まで聞いておるところでは、やはり町村が大体単位になってやっております。私はあえてこれがいいとか悪いとか言うわけではありませんが、

県なり町村が会員になって負担しておるというように聞いておるのであります。その場合に、町村等の会員の種類にも、たくさん出すのと少いのとあるようでありますが、そういう金をよく集めることができるかということが一つ。それから、そうではなくて、法人そのほかの個人を対象としておることになりますれば、東京、福岡等のようなところで今こういうようにたくさん今まではできたが、今後もそういうふうなたくさん金の期待できるかどうかという二点です。

○大谷参考人 今のところでは、その話は、本会として、私も各地を回りましても聞いておりません。大体個人のものを集めて出される。ただし、支部長さんは町村の代表ということであって、町村に支部長さんをお願いしてやっておりますが、個人の方々が奉賛金を出してあります。先ほど説明がありましたところの各県奉賛金の受け入れ状況を申しますと、法人は、特別の大法人といひましようか、工業クラブとかそういうようなところを出してあります。その他のものなり社頭募金はみんな個人の方から集めたものであります。各県の中で大口の何十万というものはまだ本会に報告が参っておりません。本会に来ました連絡では、みな個人の方の奉賛金の集まりとなっており、町村で実際集められたものであります。

○堀内委員 私は、ほんとうに二、三年で奉賛していただけるかどうかということを中心から心配して、いろいろお伺ひいたしておるのであります。その実情をお伺ひして、できるならばわれわれも何とかして御協力申し上げようという趣旨でお伺ひしておるのですから、その辺誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。

今までお伺ひした点から見て、今までのところだと、六億七千万円のうちの五千万円ばかり集まっておらない、財界は非常に不景気である、地方の方の政府といひますか府県はみな赤字財政である、こんなような状態で今後二年に六億二千万円という金が集まり得るかというのが非常に心配なのでございますが、それに対して、いま一度理事長である館参考人のお腹組みをお伺ひしたいと思ひます。

○館参考人 堀内さんの御心配いたしております心配は、実は私どもも内心は持つております。そこで、今考えておりますのは、全体としまして私ども極力出向いてお願ひをして回らなければならぬと思ひますが、全体の計画は先ほど申しましたのは六億七千万円でございますが、御奉祀を申し上げる手続をするのに二億何千万円かかりますか、それと、御遺族がおいで

になったときに御接待申し上げるのに二億何千万円、それで四億円ちょっと越すのです。もう一つ、残りの部分は、戦争などで今までにいたました部分とか、手直しをしなければならぬ分というものがあつてあります。予算を組みますときに、実は、これだけではまだ足りないのだ、たとえば靖国神社ではお鳥居を献納した、あの道路にあの鳥居があるのが靖国神社のシンボルであつたので、あれを復旧してもらわなければ困るというお話もありました。それから、参集所につきましても、現在こしらえたのでありますが、あれでも手狭なので、もう一つこしらえるべきであつたという話もありますが、それらのものは全部削つて、最小限見たわけであり。なおその上でも、建築物の方は集まる状況によつては将来に延ばしてもいいじやないか、——御本殿は今のところいたんでおるわけでもございませぬ。ただ、もう一つ心配なのは、二百万の英霊をお納めするということになりますと、霊簿を納める場所が今の御本尊殿では狭くなり、どうしてもあのうしろへ霊簿を納める神庫をこしらえなければならぬ。これはやはり最小限度要るのじやないか。そうすれば、集まる状況によつては、そういう建物の方をよめて、集まった分はあけて直接の合祀の手続をするという方向へ持つていったらどうか、大体今までのところだと五億円ほどの金で事は済む、こういうことも内心考えておるのであります。ですから、とりあえずは合祀を促進するための金を極力集めるといふ考えに立つていって、その集まった状況によつてやつていこうという考えでおるのであります。

集まる状況は今も大谷参考人から話をいたしました。これは話をしていたいただきますとだれも反対する人はないのです。実によく集まる金であるのであります。要するに、集めていただく人に熱意を持つていただくことが必要なのであります。その熱を持つていただくためには、やはり中央で呼びかけます私どもが努力をしなければならぬというように思つておられますので、目標としましては、私は一、二年という旗じるしを上げて強く呼びかけて、一般遺族の方に一日でも早く安心していただきたいという気持であります。

○堀内委員 ただいまの理事長のお話に、呼びかければすぐ非常によく集まるというお話がありました。実は地方ではかなり不平を持つております。すでに二カ年分を一度に納めてしまつてやつておるが、それが聞くところによれば合祀の方に使わずに待合所に使われてしまつたという。これは前年ですか、三千四百万円会費が集まつたというけれども、そのうちの三千万

円は休憩所の設立に使われてしまった、しかもお銀行から三千万円の金を借りておるといふ。すでに六千万円の経費がその方へ使われておるが、今まで出した金の中で、先ほどのお話によると神社の方へ四千万円を送っておるといふお話でございましたが、地方など言っておられるのは、五千七百万円のうちで三千万円、並びに三千万円銀行から金を借りて休憩所を作つて、実際の合祀の方へは金が行つてないといふようなことが言われているのでございますが、その辺について中村参考人から実情をお伺いしたいと思います。

○池田参考人 私からお答え申し上げます。先ほど大谷参考人から申し上げましたように、奉賛会は募金の団体でありまして、実際の業務は神社の方でやるということになっております。神社の方ではあらかじめ年度の初めに特別に臨時特別会計という予算を作りましてやっておりますのであります。その予算の項目を申し上げますと、合祀の諸費、遺族接遇費、それから営繕という三項目に分けてあります。それで、一昨年の二十八年度から、途中からありますけれども、二十八年度の状況を申し上げますと、合祀関係諸費に大体四百四十四万五千円、二十九年度は、合祀諸費には三千二百四十五万五千円、参拝せられる遺族の接遇費には百九十万円、それから営繕が二千四百八十一万五千円、これが二十九年度、昨年度の状況であります。そういうことになっております。

○堀内委員 うわさされておりますように、休憩所のために六千万円かかつて、そのうちの三千万円は銀行から借りておるといふようなことは、うそなんでしょうか。

○池田参考人 今申し上げましたように、営繕の方に二千四百八十一万五千円昨年度で払っております。今年度になりましてから大体一千万円払っております。ですから、営繕の方に払いましたのは、昨年度と今年度と合せて三千四百万円になるわけです。あります。そして、あと残っておりますのはまだ未払いであります。

○堀内委員 そうしますと、先ほどの合祀の費用という中に、遺族の接遇費が一柱百円ということがありますが、実際地方で聞いたところによりますと、先ほど大谷さんの御説明もありましたが、合祀の御通知が出ました際に、やはり旅費と、それからほか靖国神社へ納める金というのを百円、それだけをみな村で負担しておるのです。でありますから、実際その費用の出所は個人であるか町村であるかということ、私よりもむしろ皆さん方がよくおわかりでありましょう。私もさらに調べて

みるつもりであります。とにかく神社の合祀のために一柱百円ずつ町村費から出て、それを持ってきて遺族が納めるということになっておりますが、その百円の神社へ納めるという金はどんなふうなことになるのか、お伺いします。

○池田参考人 御参拝のときにお納めになる玉ぐし料とか神饌料のことでございますが、それは、合祀関係を除きましても、御参拝になるときは、おさい銭がわりとか、あるいは玉ぐし料がわりということ、遺族さんが個人あるいは団体で持つて見えられるわけでありまして、百円というお話が出ましたが、その百円は、神社から百円持つてこなければならぬということお伺い願つておる。そのお納めになる神饌料なりそういうものは神社の経常費の方の予算につけてあります。ただいま奉賛会の方でやりますのは臨時特別会計の方であります。社頭でお納めいただきますおさい銭なりそういう神饌料というものは神社の一般会計の方に入ることになっております。

○堀内委員 そうすると、先ほど館参考人からお話のありました遊就館並びに旧遺族クラブの家賃と、ほか、遺族から納めるのではないかとおっしゃるが、そういうふうな三つが大きい筋になって経常費をまかなつておるといふふうに理解してよろしいのか。それからまた、遺族の奉賛と申しますか、合祀の際に持つてきて納める玉ぐし料とかは大体どのくらい入つておるものでございますか。

○池田参考人 今の神社の一般会計の経常費というのは、大体収入は御社頭の収入でございます。これが八割くらいでございます。今の建物から入つてきますのは、そのほかの二割の中に入つていくわけでありまして、ですから、大体神社の経費というのは御社頭の収入によりましてまかなわれると申し上げてよろしいと思ひます。

今の百円が何か神社の内規になっておるのじゃないかとお尋ねでございますが、それは、いろいろ、神社に参拝しなさらうとしたらいいかという御質問でございますので、御参拝になりましたら玉ぐし料として幾らもおぼしめしでよろしいです。それからお納めだけばけつこうですと申しております。そして神社もその経常費におきましては御社頭の収入によりまして御奉仕申し上げておるのであります。その御参拝いただきました方々にはおしるしを差し上げております。お札とかいろいろおしるしを差し上げておりますから、そのおしるし

を差し上げる場合に、お納めになりました金額によりまして少しもが違つていくのであります。ですから、百円くらいお納めになりますとこんなものを差し上げておるので、五十円の方にはこんなものを差し上げておるので、これを団体の代表者の方には申し上げて、参考にしていただいております。でございますから、そういうことの内規が、こちらの差し上げるものも必ずしも百円をお納めいただかなければならぬという内規ではないわけではございません。

○堀内委員 先ほどのお話の中に、合祀諸費並びに遺族接遇費というのがありますが、送納金とか言つておられました奉賛会の方から納める金は、遺族の接遇というふうな点ではどんなふうな費用になるわけでしょうか。

○池田参考人 神社に御参拝になります御遺族さんの種類は二通りあるわけなのです。一般の参拝、何も合祀関係を考えない御参詣の方々、それから、合祀の通知状をいただかれまして来られます方々、二通りあると思ひます。一般の方々は、先ほど申し上げましたように、そういう内規をもつて神社では御待遇申し上げております。また、今の合祀通知状の中には宮司から来られる方々につきましては、この合祀通知状の中には宮司からのあいさつやら、それから、通知をいただいたて初めて御参拝になります方については何らかの待遇をいただいたて初めて御参拝特別会計の方の遺族接遇費の中にあります経費であります。その百円内において御待遇をするということになっております。これは神饌料の有無にかかわらず、そのものはすべての合祀通知を受けられた方には差し上げております。これは一柱につきまして一枚ずつ特別参拝券というものをに入れてあげております。その特別参拝券を持つて見えた方にはおしるしを差し上げるといふことになっておまして、これは幾ら御奉納いただきたいといふことは一つもございません。無料で差し上げておるわけです。経費の出所はそういうことでありまして、待遇の方はそういうことになっております。

○堀内委員 そうすると、合祀の際に遺族に神社から下さるかわらけとかいろいろあるそうですが、それははいずれの方の費用から出ておるのでしょうか。

○池田参考人 合祀は、先ほど申し上げましたように、年に一回ないし二回、日をきめて行われるものであります。そのとき、以前のように何万も御招待することはできませんわけです。それで、この春から、そのときに御奉祀申し上げる——御奉祀という言葉はちょっと不合理であります。御



霊聖簿に書きまして御正殿に御奉遷申し上げる方々の御遺族さん方の代表といたしまして、各県ごとに男女お二人の代表を御選定願って御参列をいただいております。そして、その御参列をいただきまして、そのお祭りを済ませております。他の御遺族さん方は随時御参拝になる。合祀祭のときに御参拝になるのではなくて、平常御都合のいいときに特別参拝券を持って御参拝下さるということになっております。そういう状況であります。合祀祭のときには、全国から百名ばかりの代表者として参る方々だけでございます。

○堀内委員 その合祀祭のときにおいでになる方、あるいは特別参拝券を持つてくるときに、みな百円ずつ納めて、何かの記念品といえますか、そういうものをいただいて帰っておられるように私は聞いておるのでありますが、それは間違っておりますか。

○池田参考人 特別参拝券を持って見えた方でも、今の玉ぐし料をお納めになる方もありますし、お納めにならない方もございます。お納めになりました方には、そのほかに神社からさらにおしるしを差し上げていられるようなわけであります。全然取扱いを別に考えております。特別参拝券を持って見えた方と一般の御参拝と別に考えております。

○堀内委員 そうすると、合祀の式ときに参列される方と、特別参拝の方と、一般参拝の方と、三段階に分れるようになっておりますが、ほんとうに合祀というお祭をして遺族に安心させるために要する費用というのは、最後にせんじ詰めると、どういう費用で大体どのくらいかかるものでございますか。

○池田参考人 お手元に差し上げてあります「経過及事業計画の内容」ですが、これの二ページに、靖国神社合祀祭関係参拝遺族接頭整備復興経費概算書というのがございます。この内訳の中に、合祀祭関係費とありまして、二億一千五百二十六万円であります。これが一切の合祀関係の諸費でございます。これは、下段にありますように、御祭神百九十八万柱という想定のもとに計上された予算であります。

内訳を申し上げますと、合祀の通知状費が七千七十万円、これは、御霊聖簿を御本殿にお移ししまして、その通知状を御遺族に差し上げる経費でございます。それから霊聖簿費、これは霊聖簿を複製いたしまして御本殿に納めますが、その霊聖簿を複製いたします経費でございます。この霊聖簿は、明治の初めからしきたりがありまして、そのしきたりによって複製している霊聖簿でありまして、料紙は鳥の子でございます。表紙は全部金欄を使っております。天地に金箔を用いて非常に御丁重

なものであります。中に記載いたしますのは、御祭神の本籍の府県、位階勲等、階級、なくなられた年月日、場所、それから氏名を毛筆で書きます。その次は神庫造営費、これは、先ほど理事長が申されましたように、御本殿が非常に狭くなりまして、御霊聖簿の格納ができないような状況になっておりますので、御本殿のうしろに神庫を作つて、そこに納めるといふので、これが二千二百万円。その次に祭神簿、上奏簿費とありますが、この祭神簿は、御霊聖簿を御本殿に御納付してまいりますと、あとで事務に困りますので、御本殿に納めまして霊聖簿と同じものを事務用として祭神簿として社務所に置いてあります。それから、上奏簿は、これは陛下のお手元に差し上げるものであります。祭神簿と同じ形式のものであります。その作製費が千七百七十四万円。それから祭神名票費、これは御祭神を御奉祀いたしましたその後、御祭神に関する調査とか、いろいろなことがありますので、一番基本になるものといひまして、カード式の御祭神名票を作つております。それから索引は調査のときに必要になります。参拝券費は、先ほど申しましたように、参拝になりますときに持つて見える特別参拝券を調製する経費であります。それから業務室設備費、これは事務室の経費です。祭典費千四百五十二万円、これは、先ほど申しましたように、霊聖奉安をいたします合祀祭の当日、各府県から代表に参列していただく、その代表の方々の参列していただく祭典の費用であります。参列者の接待やら、いろいろなものがこの中に入つております。予備費とありますのは、下にありますように、百九十八万柱以外に将来二十万柱くらいはまた調査の結果判明するだろうという予想のもとに、二十万柱に対する予備費として千八百万円計上してあります。あとは雑費。そういうことになっております。

接遇の方はその次に書いてあります。

○堀内委員 そうすると、この接遇費の中の授与神饌費というのは、これはみな遺族がいただいでいく費用でございますか。

○池田参考人 そうでございます。

○堀内委員 そうすると、通常言われておる百円納めるというのは、神社の方に玉ぐし料として納めるので、それはこの合祀には関係ないと見てよろしゅうございますか。

○池田参考人 そうでございます。

○堀内委員 その次に、よく言われておる遺族の休憩所というのは、この中のどの費用になっておるのでしょうか。六千万円かけたという……。

○池田参考人 第三の社頭整備復興費の第一項の造営建築工事費の中のイに御社殿、附属殿造営及び改修費というのがございますが、この中の一つになっております。

○堀内委員 どれですか。

○池田参考人 内訳でいきますと、下に北参集所というのがあります。これです。

○堀内委員 大体経費のことはわかったような気がしますが、その次にお伺いしたいことは、合祀の関係の霊聖簿を作るまでの調査、これは先ほどお話しした九十人とかいう人でもつてやっておるのですか。九十人の人で、各府県の方の調査との関係はどうなっておりますか。それを、どなたでもよろしゅうございますから、お聞かせ願います。

○池田参考人 終戦から一年くらいの間に、各復員局にございました戦没者の方々の資料を全部神社にいただいておりますので、その資料を整備いたしました。仕事を遂行しております。しかし、これは、終戦のああいふときでありましたから、その資料が不完全であります。それで、いよいよ決定をいたしました。御霊聖簿を複製申し上げるという段になりましたと、不安なところがありますから、これを各府県の世話課にお願いたしました。もう一度それを調査していただくということにいたしました。それから、海軍の方は地方の復員局にお願いたしました。さらにそれを調査し、そして正しいものを最後に決定するというところでやっております。

○堀内委員 各府県で聞きますと、各府県にあなたの方から調査を御依頼になるその費用は、追つて払うからということで、各府県に御依頼になって、各府県ではそれを世話課等にやらしておるが、いつになつてその金ももらえらうというように、ことを言つておるやにも聞いておるのですが、その辺のところを、そしてどのくらいその費用が予定してあるのか、お聞かせ願いたい。

○池田参考人 その費用は、神社からは何も差し上げておりません。そういう仕事を始める前に、経費を出していただきたい。世話課の経費がないから、そういうものをもらえればという話はあったことはありますが、しかし、それはそれきりになりました。今のような非常に窮屈な予算でございますから、神社から費用は出せません。

○堀内委員 理事長にちよつとお伺いしたいのでございますが、とにかく今後百二十万柱の英霊の調査をいたさなければならぬのであり、その調査にも私どもの聞いておるところで

は相当の仕事があるように思っておるのでございます。しかし、その調査等に対するやり方は、今のいわゆる好意をもってやってくるというような程度でやっていけるものか、ことに復員関係の役所などはどんな人減らし等もやっておるときでありますので、その辺に關してどんなふうなお考えをお持ちですか。

○館参考人 実は、その点非常に困ったと思っておるのですが、各地方の世話課では恩給の仕事で手一ぱいになっていられるところなのです。そこへまた神社からこの仕事を願うところなのは、非常にお気の毒に思っております。神社がこの予算を組みますときには、地方の世話課の方で御調査を願うというだけで、特別にこちらからその費用を差し上げるといふ考え方はしておらず、地方の世話課の方の仕事としてやっていたところだ、今、お話のように、恩給の仕事もある意味から言いますと一応形だけは進んでおるような形になっておりますし、世話課の人が減ってくるというので、地方にとっては非常に御迷惑だと思っております。そういうことを考えまして、何とか政府の方でも世話課あたりに何かお手当が願えたらという希望は持っておるのです。実はまだそれが実現はされておらないと思っておりますが、そういうような事情でありますので、非常に心苦しいのです。従いまして、地方の方でも相当仕事に手間もとれると思ひますし、事実上なかなか困難だということで、私どもも非常に今お気の毒に思っております。

○堀内委員 先ほどからお伺いいたしておりますと、まことに失礼な言い分ですが、経費の点においても、今後三年で百二十五万柱を奉祀することができると同時にまた調査そのほかの方面においても百二十万という大きな調査のほかに果してできるか、この点が非常に不安になっておるのでございます。この点につきましては、いざれまた検討いたすこととしますが、その前提といたしまして、この英霊を靖国神社に奉祀するという法的根拠というか、社会的な考えというか、そういうことに対する根本の問題をお伺いしたい。

○池田参考人 これは非常にむずかしい問題でありまして、靖国神社の御創立のことに及ぶと思ひますが、靖国神社の御創立は、明治元年五月十日の太政官布告が出ておりますが、それに基づきまして、東京の九段に招魂社が明治二年六月二十九日に御創建になった。それで、元年の太政官布告の中に、国事に倒れたる者をお祭り申し上げて、そのお名前をいついつまでも残したるを慰めようというところがその一番の根本になっておる。

るのであります。それによりまして、明治、大正以降、ずっと国難に倒れた方々のお祭りは続けられてきたのであります。

○堀内委員 戦後においては、今どんなふうな形になっておりますか。

○池田参考人 戦後の状況は、一番最初に申しましたように、二十年の十一月十九日のお祭り、これは臨時大招魂祭という名前ですが、臨時大招魂祭を執行せよということをお仰せ出されたのであります。その仰せ出されてお祭り申し上げたときの奉祀状況が、今までのような状況になっております。そのときに仰せ出された御趣旨は、御創立の御趣旨と変らないのであります。

○堀内委員 その次にお伺いいたしたいのは、靖国神社の性格の問題であります。占領軍の靖国神社に対するいろいろな取扱いから、一時は靖国神社が取りこわされるのではないかとというようなことまで言われた時代もあつたようでございますが、その後靖国神社が単独宗教法人となつて今日に及んでおるということをお伺いしておるのでございますが、靖国神社というものは、いわゆる宗教と違つて、先ほどからのお話によると、いわゆる御廟ともいうような意味の神様であつて、従つて、宗教法人というふうな形になっておるのは一つの変則であるように思つておるのでございます。これが宗教法人というふうな建前をとなつなければならなかつた事情、並びに靖国神社そのものの、一般の神社、いわゆる宗教との違いというふうな点について、お考えをお聞かせ願ひたい。

○池田参考人 非常にむずかしい問題であります。法的に見ますれば、靖国神社は二十一年の二月一日に勅令七十号によりまして宗教法人に自然に移行した。そうして、その勅令にありまして、六カ月以内に当時施行されておりました宗教法人令による法人を組織しなければならぬということでありましたので、その勅令によりまして靖国神社は二十一年の七月七日と思ひますが宗教法人になりました。それから、宗教法人令が廃止されましたが、二十七年に制定されたのであります。それが法的に靖国神社が宗教法人となつて現在に至つております。それが法的に靖国神社が宗教法人となつた事情であります。先ほど申されましたように、神社のうちでも靖国神社は特色のあるお社でありますから、おっしゃいましたように、廟的な性格であるというふうなことを一時国内でも言われたことがありました。特に、占領軍の非常に力の強いときには靖国神社の存立問題に及びまして、結局靖国神社は何らか変

更しなければ存続しないと言われた時代に、それならば靖国神社ということでもなく靖国廟とかいうふうなことで残そうというふうな話もあつたわけでございます。しかし、現在におきましては、宗教法人というものは国から非常に優遇された法人でございます。まして、財団法人とか社団法人とかいうものよりも宗教法人の方が非常に優遇を受けております。ですから、今のところ、神社といたしましては宗教法人というワクの中におるのが一番いいようでございます。それで宗教法人となつたのでござい

○堀内委員 結局、すみやかに英霊を合祀するためには、何らかの方法でもつて国の助けを得なければできないと私は思うのでございますが、そういう点から申しますならば、これが国に尽された方々の廟所であるというふうなことになるれば、これは憲法の宗教関係のところにも触れませぬし、そういうふうなこともできるのじゃないかと思つておるのですが、そういうふうな形にかつて検討したこともあるとお話ですが、廟という形になることが悪いということの根拠は、ただいまの宗教法人の待遇がいいということ以外に何かありまするか、お伺いしたい。

○池田参考人 神社と廟との関係ですが、廟は大体支那式の考え方からきております。日本では神社という形でありまして、神社に祭られることを最高の名譽としております。廟に祭られるということより、神社に祭られるということを一番の名譽としております。なくなつた方々も、戦死をいたしましたならば靖国神社に祭られるということでもなくなつておられます。廟といふと、お墓と申すか、むくろを拜むということと一緒になるのであります。たとえば、日本でありまして、日光の東照宮、これは日光廟であります。家康のお墓であります。秀吉をお祭りしました京都の豊国神社、これも秀吉のお墓であります。こういう点で、靖国神社の現在の状況は、やはり神社という性格でなければならぬということ、神社が一番いいということになっております。それから、ほかの神社と違うのであります。御創立以来靖国神社は中央官庁の直轄の社として取り扱つておられまして、伊勢神宮を省きまして、その他の神社は第二次監督を各府県の知事が行われていたのであります。靖国神社のみは中央官庁の直屬で御奉仕をしていくというふうなことで、非常に靖国神社を重く見ておつたのであります。

○堀内委員 私の上申してありますのは、いわゆる東照宮と



か何々神社というところで、それが廟になっておるのだというのと同じような意味において、名前は靖国神社であっても、それが本質的に英霊の廟所であるという形にすることはできないのかということも申し上げたのです。同時にまた、従前のように、憲法改正前の状態という今お話がありましたけれども、それでいけるのならば、何もわれわれは苦しむ必要はないので、そこに敗戦という現実の冷徹なる事実があり、また憲法改正という問題があったために、われわれが今ここでいろいろ検討しなければならぬような状態が起つておるのであります。そこで、私は、ただいまの池田参考人のお話の中にもありましたように、名前を何も廟と言わなくても神社ということで置いて、現実の性格は東照宮と同じような意味における廟所といったようなふう考えた方が、むしろ妥当ではないかと思うのでございますが、その点について、いま一度、できれば奉賛会の館参考人の御意見を伺いたいと思います。

○池田参考人 私からお答えいたします。廟と神社という非常にむずかしい問題になっていきますが、靖国神社が靖国神社のままそういうふうな国家性、公共性を持つことになるということは、御祭神から言っても望ましいと思うのであります。廟にすればそういうことになるかどうかということも考えなければいかぬと思います。廟になります。これはやはり宗教法人というふうなものになるのであります。ですから、名称は神社でありましても廟でありましても、同じ結果になると思うのであります。ですから、靖国神社という古い名称がありますから、靖国神社は私たちがどうしても変えたくないと思っております。靖国神社のままそういうふうなものに行ける道があれば行く、その辺が非常にむずかしいところだと思えます。

○堀内委員 私の申しますのも、靖国神社という名前を云々ということではないので、靖国神社という名前をそのまま存続してゆきながら、そこに、法的解釈とか何とかいう問題でもって、実質的に廟であるからというふうなことで何か考える余地がなからるかということも私は申しているの、ございますが、神社当局としてもこの点に対する結論的な御意見もないようございいますから、いずれまたわれわれは研究してみたいと存じます。

次に伺いますのは、奉賛会という機関です。これは監督官庁といったようなものが何かあるのでございます。会というところになっておりますが、実質的にはいろいろなことがありましようが、その点についてちょっと伺いたい。

○大谷参考人 今の奉賛会の寄付行為に對します監督は東京都庁が當っております。東京都の法人課でやっております。毎年度決算期が違いますが、年末決算で全部決算報告をやっております。それから、奉賛会の中の監査は、むろん、御承知のような理事会なり役員会がやっております。

○堀内委員 大体私のお伺いする質問の点は終りましたが、この問題は、地方におきましては護国神社があり、中央においては靖国神社になっておるのでございますが、東京都においては靖国神社は東京都の所管になっておるので、靖国神社とほかの護国神社との関係、特に東京都出身の英霊の関係はどんなふうになっておられますか。

○池田参考人 靖国神社と護国神社は全然関係はございません。東京都においてはもちろん護国神社はないのであります。東京都御出身の御祭神はもちろん靖国神社直接にお祭りを申し上げております。靖国神社はそういう宗教法人であります。監督官庁というふうなものは全然ございません。しいて言いますれば、いろいろな書類は東京都の法人課で扱っているというくらいでありまして、この神社の制肘を受けますのは国の法律以外にはないであります。

それから、ほかの神社と比較して説明しますが、ほかの神社は、ほとんどの神社が一つの団体を作りまして、神社本庁という団体を作っております。神社本庁の下に各府県に神社庁というものがございいます。東京都も東京都神社庁というものがございいます。その東京都神社庁のもとに各神社が付属しているという格好になっております。靖国神社は神社本庁の所属の神社ではございません。単独の宗教法人になっております。

○堀内委員 靖国神社の問題は一応ここで打ち切りますが、これとほとんど表裏をなしている護国神社の問題が各府県にあるのでございます。この護国神社もやはり現在のところ奉賛会というものを作つてやっております、しかも遺族が寄付金を募集して歩いて、そして遺族の手によってお祭りをしているというふうな形になっておるのでございますが、この護国神社の奉賛会というものと靖国神社奉賛会との関係はどんなふうになっておりますか。お互いに提携していかれているのか、あるいは寄付金等の問題についてはむしろ両方がぶつかるような関係になっておりますか、その点について……。

○大谷参考人 一応建前としては、護国神社のそういう奉賛会の募金と靖国神社の奉賛会の募金とは全然切り離してやっていたということをお願いしてあります。各県の実情に

ついて申し上げますと、県内では、事の筋合いが神社の維持経営でもないし、ちょっと御造営とかそういうことも違うからやはり切り離れた方がいいという御意見の県もあるようでありまます。県によりましては、趣旨は違つても、靖国神社と護国神社は親戚づき合いみたいなものだから、話せばわかるというので、一緒にやっている県もあります。一緒にやっております県は、合せた額はそう多くないということにして、数千万円に上る募金をやっているものもあります。それ以外のもは二、三千万円の維持経営費もあるようであります。それから、大分県みたいに、靖国神社と護国神社を分けよう、こういうことで行つておられる県もあります。しかし、復興募金をやっております。次に護国神社をやるところもありません。これは、県内の委員会についてきめられてから、そういうふうになっております。

○堀内委員 大体私の質問はこれで終了しますが、今までの当局のお話を伺いしても、募金の金の上から申しまして、また調査の上から申ししても、二年間なり三年でおやりになるということは非常に困難のように存じます。しかしながら、一方で終戦十年になってまだ靖国神社に対する合祀が終らないというところは、戦争のあと始末という意味からいたしまして、また英霊を旗を振つて見送つたわれわれ国民といたしまして、まことに申しわけないことに存するのでございます。占領軍の日本弱体化政策並びに日本に与えられた憲法というふうなものの条件からその点が阻害されていることはまことに困つたものでございます。われわれも何とか方法をしてこの問題を解決しなければならぬと存じておりますが、神社並びに奉賛会等におかれましては、一つ今後一そうの御尽力、御努力をお願いしたいと存じます。ただ、まことに申しにくいことと存じます。三千万円さらによそから借金をしてきて、そうして遺族の休憩所を作つてしまった、それがためにまだ一千万円も借金があるというふうな状態で、それが経費の方でもって合祀の方に影響しているという点であります。聞きますれば、何か天幕張りか何かあるようであります。そういうものを利用すれば、お祭りなどの休憩所ぐらゐは私は何でもないと。それは神殿を社殿にする意味においてはいいかもしれませんが、とにかくみたまが祭られないというふうな状態で、私は造営なりそれに付

属したいろいろなものをやるということは納得のいかないところでございます。この点が地方におきましても非常に非難のまじりになっていまして、私は、こういう点につきまして今後ぜひ御注意になりまして、一柱でも多くの英霊を一日も早く合祀していただくように御心配をお願いいたしてお願ひいたします。

○館参考人 今の堀内閣下のお話、大へんごもつともだと思ひます。実は、私どもは参集所に着手すべきかどうかという相談をやっているわけです。ただ、今は、御承知のように、おいでになりますと、団体が桜の木の下でいつもむしろを敷いて休んでもらっているような状況でありまして、これらのことから考えまして、御遺族が参拝されるまでの間の休憩所だけはとりあえずこしらえようじゃないかということで、あれだけを実は着手した。ですから、今、ごらんいただきますように、つなぎの廊下も仮のものしかやっておりません。それから、ここに計画しておられます二億円ほどの金のうちのそれだけをやりにして、ほかの方は合祀の方を全部やってから手をつけようという段取りでやっておりますので、御注意の点は、大へんごもつともだと思ひます。私ども、関係者の一人として、よく心得ておきます。

○高岡委員長 山下春江君。  
○山下(春)委員 朝からる靖国神社に対する御質問があります。私ども、私が何も重複した御質問をすることはもうございませぬが、ただ、私は、けさからの靖国神社側と堀内委員との問答を聞いておまして、非常に妙な気持ちになりました。非常な矛盾の上に立っている議論が進められておられると思うのであります。

先ほど池田さんからお述べになりました靖国神社の性格であります。これは、明治元年の太政官布告をもつて、国に殉じた人をお祭りするところであるということでありまして、国に殉じた人は、敗戦の結果、これが宗教法人となつていまして、宗教法人になつていまして、堀内委員の申される通りに、一柱でも早くお祭りをいたさなければならぬではないかという国民の意思表示、国家的意思表示をこの神社にすることは無理である。根本からこれは矛盾に立っている議論であります。この靖国神社という神社を、今日のままの姿にして、いわゆる宗教法人として置いておくところに矛盾がある。宗教法人であるがゆえにより待遇を受けておる、——これは、宗教法人としての人格からおっしゃればその通りであります。しかしながら、一体国に殉じた者に対して国家がどう報いるかということのけ

めをつけてものを考えるときに、このような議論は実に本末——本末と申しますよりは、根本的な矛盾に立っている議論だと思ふのであります。こういう矛盾を解消すべく、昨年度、吉田内閣のときだと思ひましたが、名前は仮称として無名戦士の墓を立てようということが持ち上りました。これは、おそらく、だれが考えてみても、この矛盾を解消したいということであつたのであります。

一体、国民が国に殉ずるとは何か、それに対して国がどう補償すべきか、いわゆる国家の意思決定をどういう形においてするかということではなれないのであります。今日において、一宗教法人たる靖国神社にいろいろな問題を持ちかけまして、そうして、これを早く解決するにはどうするかということ、集まつた寄付で勝手に休憩所を作つたり、いろいろなことをするのはけしからぬじゃないかと、また、神社の方では、そんなものに使つておらない、ただ渡り廊下を修繕しただけだとか、これは全く英霊に対しては言語道断な議論でありまして、さような議論が行われるべき性格の神社ではないのであります。

そこで、国家がこの問題に対してどのような意思決定をするかということでありまして、一靖国神社に対する質疑応答ではこれは解決をいたさないのであります。国に殉じた尊い英霊を慰め奉るために、せめて靖国神社にお祭りするということが、御遺族の人々にとっては一番大きな慰めでもあり、安堵でもあり、またそうしてもらいたいという気持ちがございます。そういうところから呼びかければ非常に寄付がよく集まるというような言葉が出たりするほどでありまして、あるいは、私自身も、昨年北海道を調査いたしました際に、月寒町の町長から言われたことは、靖国神社に合祀される方がたくさんあつたんだが、一時ではなかなか金が出にくいのだから、当町においてはこれを三カ年間に分けて、町から三千円の補助を差し上げて、靖国神社に合祀される方の御遺族を東京へお参りにやつておられます、こういうことでありまして、今日御承知のような地方財政逼迫の折柄、このいぢぢに靖国神社に祭られたい、祭つてもらいたいという遺族の一筋の頼み、願ひの心をかなえてあげる心が、せめて国民としての悲惨な敗戦の跡始末としての一つの心やりなのでありますけれども、しかし、考えてみれば、神社そのものとしてはそれは考えながらも、実は東京都に監督されておる一宗教法人であるというところに、いろいろな矛盾が出るのであります。これは、当然、この靖国神社というも

のが生まれましたそのもとに立ち返りまして、国家の意思決定として、この神社というものに対してどういう態度をとるかということが先決でなければなりません。

皆様方もいろいろ御遺族の要望にこたえるべく非常な努力をしておられますが、その努力は必ずしも正しく地方に映つておらない。あるいはむしろそれは一つの不平の声にもなつておる。今堀内委員からお話しになりました護国神社に対しても、東京に來られない御遺族の方を慰め、かつは御英霊を慰め奉るために非常な盛大な行事を各県で行なつております。それらの費用が遺族のふところから大部分が出るとなると、われわれ国会としては、こういうことを見ておられない。今回の恩給法の改正あるいは遺族援護法の改正等も、国家財政の必ずしも豊かでないときではありましたが、いづれこの国家の意思決定をどうするかということが最大の論拠であります。国に殉じた者に対して、国家の予算がまことに逼迫さしているから、心ではそう思つてもそう処遇ができないということではなれないということが、あるいは恩給亡国等の暴論もある中であえてわれわれが誠心誠意その関頭に立つて戦つたゆえんもそこにあるのであります。そういう点から、私は、この靖国神社の将来というものに対しては、国民の長い間の郷愁の森であつたのも、戦後五、六年間皆様方が今日までにあそこをいろいろ取りつくり、御修復その他のことをして、あと限りの御努力をもつて非常にたくさんの御英霊を合祀していただいた御努力に対しては感謝いたしますけれども、このままにしておきましたのでは、この問題はいつまでたつても解決をしない。国民の頭の中にすつきりしたものができないのであります。私は、国家の資金がどのくらい出ているかは存じませんが、一昨年アメリカのアーリントンの無名戦士の墓を訪れましたときに思ひましたことは、あのワシントン郊外はるか離れたところにありますけれども、ワシントンの国会議事堂からまっすぐ、一直線のところにアーリントンの無名戦士の墓はあります。それは、その戦士の国に殉じられたその気持ちを察して、政治を行う者は再び間違つた政策によつて尊い人の命を落してはならない、あそこには戦士の魂が眠っているのだ、どうか為政者は今後国策を遂行する上にむだな犠牲を出さないように心すべきであるということをお互いに戒め合う一つの下心もあつて、そういう場所に作られたということでありまして、私どもが非常に祖先を崇拜し、あるいはそうした国に殉じた人に対して国民



的な一つの感謝の念をこの国よりも早く現わす国民のあり方としては、私は現在の姿は正しい姿ではないと信じておるものであります。

堀内委員からるこまかい点に対して御質疑がございました。一々今日本の国内にあらこちで耳にする問題でありますけれども、要すれば、戦後十年、独立して三年を経ました今日、あの二十一年の勅令七十号というものが正しい国民意思の表示ではなかったということはだれしも承知するところでありますから、そういう点で、私どもが今後こういう問題をどういうふうにすることが最も国民の意思にびつたりし、そのあり方が最も正しい姿になるかということ、当事者である皆様方とともに、国会も政府もあげてこの問題の解決に当らなければならぬ。

こまごましたことはことごとく御質問のあとでございますから、私は私自身の感想あるいはその今後のあり方というものに対する点を申し上げましたが、奉賛会の理事長として今日までこの尊い御事業に携わってこられました館さんとしては、あなた御自身のお考えがありましよう。また、当局であられる池田権宮司とも、あなた自身のこと、こうあることが正しいのではなからうかというお考えが、ひそかにあったに違ひありません。ただ、そういうことを公けに訴えるの機会なく今日まで過ぎたのではあるまいかと考えますので、御両所のこれに対するお感じを伺っておきたいと思えます。

○館参考人 今山下委員からのお話ですが、実は、私も終戦後靖国神社の総代を引き受けまして、ちよつと富山県の知事になりました関係で一時やめたのですが、今なお引き続いてやっております、靖国神社自体のあり方ということに對しまして、今お話しのように、何か非常に割り切れないものがあるのです。どうも、やはり、私ども国民の一人としては、ぜひともこれは国家が何とかして祭るべきだと思います。それがまた全体の人の心持だと思ふ。それが今のような法規の上でやり切れないという気持で、非常に何とも落ちつきのない状態にあります。私も、国会におります一人としては、ぜひとも何とかこの法を皆様と一緒に研究をして、国民の考え方と一緒にびつたり合うようにしていかなければならぬという気持は持っております。きょうここで皆さんからそういうお気持をお聞きします。皆さんもそういうお考えを持っていたら、私たちも非常に心強い心持で、一つ今後皆様と御相談をしていきたいと思います。

かいかないものですから、奉賛会をこしらえて、お祭りする分だけは早くやろうというので取りかかったのが、なかなか思う通りに進まないのは遺憾であります。皆様の心持は非常に感謝をいたしまして、よく御相談をして、何とかしていきたいと思えます。大へんおこがましいと思えますが、感謝をさせていただきます。

○池田参考人 たいがいあります御意見を承りまして、私ども奉仕をしております者にとりまして、非常に心強く感じます。靖国神社の御祭神は、どうしても国家性をお持ちにならなければ、御神徳の発揚はなかなかできない。私ども奉仕をしておりますけれども、やっぱりその辺がもやもやしまして、すつきりしないことがしばしばあるのであります。しかしながら、たくさん参拝される御遺族に對しましては、今の世の中ではこういう宗教法人というようなことになっておるのであります。神様の御資格は日本の国の神様であるから、昔とちつとも変らない御神格をお持ちになるということ、これを強調いたしました。御遺族様には申しております。全く、私ども、ただいまおつしやいましたような考えをしております。今後ともよろしく御指導をいただきたいと思います。公けの席上で神社の問題を取り上げていたいただきましたことにつきまして、今まで力がない私どもにとりまして非常な心強さを感じております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○山下(春)委員 責任者として、ふだんお祭りしながら、何か割り切れないお気持が内蔵しながらも、さりとて次に御参拝になる御遺族の方、あるいは次から次からいろいろ法規の整備その他によって新しく出てくる御英霊に對し、それをそのままにしておくことができないので、ぼつぼつ力のあらん限りをやっております、これはもうごもつともなお話でございます。現にそのお仕事にきょうまで精励をされて、非常な御不便とがまんをしながら御遺族を慰めてこられましたことに對しましては、私ども国会としまして、これまで深い感謝でございます。しかしながら、この両者がほんとうに一体となりまして、国家の意思決定によってこれが行われるという姿にすみやかにさねばならないのでありまして、その努力をいたすことを私はお誓い申すと同時に、委員長に特にお聞きしますことは、この問題については、一引き揚げ委員会の問題でなく、広く世論を集めたいとして、さような委員会の意思が国家の最終的な意思決定として発揚いたしますように、政府に御伝達を願ひまして、そのことが決定いたしますようにお取り計らいを願わ

んことを強く希望いたしました。私の質問を終わります。

○高岡委員長 山本勝市君。

○山本(勝)委員 大分時間も回っておりますので、簡単にお尋ねいたしますが、最近天皇の御親拝はどういうふうになっておりますか。

○池田参考人 終戦後は、終戦の年の二十年十一月十九日に、先ほど申しました大招魂祭に御参拝がありました。それからずっとありませんで、二十七年の十月十七日ですか、そのころ御参拝がございました。それから昨年の十月に御参拝がございました。そういう状態であります。

○山本(勝)委員 戦前における天皇の御親拝と最近の御親拝とは意味が全然違うのでありますか。

○池田参考人 戦前は、合祀祭でございますが、臨時大祭が春秋ありまして、そのときに新たに合祀されました。御親拝の御親拝のように承わっております。戦後の御参拝になりましたときは、講和条約が発効いたしました直後に御参拝をいたしました。そういったお心持から御参拝になったのではないかと、思えます。それから、昨年は、この奉賛会の募金による、遺族の代表を呼びまして、霊璽の奉安のお祭りを、その第一回のお祭りであったものでありますから、御参拝をいただいたのであります。しかしながら、お気持は前と同じお気持で御参拝になっておられると拝察いたします。終戦のときの詔書にありましたように、戦死なされた方々またその遺族の方々に気の毒だとおつしやった、あのお気持から御参拝になっておるものと思えます。

○山本(勝)委員 占領中は、地方でも自治体が神社に対していろいろな世話ができない、慰霊祭のようなものでも町村としてできないということであったのが、最近はどういうこともやっております。占領中といえども天皇が個人として参拝されることは差しつかえなかったのだと思えます。そうすると、占領中は御参拝がなかったが、占領政治が終つて後は、やはり天皇として御参拝になっておられるのか、そうでなしに個人として御参拝になっておられるのか、その点いかがですか。

○池田参考人 その辺のところはちよつと申しかねます。私たちにはその辺ははっきりわかりません。

○山本(勝)委員 堀内委員、山下委員から懇切な行き届いた御意見があつて、もうそれ以上つけ加えることはあまりないのであります。私は、結局、靖国神社というものを宗教として扱うことに根本の問題があるのじゃないかと思ふ。戦前におきま

しても、靖国神社が宗教であるか宗教でないかということは非常な議論がありました。だから、もし宗教として扱えば、これは宗教法人というような法人の一つとして扱う扱われぬにかかわらず、今の憲法のみならず前の憲法でありまして、宗教の一つだという考えの上に立っていく場合には、国家がそのもろもろの宗教のうちの一つに対して特別な扱いをするということ、これはむしろかしくなるのじゃないかと思うのです。戦前において、国家がこれに力を入れてああいふ扱いをし、また、個人としての天皇じゃなしに、天皇が天皇として御親拝になっておったということは、これを単なる宗教、つまりたくさんあるうちの一つの宗教として扱っていいなかつたからだと思う。ですから、今後の行き方におきましても、靖国神社を多くの宗教のうちの一つとして扱うならば、たといその宗教の中で特別待遇をするにしましても、宗教として扱っておる限りは、そこにどうしてか、これはまた異論がありましよう。どうも、お墓だけで、神として祭られないというのでは、やはり遺家族としてほんとうに満足できない。だから、神として祭るのだけども、しかしそれは宗教ではないのだという解釈といえさか意思決定といえますか、そこまで突き詰めていくと、これは神とはいって憲法でいう宗教上の神あるいは外国でいう神とは違うのだということをはっきりしなければならぬ。これは、われわれが国に殉じた方に対する感謝とか崇敬の対象であつて、宗教としての門徒とかキリスト教でいう、そういう信仰の対象ではないのであつて、靖国神社にいられる皆さんが宗教という考え方にあくまでこだわっていると、それはもろもろの法人の中では宗教法人というのは特別待遇されるでしょうが、しかし、それから一歩も抜け出られない。だから、宗教から抜け出ていかなければ、たくさんものうちのひとつだという考え方は、ほんとうに国をあげての崇拜の対象にはならないし、また、天皇が民族の象徴として堂々と御親拝になることはできない。天皇陛下が大祭には参拝されるということが、やはりこれまでの遺家族として安んじるものになつておつたのではないか。ですから、護国神社に祭られるのと靖国神社に祭られるのでは違ふ。これは簡単には結論するわけにはいきませんが、何とかして、堀内さんや山下さんの行われるように、国として堂々とその費用も出し、みんなあげてそれを参拝するというのには、宗教ということから脱しないといかぬ。かつて、今の最高裁判所の長官をしておる田中耕太郎氏が、靖国神社へ参拝したある

小学校の生徒に先生が参拝と言つてみんなに頭を下げさせたというので、ひどく怒つて、そうして問題を引き起したことがある。これは館さんも御記憶だろうと思ひます。これは、田中耕太郎氏が怒つたのは、氏がカトリックだからで、カトリックというものは、きわめて厳格で、自分の宗教以外のものに一切頭を下げない。ですから、宗教ということになりますと、どうしてもそういう問題も起つてくる。たとえば、小学校の生徒が修学旅行に来て、先生が率いて行つてそこへ参拝する場合に、国のために殉じた神様に対して敬礼をするということは、これはだれも異存はないでありましようけれども、宗教となりますと、たくさん宗教のうちの一つでありますから、田中耕太郎氏のような議論が出てくると思う。だから、今後は、宗教法人としてでなしに、宗教からもう一つ抜け出たものとしての靖国神社という考えでいくべきではないかと思うのですが、その点、館さんいかがでしょうか。

○館参考人 今の山本委員のお話ですが、実は私も前に神社局に關係をしておりました、そのときには、靖国神社は神社局の所管ではなくて陸海軍省が直接にやつておられた特殊な存在であつたのです。そこで、終戦後私総代を仰せつかつたから考へておるのですが、何か気持においてほのかの神社とはどこか違つておるんだということはあるんですね。あるんですが、どうも、信仰の対象になるかならぬかという問題になりますと、はつきり言つて、あそこに神様としてお祭りしてあるんだという御遺族の気持と、そこはどうもなかなか割り切れないものがあるものですから、どういふお取扱いをしていいた方がいいかということについては、実は悩まされておるのです。先ほど廟舎という話もありましたが、私としては、どうしていいかという問題は実はまだ結論が出ておりません。しかし、これはさつき権宮司さんから話がありましたように、神社本庁というものがありまして、神社が大体入つておりますが、靖国神社は全然違ふんだからということとそこへ入つておらないのです。今の法規の上で宗教法人としては取り扱われておるのですけれども、今の神社本庁へ入つて、普通の神社と同じだといふ建前はとらない方がいいのではないか、これだけ別に立つていって、そこで何か発見をするという行き方をしたらどうかといふので、実は解決に悩みながら、私は総代の一人としてはそういう気持でおるのであります。

○堀内委員 本日この靖国神社の英霊合祀の問題につきましては当局から十分事情もお伺いすることができましたが、これを

要するに、全英霊をすみやかに靖国神社に合祀することは全国民の熱望であるのでありますが、それにもかかわらず、法令そのほかの支障によりまして、その実施はきわめて困難であることが予想されるのであります。しかるに、本日政府当局も出席してありませんので、政府の意図するところを十分承知することができませんのはまことに残念であります。委員長におかれまして、政府当局等に対して、この事情を十分お伝えただくと同時に、政府当局、当事者並びにわれわれ委員会の關係者が十分懇談いたしまして、そうして何とかこの問題を打開するようにしたいと存じますので、委員長におかれまして、このことに関して御配慮をお願いしたいと存じます。

○高岡委員長 先ほど山下委員からの御要望もあり、ただいま堀内委員からの御要望もあつたのでありますが、当委員会の本日の内容を政府当局にも十分申し伝えますと同時に、本日おいでいただきました館参考人を初めとして、各關係者の方々とも今後十分懇談をいたしまして、何とか全国にわたる御遺族の御満足のいくように、国家としてもまたこれに対するはつきりした態度をきめるべく、努力をして参りたいと思ひます。

ほかに御質疑がなければ、これにて参考人よりの事情の聴取を終ります。

参考人各位には、お暑いところ長時間にわたりまして詳細に事情をお述べ下さいまして、まことにありがとうございます。委員長より厚く御礼を申し上げます。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。



【三九一】第二十三回国会衆議院海外同胞引揚及び  
遺家族援護に関する調査特別委員會議録第二号（昭  
和30年12月8日）

（発言者） 堀内一雄（委員）

山下春江（政府委員、厚生政  
務次官）

〔敬称略〕

○堀内委員 私は戦争でなくなった英霊の靖国神社合祀の問題で厚生政務次官にお伺いしたいと思うのであります。一体この問題は、政府の所管がどこにあるかということも不明であります。当委員会でもって今日までいろいろ検討もいたし、それからまた厚生省の当局が、非公式といいますが何か知りませんが、今までお答えいただいている関係等もありますので、私はわかっている程度においてお答えを願いたいと存するのでございます。

先般の戦争でもってなくなった英霊二百万の中で、まだ百万柱以上のものが靖国神社に合祀されておられないのでございますが、まずこの現状についておわかりの程度をお伺いしたい。

第二は、この前の特別国会の際に、ここで検討しまして、これに対する対策を立てようということで、一応の検討はしてあるのですが、それが会期がなかったためにそのままになってしまっているのをごさいます。そこで御承知のように先般の議会の際に、靖国神社へ合祀促進のために、特別な意味において、二千八百万円だけ一時予算の中に計上したのが憲法違反になるというようなことで、それが予備費の中に入ってしまった。その後において、これを適当な方法で処理しようというようなことであつたにかかわらず、だんだん話を進めてみますと、どこかの大臣も所管の大臣がないというようになり、そこでその所管の大臣をというようなことで、いろいろ心配してもらいましたところが、やはり依然として憲法の関係があるので、この金はやみからやみに今消えてしまふような状態になってるのでございます。こういう問題についてももしおわかりでございましたら、ある程度お伺いしたい。

第三には、何といたしましても、靖国神社を現在の宗教法人から離さなければ、この問題は解決しない。そこで今度の通常国会におきましては、ぜひこの問題を解決したいと存する

のでございます。それについては、政府当局の方からこの原案を出していただくか、議員提出というような方法にしていくなか、いづれかということをお考えお願ひでございますが、予算を伴う問題でもありますので、私は政府提出にしてもらうのが一番いいと思うのであります。その辺について、現在厚生省関係で御検討になっておる点がありましたら、そのことをお伺いしたいと思ひます。

○山下政府委員 堀内先生の御質問に對しましては、私も同様考えておりました一人でございます。靖国神社の性格というものに對しては、私も多大の疑義を持つておりました、かねがねこの問題につきまして御一緒に検討をいたして参つたものではございますが、先生のお話の通り、憲法の建前上、たゞいまの場合では、どうしても政府が直接合祀に参与することは適當でないと思ひます。これまでも、合祀のために靖国神社から厚生省に對して経歴等の照会がございました。これに對しましては、復員業務の一環といたしまして調査の上、回答を行なつておつたのでございます。この業務を進めることによりまして、靖国神社の合祀の促進に役立つことができると考えております。たゞいまだ合祀されてない方の数は、お説の通り約百万柱になっておりました、今後、今のような状態でございますと、おおむね三年間には合祀を終ることができるともあらうと存しております。大体それが遂行できるように、事務を運んでおる次第でございます。

宗教法人につきましては、これは厚生省の所管でございませんで、文部省でございませんで、文部省の考え方につきましては、まだたゞいま私は承わつておらないのでございませんで、

○堀内委員 今の未合祀の方は、三年以内にできるといふことが起り、たびたび三年以内、三年以内といふことになつておる。こういうところで言うのもどうか知りませんが、五三八はうその始まりといふことを言ひます。三年以内、三年以内といふことを何回か繰り返されておるので、實際、現在の状態を見て、三年以内にできるということがどうして言えるかと思ふのであります。厚生省の今の事務手続の方でもつてある程度までやる、また今度予算が出るということをお聞ひしておりますが、私は今のような状態では、三年以内にできるなどといふことは、絶対にないといふことをここで申し上げたいのでございます。そういう意味からも、すでに戦争が終つて十年以上になつておる今日でございませんで、ぜひ一つこのことは真剣に

政府部内におきましても取り上げられ、ことに先ほどからお話のありましたように、山下先生には、われわれと一緒にこの問題について非常に熱心に御検討いただいた関係から、われわれもいかに協力いたしますので、一つ特別に御努力をお願いしたいと思ひます。

○山下政府委員 從來どうも言うことが当てにならないといふおしかりでございませんで、そういうことのないように、この三年間にこれを貫徹することができましように、初めてとし新たな予算を要求いたしました。この予算は、三年間に完成するという目途のもとに計上いたしました予算でございます。これをぜひ通過させていただいて、所期の目的を達成したい。かように考えておる次第でございます。

○堀内委員 その予算というのは、おそらく先ほど次官が言われた政府において作成する名簿とか、調査その他に對しての予算のことと存じますが、靖国神社それ自体においてお祭りする関係の経費その他の経費があるのでございませんで、そういうものは、今政府から出せない筋合いになっておるのでございませんで、それは次官よく御存じのはずでございますから、一応政府で協力する調査云々の程度のものでございませんで、それからあとのものでできない点があるのじゃないかと私は思つておりますので、その辺についても一つよく御検討を願ひたいと思ひます。

○山下政府委員 それはかつて堀内委員とも、ともに苦しんだ最も重要な点でございます。厚生省の予算というものは、そういう方には使えないのじゃないかといふことでございませんで、私も政府にたとい参りませんで、その最初に考えました考え方を變えたわけではないのでございませんで、あらゆる角度から努力をいたしまして、その困難な道の打開にも何とか突っ込んで処理いたしていきたいと存じておる次第でございます。

【三九二】第二十四回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員會議録第二号（昭和31年2月3日）

（発言者） 原健三郎（委員長）

〔敬称略〕

○原委員長 この際お諮りいたします。靖国神社の英霊合祀に関する問題について、神社と憲法との関連につき、参考人として、学識経験者より意見を聴取したいと思ひます。

なお、先般、蒙古より引き揚げて参りました引揚者より引き揚げの事情を、また開拓団の援護及び留守家族援護法の問題について、それぞれ参考人を招致し、事情を聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、参考人の人選、出頭の日時等については、委員長に御一任を願ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【三九三】第二十四回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員會議録第四号（昭和31年2月14日）

（発言者） 原健三郎（委員長）

金森徳次郎（参考人。国立国会図書館長）

大石義雄（参考人。京都大学

教授）

逢澤寛（委員）

白井莊一（委員）

中馬辰猪（委員）

中井徳次郎（委員）

中山マサ（委員）

〔発言順。敬称略〕

○原委員長 これより會議を開きます。

本日は、遺家族援護に関する件「靖国神社における英霊合祀に関する問題」について、調査を進めます。

現行憲法における国家と宗教の問題に関し、多くの議論があるところではありますが、本日、ここに大石義雄教授並びに金森図書館長に御出席を願ひ、これについての御見解を伺うことといたした次第であります。

それでは、これより御意見を聴取することといたしますが、その前に、委員長より参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人の方々には、大へん御多忙中、御出席下さいまして、委員長より、本委員会を代表して、厚く御礼申し上げます。本委員会は、現在、靖国神社における英霊合祀に関する件について調査いたしております。申すまでもなく、靖国神社に全英霊が合祀されるべきであることは当然であります。しかるに、多数の英霊の合祀はまだ完了されておりません。これは、要するに、靖国神社独自の力では不可能であるからであります。そこで、国家が財政的にこれを補助し、これらの合祀を完了するの必要があると信じます。ところが、現在の憲法下においては、靖国神社に国家的補助をすることは、憲法違反の疑いが出てくるのであります。よって本日は、憲法の権威者である大石先生と金森先生において願つて、この点に関して説明していただきたいと思つております。

そこでお聞きしたい第一の点は、現在のままの靖国神社に対して、国家的補助をすることが、憲法に抵触するやいなやであります。

第二の点は、靖国神社を一般の宗教法人にしておくことが間違ひである、よって特別法を制定して、靖国神社を特別法人にして、これに国家的財政補助をなすべきであるという説をなす人がありますが、この説に対してはまた御見解を承わりたい。以上二点につき、忌憚なき御意見の御開陳を願ひたいと思ひます。

まず、金森参考人より御意見を聴取いたします。金森参考人 ○金森参考人 たいまお尋ねのことにつきましては、現実の問題としては、相当にむずかしい点を含んでおると思ひますが、まず第一に、委員長がお話しになりましたように、靖国神社に英霊を合祀することがおかれておるといふことは、これはもとより国家的に悲しむべきことであり、そのままにあつてはならぬと思つております。けれども、憲法の大きな輪郭から申しますと、宗教と国家というものは、非常に縁を遠くするという考えてきておりました、つまり政治と宗教は全く別の立場に立つて、たとえをとりますと、土俵を別々にして、そこに一つずつおるといふような妙な姿でありまして、国家は国家としてやり方を自由になつていくし、宗教はまた宗教としての自由なる活動をしていく。この二つのものは、お互いに抑制したり、特別に援助しあつたりしてはならない。こういう政教分離ということ徹底にするというのが、憲法の精神であろうと思ひます。

ところで、靖国神社というものは、私どもの知るところによりますと、靖国神社ができました当時から——明治時代でございましょう、その当時から、宗教ではない、こういう解釈を一般的にとられたように思つております。宗教でございすると、旧憲法におきましての制限が起りまして、これを特別に区別するということはむずかしかつたに相違ございません。たとえば、学生に参拝をさせるように教育するというようなことは、宗教とすれば、きつと無理が起るものと思ひます。でございしますから、取扱ひ上は宗教でないという建前として、信教の自由のうちに置かれておる。それでまず無事に物事が説明できたように思つておられますが、しかし、何としても、これが徹底的に区別のできない事情でありまして、いろいろとまぎらわしい場合が起つておつたものと思ひます。それが、戦争が終結いたしましたして、政治と宗教がはっきり分れるということが



明瞭にされましたとんに、たぶん靖国神社は宗教に属するものとせられまして、新しき宗教法人として自発的に色彩をはつきりさせられたように思っております。もしこの考え方が正しければ、明治、大正時代は、何となくあいまい模範として、いつも宗教でないように持っていたという一般の立場でございます。終戦後は、もうはつきり宗教法人として、また宗教の施設として認められてきたような気がいたします。何が宗教であるかということは、非常に困難な問題であろうと思っております。私もその方面の専門知識をあまり持たない者にとりましては、うかつに断定することはできませんけれども、たとい十年間といえども、はつきり宗教としてみずから認められてきたところを見まするとき、宗教施設でないとは断言できないと存じます。そうなりますと、この憲法の規定が働いて参りまして、宗教関係につきましては、国家は金を出さないという原理が現われまして、このままの姿では、国の費用をもってその経費に充てることは相当むずかしい、つまり反対意見が十分できてくるものと思うのであります。けれども、そこに一つ考えられますことは、たとえば、神社が公益事業として何かほかのことをやる、子供の保護をすることがありまして、これは宗教として扱っておりませんので、それだけは他の一般の博愛慈善の事業と同格にいたしまして、普通の取扱いをするということになつております。そこで、英霊を靖国神社に祭るということそれ自身が、完全に宗教ではない、こういうことにでもなりますれば、これは問題は変わり得ると思えますけれども、これまた非常に説明の困難な点があつて、実際は、宗教的な儀式、宗教的な考え方によつて動いておるものと思えますので、現在のところ、このままでも国の費用を当てはめるといふことは、まず困難ではないかと思つてあります。しかしながら、国家のために非常にりっぱな働きをされた方々を一つ所に、むずかしい言葉ではございますが、象徴として集める、象徴といふか、具体的ことは別として、これこそ英霊を祈念し、それに対して感謝の意をささぐる所であるというふうにしての設備を作りますことは、何もそれ自身宗教ではございませんので、だから、そういう考え方でいきますと、りっぱに国家的な設備をもつてこれに処することができようかと思つてあります。外国の事例も詳しいことは存じませんが、私も普通話してありますのは、アメリカのアリントンにあるところの無名戦士の墓でありますとか、あるいはまたフランスの凱旋門のところにある無名戦士の墓であるとか、またイギリスもあそここの寺院に、ど

ういうふうになつておりますか存じませんが、無名戦士を追憶する所があるようでございます。形式的な意味で、宗教的な関係を離れて、国家的にこれを安置するということは、何らの支障はないものと思つてあります。そこで、現在の靖国神社がその性格を完全に備えておられるならば、これは問題はございませんけれども、過去十年間の変化がはつきり国民の頭に映つておりますように、特殊な宗教の色彩が強いとすると、それを直ちに變質させることは、いろいろな意味で——いろいろな意味というのは、神社制度を尊重する方々の立場から見ても、また宗教と政治とはつきり區別しようということを含願しておられる人の立場から見ても、あまりおもしろいことではないような気がいたします。でございますから、はつきり本質を明らかにして、あるいは前の性格を少しく作りかえて、英霊をそこに安置して、それに対して、ごく俗っぽいと申しまするか、宗教を離れまして、感謝をし、追憶をするという象徴的施設ができるということ、当りまえのことといつていろいろのことでありまして、それに対するいい方法さえ考えられますならば、それがいいのではなからうかという気がいたします。二、三年前でございましたが、遺骨が海外から日本に持ち運ばれました、そのときを機会として、合同の慰霊祭が政府の手によつて行われました。そのときにも同じような問題が起りました、宗教という見地を離れて、それをお祭りしようというふうなことで、形もそれにふさわしいようにするというので、白木の柱を立てて、これを礼拝のための象徴的な地位にいたしました、まわりにバラの花を飾つて、それから、これもいろいろ誤解を避けるためでございます。西洋音楽を用いて、その慰霊のお祭をしたのであります。そういうような考え方に従つて、新しい構想ができるのではないかと気が持たするのであります。私ちよつとほんとのことはわかりませんが、私も、アメリカが第一次世界大戦の無名戦士の墓を作るといふことで、ただいまも、現にアリントンにできておりますが、その行き方を考えてみましても、やはり宗教的な色彩を極度に避けまして、そうしてりっぱに国民の礼拝の場所を作つておるその記録を見ますとき、何となく自然に落ちついている。ここに参考材料を提供して、何となく参考になるような気がいたします。それからフランスの凱旋門の中に、今も毎日々々無名戦士を弔うために火がたいてあるでございます。あそこは、凱旋門の門の下の地下室か何かに、遺骨が、ある分量だけ保存されておるやうに聞いておりますが、その火をたくのは、一

体だれかということをやつと、考えてみますと、それはやはり初めはその国家的責任者があつて、火を絶やさないようにしておる。その後たしかに郷軍人の作る一つの友の会というのができて、それがちゃんと香料を絶やさず、そこを守つておられるやうであります。こういうことは、何となく宗教を離れて、ごく世間普通の方法によつて感謝の意を表しておるやう姿でございます。何かそんな形で、実際の方法はちよつと見当もつきませんが、実現せられたら、あちらこちらの抵触もなく、国民感情も満足せしめられていくのではあるまいか、このういうふうな思つております。

もう一べん最後に締めくくりますと、このままでは、靖国神社にお金を出すということは、非常に反対が多からう。その反対も理屈がありさうだということ、それから、第二に、宗教的施設を離れて、そして故人を祈念する、感謝するという設備を作ることは、非常によきことであるのではなからうかという気がいたします。第三の問題といたしまして、そういうふうなすれば、今度宗教の面から見て、故人に対する儀式を行うやうなところが欠くところがあるのではないかと、こういう疑いが起りまするが、それは何もむずかしいことではないのであります。各宗教を重んずる人たちが、別々の立場でその宗教の行事をすればいいのであります。それがための設備は、何か共通のものであつて、そこで時を異にし、あるいは時を異にせずして、宗教上の儀礼が行われる。それは国家の關係することではない、こういうふうなすれば、何か解決するやうな気がいたします。

私の報告は、これをもつて終ることにいたします。

○原委員長 次、大石参考人より、御意見を聴取いたします。大石参考人。

○大石参考人 この問題は、国家とは何か、神社とは何か、宗教とは何か、これを理解することなくしては、絶対に解決することができない問題だと思つて。初めから靖国神社を宗教的施設であるときめてかかつたんでは、初めから靖国神社を宗教的施設であるかと思つて。ただいま委員長から具体的な質問点を明らかにせられたが、私が京都で受け取つた私に与えられた問題は、国家と宗教、こういう題でありましたので、私もそのつもりで構想をまとめてきております。幸いに今委員長から諮問された事項は、ことごとく私の報告に入つております。きわめて率直に私の所見を申し上げることにいたします。

戦後の国家生活における日本人の著しい特徴の一つは、国家意識が非常に薄弱になってきているということであり、これは、万能と信じていた国家の権威が、敗戦で失われたからであり、国家の権威が失われたばかりではない。人々は一般に権威というものを認めない傾向になってきているように思われます。しかし、国民が国家の権威を認めないようになれば、社会はアナキーになるより仕方がないのであります。人間が宗教の権威を認めないようになれば、社会生活における宗教的信念は失われてしまいます。また、人間が道徳の権威を認めないようになれば、社会生活は墮落するのほかにないのであります。人間はしよせん神様のように完全なものではない、きわめて不完全な弱いものであります。人間の社会生活を支えるものは、それぞれの社会における権威であります。家庭におきましても、子は親の権威を認めない、また妻が夫の権威を認めない、夫が妻の権威を認めない、こういうふうになれば、家庭生活は成り立たぬのであります。学校でも、職員が校長の権威を認めない、また生徒が先生の権威を認めない、こういうふうになりますと、学校教育は成り立たぬのであります。国家という社会についても同様であります。国家と申しませんが、国民の協同社会と別に国家があるわけのものではありません。日本国は、過去、現在、未来につながるわれわれ日本国民の協同社会であります。日本国がわれわれ日本国民の協同社会であること、そのことは、戦いに勝つても負けても変りません、これは、戦いから、戦争の勝敗とは別に、日本国を維持していかねばならぬものは、われわれ日本人のほかに存在せぬのであります。敗戦で国力が壊滅されたときこそ、ほんとうの国家愛のもとに国民は団結しなければならぬゆえにも、ここに存するわけであり、もちろん、規模の大ききさだけから申しますと、世界の人類を打って一丸とする国際社会があります。しかし今日いまだ国際社会が、国民個人々々の生命、身体、自由、財産の安全を保護してくれるほどに組織化されてはおりぬのでありまして、国民個人々々の生活の安全を保護してくれるものは、その国民の所属する国家なのであります。国家は依然として国民の基本社会であると称されるゆえんであります。国内の社会生活は、すべてこの国家を基本社会として営まれているのであります。でありますから、国家がどの程度に健全であるかということ、国民生活がどの程度に健全であるかを決定する基本的な問題であります。敗戦の日本が、健全な国家の再建に努力しなければならぬゆえんであります。こういうふうな考えてみま

すと、敗戦後、日本人の国家意識の喪失は、決して健全な状態でないことがわかるのであります。世界の趨勢は、全く日本とは逆であります。今日ほど普遍的に、各国が自国意識を強く持っている時代はまれであります。アメリカでもソ連でもイギリスでもドイツでも中共でもインドでも韓国でも、どこでもそうであることは周知の通りであります。そういうような国際社会の中であつて、ひとり日本だけが自国意識を失つたのでは、日本は亡国の道をたどるより仕方がないのであります。日本人が、日本人の協同社会としての国家生活ができないということは、日本人が自分自身の所属する基本社会を失うということなのであります。このことは、言葉をかえて言えば、日本人は、自分だけでは共同生活ができぬということでありまして、他国家の支配下に生きるといふことなのであります。自国意識の喪失は、実は植民地化の意識にほかならぬのであります。今日においては、欲すると欲せないとにかかわらず、人間は国家支配の外に出て生きるということができぬのであります。国民が自国を失うということは、他国の支配下に入るということであり、健全な国家意識を喚起することの必要なゆえんであります。ところで、国家が国民の基本社会であることは右に述べた通りであります、この国家という共同社会が一つの統一体として存続するには、これを統一たらしめる精神的基礎が確立していることを前提とするものであります。この国家をして国家たらしめる精神的基礎、それは国体にはかならぬのであります。敗戦後の日本では、国体といえ、それは過去のもの、神がかり的なもの、非科学的なもの、簡単に考えやすいのであります。このごろの新聞では、国体の話といえ、それは国民体育大会の話のことなのであります。このように言葉の用い方までも変つてきているのであります。しかしながら、国体こそ、いづれの時代、いづれの国家においても、国家をして統一たらしめる国家の精神的基礎なのであります。でありますから、アメリカにはアメリカの、ソ連にはソ連の国体がある。それがそれぞれの国家の精神的基礎となつて、それぞれの国家をささえておるのであります。アメリカについて見ますと、アメリカをしてアメリカ国家たらしめていく精神的基礎、それは近代民主主義の精神であります。近代民主主義の国家体制においては、国家という共同社会を統一体として政治的にまとめるものは、国家を組織する国民全体である。すなわちアメリカ国家は、国民自身が全体としてみずから政治的にまとめる国であることを

建国の精神とする国であります。このように、国民自身、全体として国をまとめる国家体制が、民主国体と呼ばれております。すなわち、アメリカは民主国体を精神的基礎とする国家であります。でありますから、アメリカの国家生活が一番混乱するのは、この精神的基礎が動揺するときであります。今日のアメリカにおける反共精神も、このアメリカ的国体擁護から出ておるのであります。と申しますのは、共産主義はアメリカ国家の精神的基礎をなす近代民主主義とは相いれない国家の精神的基礎だと考えられておるからであります。ソ連について見ますと、ソ連は勤労者の社会主義国家たることを建国の精神とする国であります。ソ連憲法では、ソ連という国家の主権者、すなわち国家をまとめるものは、勤労者階級の階級的支配を基礎とする国であります。すなわち、ソ連は勤労者の階級的支配を基礎とする国であります。すなわち、ソ連は勤労者の階級的支配が行われなくなつたのでは、ソ連国家が滅びたこととなるのであります。ソ連がこの階級支配国家体制擁護のために、あらゆる工夫をし、あらゆる努力をしていくゆえんであります。ソ連では、基本的人権と申し、それはこの階級支配の精神的基礎を脅かさない限りにおいてのみ認められておるのであります。たとえば、言論の自由について見ますと、ソ連憲法では、ソ連人民は勤労者の社会主義国家をいよいよ強化するの目的をもつて言論の自由を有すると定めていくごとくであります。すなわち、ソ連では言論は自由だといつても、勤労者の社会主義国家を強化することに妨げになるような言論は、言論の自由の名においても許されないのであります。このことは、信教の自由についても同様であります。あのソ連の膨大な国防体制も、つまりはこのソ連的国体の擁護のための実力組織にほかならないのであります。このように、アメリカとソ連では国体が違うのであります。国体が違うと、それぞれの国が、自国の国体は自国だけのものとして考えてくれば、自国の国体を他国にも押しつけるということになりますと、両国の衝突は免れないのであります。今日の東西二大陣営の対立も、全くこの国体の相違からきておることなのであります。さきに述べましたように、アメリカは、主権者は国民全体であるとなす国体の国であります。このときの国民というのは、人種が違つても宗教が違つても階級が違つても、アメリカ人ならば、すべてアメリカ国民として主権者である。国民を階級的に分けることを非常にきらいな



のであります。しかるにソ連は、人間を階級的に分けて考え、勤労者階級に属する者のみが主権者でなければならぬとする国なのであります。それで、単に思想的な問題としてどまる範囲においてはとにかく、このような階級支配の国家体制が政治の上でアメリカに影響してきますと、アメリカとしては、自国の精神的基礎を防衛する処置をとらなければならぬのであります。今日のアメリカの反共体制は、このアメリカの国体擁護からきているのであります。アメリカの膨大な国防体制も、つまりはこのアメリカの国体擁護のためのものであることは、ソ連の国防体制が、ソ連の国体擁護のためのものであると同様であります。

このように、国体というものは、その国家をして一つの統一体たらしめる精神的基礎をなすものであることは、どの国について見ても同様であります。わが国においても、旧憲法下において、天皇制擁護のための国家体制が非常に重要視されていたのも、つまりは国体擁護のためのものであります。と申しますのは、旧憲法下においては、日本国という共同社会を統一体たらしめるものは、万世一系の天皇であることとなっていたのであります。すなわち、日本国は天皇の意思のもとにおいてまゝなることを精神的基礎とする国であったのであります。それで、天皇制が動揺することは、日本国の統一が破れることとなるのであります。天皇制維持の国家体制が重要視されたゆえんのものでもあります。

ところが、憲法が変り、帝国憲法が日本国憲法となつてからは、日本国の精神的基礎も大きな変革を受けることとなつたのであります。旧憲法下においては、日本国の精神的基礎は天皇制であつたのであります。すなわち旧憲法下では、日本国を統一体たらしめる者は、天皇でなければならなかつたのであります。日本国憲法のもとにおいては、主権は国民に存することとなつたのであります。すなわち日本国憲法のもとにおいては、国家を政治的にまとめる者は国民自身だといつては、もつとも、憲法は、主権は国民に存するといつては、主権者たる国民が直接国政を行うのではなくて、最高の地位において国政を行うのは、国民の代表者である国会である。これが建前になっております。それで、国民一般が、個人としては反対でも、国会のきめたことには喜んで服従すべきものであると思つてくれれば、国会のもとに国家の統一が維持されていけるわけでありませぬ。しかし国会が何をきめても、好きなことには従ふし、きらいなことには実力をもって反対するというよう

な社会勢力が出てきますと、日本国憲法のもとにおける国家の統一が破れるのであります。統一が破れましても、今の憲法では、国会のほかに統一の持つて行きどころがないのであります。国家は分裂するよりしかたがないのであります。それで、そうなるか、ならぬかは、今後国民がどの程度に議会政治ということなのであります。それで、現憲法は民主的憲法だからといつて、楽々と平和社会が出現するであろうと考えるならば、それはあまりにも甘過ぎると思ひます。

それでは、日本国憲法のもとにおける天皇制とは、どのようなものであろうか。憲法は、天皇は国の象徴であり、また国民統合の象徴であると定めております。もちろん天皇が国の象徴であり、また国民統合の象徴であるということは、憲法という法が定めたことでありませぬから、それは法的地位であつて、単なる道徳的地位ではありません。このことは何を意味するかと申しますと、個人としては天皇を象徴として認めたいと思つて思わざるにかかわらず、国民は、何人も天皇を象徴と認めなければならぬということでありませぬ。それで、国民にして、天皇を象徴として取り扱わない者があれば、そのものはみづから憲法を破つたものとなるのであります。このように、天皇の象徴的地位は、法的地位ではありますけれども、象徴の内容は全く精神的なものであり、主権者としての地位は、これを含んでおらぬのであります。元来象徴ということとは、目に見えないもの、すなわち観念的なものを、目に見えないもの、形において具体化するものことなのであります。たとえば白いバラの花は純潔の象徴であるといふがごとくであります。これを国家との関係において言へば、国家は国民の共同社会であります。この国家を構成する個々の国民は、生死常ならぬ。すなわち国家を構成する個々の国民は、常に新陳代謝してやまぬのであります。でありますから、国家の实体は、過去、現在、未来につながる国民の生命のつながりの一体であります。このような国民団体の全体というものは、何人も目に見えないものであります。これを目に見て見えるもの、形において示すもの、これがすなわち国家の象徴であります。憲法は天皇がそれだと定めておるのであります。天皇のほかに、国旗の日の丸の旗も日本国の象徴であります。しかし国の最高法規たる憲法が定めておる国の象徴としては、ただ天皇があるだけであります。しかし天皇が国の象徴であるといふことは、国家を全体として統治するといふ意味はこれを含まぬのでありますから、日本国憲法

の天皇の地位は、イギリス憲法のもとにおけるイギリス国王の地位と同じに見るわけにいかぬのであります。イギリス憲法のもとにおけるイギリス国王の地位は、依然として主権者としての地位であります。でありますから、イギリスでは、大英帝国が分裂の危機に直面すれば、いつでも国王は国家統一のための発言権はこれを留保されておるのであります。ただ平生は、實際政治にあまり関与しない、こういう伝統、しきたりになつて

いるだけあります。

ところで、国体が国家の精神的基礎をなすものであること、右に述べた通りであります。わが国の神社といふものは、まづこの日本国の精神的基礎をなす国体と密接な関係にあるのであります。まづ伊勢神宮を見ますと、伊勢神宮は、旧憲法下においては、国のささえの総元締めとなつておられた主権者たる天皇、日本国憲法下においては国の象徴者たる天皇、この天皇の祖先を祭神とする神社であります。国民は何人も自己の所属する共同社会としての国家の主権者また象徴者を崇敬すべきものであります。これは国民の道徳的義務であります。でありますから、現主権者、現象徴者の祖先もまた、これを崇敬すべきは国民の道徳的義務であります。これを崇敬すべきは自己の内面生活において、人間としての心の安心のよりどころとして、さまざまの宗教を持つておることでありませぬ。しかし、その帰依するところの宗教は何であつても、日本国民であるという一点に至りては、すべての日本国民は同じ基盤に立つものであるにせよ、またその立つところの党派的な立場は何であるにせよ、自己の所属する共同社会としての国家に対して、国家として権威を認むべきは、国民である以上、当然の道徳的義務であります。国民として国家の権威を認めることは、これを対主権者との関係においていへば、国家の主権者としての権威を認め、国の象徴者としての権威を認めるということにほかならぬのであります。

また他の神社についてみましても、これまで国家が国家的施設として管理してきた神社も、歴代の主権者たる天皇または天皇を助けて国家に特別の功勞のあつた人々、あるいは国難に殉じた人々を祭神としております。その典型的なものは、言うまでもなく靖国神社であります。靖国神社は、国家の命令に従つて、すべてを捨て、戦場において、一身を国にささげた人々を祭神とする神社であります。これらの人々の中には、仏教徒もあつたのであります。キリスト教徒もあつたのであります。





ときは九段の森で会おう、こういう気持で倒れたのは間違いないことだ。二百万人が二百万人とも、その気持で倒れておる本願寺の御息も、また天理教の本山の相続人も、同一の気持であると思う。もし戦場で不幸になったら、九段の森で会おう、こういう気持であることは、もう宗教を超越して、みな同じであったと思う。しかるに、現今の政教分離の方針によると、政府から何らの支援があつてはいかぬ、特に経済的、法的の支援があつてはいかぬ、こういうことになっておるのであります。今、先生が陳述なさった内容は、今私が申し上げた、特に戦死者を中心とした国民的の気持もあると思う。そこで、その方法としては、法律ではこういうように書いておるが、宗教としてはやることができない。宗教以外のこととしてやるのには、こういうような方法があるように思う。こういうように私は考えておりますが、そういうように考えてよろしいのでしょうか。先生の今の御陳述は、また他に考え方があつたのでしょうか。私が今申し上げたように、常識的には、こういうことにやれば、国民の、特に犠牲になつた二百万人の英霊はそれで救われるのではないかと、こういうお話しになつたのでしょうか。ということをお尋ね申し上げたいと思つてます。

○金森参考人 お尋ねの、宗教的のものは、何か言葉が人々の使ひようによつて入り乱れまして、まことにはっきりしなぬ点がございしますが、大体私の申し上げたことは、今お説の趣旨と違わないように思つております。私の考え方は、広い目で見ると、宗教と政治が分立しなければ、歴史の示すところ、あらゆる弊害が起つてくる。そのときそのときで見ますれば、これが仲よく手を組んで、一方が他方を興すということは何だかよきそうに思ひますけれども、大きな目で見れば、過去何百年の間におきまして、宗教のために政治が破壊されて、国民が非常な困難に陥つたこともあり、また政治の権力が宗教を圧迫したという事跡は非常に顕著でありまして外国のことを言うばかりでなく、日本のことだつて、つくづくそういう面を感じられることとがございします。こういう災いをきれいに取つてしまおうというために、世界の国々は、大体政治と宗教とを分かれさせようという方向にきておりますが、しかしこれはなかなか決定的に分けることはできません。その国々の事情によつて少しづつ入り乱れておる。というのは、これは自然の歴史の現象であらうと思ひます。ところで、日本は、国民意識の大きな変化がございましたために、この際思い切つて政教の分離をいたしまして、一方が他方を圧迫したり、その他影響力を加えることがないよ

うにしていこう、こういうふうになりました。これが根本の原理でございしますが、しかし今、靖国神社の關係からいいますと、先ほど大石さんも言われましたように、靖国神社という言葉の中に二つの面が含まれておつて、何といつても宗教的なものと切り離すことができない面もございしますし、宗教とは離れて、大石さんは国民道徳とおっしゃつたけれども、大体そういう気持、つまり宗教を除いた意味の国民の精神的な問題が含まれておると思つてあります。そこで、宗教を離れた、国民の精神的な面につきましては、もとより国家というものが相当の努力をしていいことは一点の疑いはございしません。ただ私の気持といたしましては、一つの設備が、宗教面と宗教以外の国民感情あるいはその他の道徳意識との面を組み合わされて、一つのものが裏表の両性質を持つておるといふことは、口では言えますけれども、実際はこれがくつついて発達してきておつたのでありますから、ここを切り切るには、相当骨が折れるわけでありまして、そこで、私が申しましたのは、もし新しい意味において、この英霊に対する国民の感謝の念が結晶せしめられるものとしたしますならば、少くとも国家が関係いたしますその本質におきましては、宗教的色彩を全部取り除いて、もつと平坦な、常識をもつては、宗教を切り切れるような制度でありたいものである、こんなふうな考えで言つたわけでありまして、そこで、理論といたしまして二つにはっきり分けたいのであります。実際は、分けられる今の国民の心の上からいへば分けられませんが、そこで一種の折衷説といひますか、国家の関与する面におきましては純粹の、いわば地上の考え方ということでありまして、天井の考え方は別の方で、国民の活動としてやつてもらひたい。こういうふうな気持でございまして、やり方はむずかしいかもしれませんが、私の気持はそこにあるのでございします。

○日井委員 金森先生にちよつとお伺ひいたしますが、戦前の旧憲法においては、靖国神社はいわゆる宗教というものから離れてあると解釈であつた。ところが、新憲法においては宗教として十年間も解釈していたのだから、ここで改めることは無理だといふふうに向つたのですが、これは、ただいま大石教授の言われた宗教法人法で神社はやはり宗教であるという規定からきていふのであつて、その法律を変えるなりあるいは特別法を作つて、靖国神社は宗教法人法の宗教ではない、こういう規定をすればよろしいので、別にいわゆる習慣法的になつたのではないといふふうにも考えられるのですが、その点はいかがでし

ことはございませぬが、国として考える靖国神社というものは、宗教的色彩のないものとしてお作りになり、そして宗教的な色彩は、別な働きにおいて十分必要に応じてつけられるようにする、一口に言えば、設備の本体は宗教の色彩がない、しかしその回りを取り囲んで礼拝等の気持を満たすことは、それは国民各自の自由である、こういう考え方でいけばいいのではないかとこの気がいたします。そこところ、あまり一刀両断に、法律ならば何でもできる、宗教的なものを宗教にあらずとしない、実質的に考えていかなければ、無理が起つてくるのではないかと気がいたします。

先ほど私、ちよつと申しましたが、外国には無名戦士の墓というものがございませぬが、これは、宗教から全然絶縁されているとは、常識から申しまして思われませぬ。だが、取り扱いはおきましては、できた由来などを文献で読んでみますと、非常に宗教的色彩が薄いのでありまして、ただ過去を追憶し感謝することに重点を置いて、常識的に、お祭などには、そこへ行って花をささげるとか、火をたいて感謝の意を表するとかいうことをやっております。これは、今日大きな問題となつておられると申しますが、日本国民の将来の平穩な宗教の世界というものとよく調和させていって、同時に国民思想の充実をはかつていくというような線に沿いますれば、今、私の申したように、実質的に宗教の面を分離したる設備、それを国家が必要な努力をしてとりつぱなものに作り上げて、あとは国民の宗教精神にまかしておくというのが穩当でございまして、外国の制度を、紙に書くのと三枚か四枚くらいものをちよつと人に調べてもらつて見ましたけれども、はつきりしたことはわかりませぬが、大体そんな方向に幾らか色彩を薄くしてそして国民感情を満たしていくというように進行しているような気がいたしますから、日本だつてそういう方向に行つたら、四方八方、多くの人が満足するのではないかと思ひます。

○曰井委員 墓所という解釈をすれば、これは現在の憲法並びに宗教法人法でもちろん差つかないだろうが、また無名戦士の墓というのであれば墓所であるから、これは憲法にも触れないし、国家がこれに対して援助を与えてもいい、こういうふうな言われておりますが、やはりそういうふうな両先生は御解釈になりますか。

○金森参考人 私はその通りに思つております。物的な設備をして、つまり骨を埋める、こういうことになつてくると、何ら憲法に支障はないと思つております。

もう一つ、骨などの形のあるものをここに安置して崇敬の念を持つというほかに、東洋人は、形がなくても何かこう無形のものをつつ所に安置して——無形のものも安置するというのはちよつとむずかしいけれども、まあ象徴を置く、そういう形で、やはり追憶の場所に対する考えはあり得ると思ひます。そういう形でいくならば、ほんとうの意味の墓所でなくとも、ただここで祈りをするということだけで、国家の施設から除いていけば、何か話もつくような気がしております。

○曰井委員 先ほど大石教授のお話にありましたように、靖国神社にしても、宗教的な面と、国民道徳の普遍的な面と、こういう二面がある。この点において、たとえばそこに墓所という建物があるから、その建物を尊敬し、敬慕するというのはなく、またその中にお骨があつても、お骨そのものというよりは、やはり今金森先生のお話になつたように、精神的な一つのみたまといふか、霊といふものを尊敬して、その墓所に礼拝する。こういうことになれば、無名戦士の墓の場合も、やはり国家に尽した数多くの戦士に対して、自分の内面のよりどころとしての宗教面を、非常に強く持つ人もあると思ひます。もちろん、道徳的に、無名戦士の墓を礼拝する、われわれが凱旋門の下にお灯明を上げて拝んでおじぎするというのは、どつちかかというところ、一般的な、公けのために殉じたという、精神的なあれに敬意を表するといふ道徳的な面だと思ひます。そうすると、やはり靖国神社といふのは、数多くのみたまを合祀して、国民がこれを尊敬するといふ面においては、そこに宗教的な信念で拜まれる方もあるし、むしろ国民の普遍的な道徳として、犠牲的に、最高の生命を国にささげたということに対してわれわれが尊敬する、こういう面も多分にあるかと思ひます。ですから、突き詰ると、墓所といつても、靖国神社といつても、要するにみたまを書いたお札をそこに納めるからとか、そのお骨を納めるからとかという区別ではなしに、同じことのように感ずるのです。ただ法律的に、戦後においてははつきりと、神社は宗教であるというその規定に基いて、みな強くそうだと考えてきたがために、その規定してあるがために、国民もそういうふうにある程度あきらめていたという状態です。そこで金森先生のお説のように、たとひ靖国神社であつても、特定のきまりきつたわゆる神社式の礼拝ばかりをやるから、どうも宗教法人に思われがちだ。そういうふうな点も、御解釈のように伺うのですが、いろいろな礼拝の仕方をすれば、ある程度——たとえばあすこでほかの宗教の儀式をやるとすれば、そういう

点が薄らぐ、こういうような点にも何かお考えがあるようなのですが、果してそうなのでございませぬか。

○金森参考人 私の考えておりましたのは、物自身を、国がお金を出してやるということになりますと、その法律を国の方できめなければならぬ。こういうものができると、だからそれにお金を出すということ、国が公けにその性格をきめるということには、宗教的色彩を出さないようにしてもらいたいということなんです。つまり、一種のシンボルと申しましようか、象徴のようなものを作るわけでありまして、それに何という名前をつけるか、それは今私の知つたことではございませぬ。昔、明治の初めに、各地にできたものを、招魂神社とは言わないで、招魂社という言葉を使つておつたのでありまして、多分あれは今の神社とは少し意味が違つておつたものであろうかと思ひますが、そういうふうな、いろいろ考えられるわけでありまして、お骨を埋めるということは、これはどうもいいことか悪いことか私は存じませぬが、今さしあたり必要はございませぬが、そういう礼拝の場所を作るといふことは、觀念的に、そこをこういふところだといふことをきめてしまえばいいので、そこを広く考えればいいと思ひます。露骨にいえば、一種の記念塔のようなものを作る。そこへ行けば、すべての人が感謝できる。そういうものを実際政府の方に移していくといふことは、あちらこちらの御意見があつて、うまくいかれるかと思ひます。そういうことにして、そこで祭式をやるのか、どういふふうにするかは存じませぬが、ドイツだつたか、どこだつたか、ちよつと忘れましたが、午前中はこの宗教をやつて、午後はこれでやつていく。これは国の一つの設備で、そこでほかの人が礼拝をする。こんなふうにしてやる道も開かれていられるのでございませぬ。けれども、今おつしやつたように、これは非常に広い気持で、各方面のフリクションのないように、何かうまく工夫ができそうな気がしております。

○曰井委員 どうも私は、實際の内容よりも、外形の名前に少しとらわれておるのじやないかと思ひます。実は、地方においても、戦時中に、靖国のみたまをお祭りした神社で、護国神社といふものを作つた。ところが終戦直後にこれを名前を変えて、顕徳神社ということに名前を変えた。そういうふうな名前を変えれば、内容そのものも変つたように、申しわけが立つたといふふうな、戦後あつたときやつておつた。ですから、たとえば同じ神社であつても、靖国神社のような、戦死された方を全部お祭りすると、特殊の守護神をお祭りする他の神社とは、非常



に趣きが違うという点も考えられるし、どうも神社という名前がついておるがために、そういうあれがあると思うのです。そこで、神社という名前はついておるけれども、宗教法人にいうところのいわゆる神社でないという解釈も、法律的にすればできるのじゃないか。それから国民的な気持においても、普通の宗教とは非常に異なることは明瞭であるとともに、他の神社とも非常に違っておる、これも解釈できるというふうには私は考えておるのです。特に国家のために戦死されたのですから、われわれとしては、何とか国家の力においてほしいという気持があるからばかりでなく、やはりそこに解釈のしようが非常に違っているのじゃないかと考えるのです。もう一度大石教授の御意見を、その点についてお伺いしたいのです。法律を区別すればよろしいという解釈、というのは、法律というのは、解釈のしようで、ある程度どうでもなると言うのとあれですが、いろいろな解釈ができる。たとえば、今極端なのは、憲法によって軍隊を持ってないというのに、自衛隊をああいふうに持つておる。こういう点でいろいろ議論の点があるのです。その点は社会党の方あたりがよくおっしゃるけれども、なるほど純然たるいわゆる現代の軍隊ではかりにないとしても、軍隊らしき要素を相備えていても、自衛隊ということをやっている。靖国神社でも、やはりそこに相当な、いわゆる普通の神社とは区別——特に法律を変えればできるというふうには私どもは思うのですが、もう一度大石先生の御意見を伺いたい。

○大石参考人 今の御質問に対しては、さっきの私のお話で、しっかり実はお答えしているはずなのです。私自身としても、ここへおじやましたのは、決して常識を申し上げるために来たのではない。常識で神社々々と言っているものを、学問的な認識で探っていくと、神社を神社たらしめる本質的なものは一体どこにあるのだろうか、それを自分なりに申し上げたのがきょうの神社論であります。それで、今の御質問に直ちに結論としてお答えすれば、憲法は、神社を宗教であるとも宗教でないとも何にも言っておりはせぬというのです。だから今、靖国神社が公金で管理できるかどうかという問題がひっかかるのは、全くこれは憲法とひっかかりがない。宗教法人法という法律が、神社というものは宗教団体だ、こういっているから、ここにひっかかってくるのだ。だからそういう現行制度を前提にして、どうしたらいいかという問題になれば、靖国神社はやはり国家管理にして、国家で施設を維持していくのがいい、そういうふうには、政治的な立場でその方がいいのだということであれば、

特別法律で靖国神社法というような法律を作って、これは宗教法人法上の神社とは別なものだ、そうすることによって、違法の問題は起りませんでね。

○中馬委員 金森先生にお伺いしたいのでございますけれども、戦前といいますが、明治の初めのころと、大正の年代と、それから大東亜戦争が始まりましてからの時代とは、いろいろ神社に対する観念というか、宗教に対する観念というものは違ってきておるのではなからうかと思われのであります。たとえば、最も極端な時代、いわゆる軍国主義の時代における宗教、あるいは大正時代の非常に自由主義の勃興した時代における宗教、あるいは明治の初年における宗教に対する考え方、そういうものでいろいろ宗教に対する考え方が違ってきていると思うのであります。そういう間において、たとえば平沼騏一郎という方々の御意見をわれわれ学生時代に承わったのであります。そういうような宗教に対する御意見が、明治の初めから昭和の今日に至るまでどのように変ってきたかという歴史的な変遷といえますか、そういうものについて、まずお伺いしたいと思います。

○金森参考人 歴史的なこと、実は私はあまり詳しくは存じませんが、大体の動き工合というものは、やはり明治維新から始まっておるものと思います。と申しますのは、明治維新によりまして、一応社会がひどく変りまして、どうしてこの日本を統一して、一つの国家がひどく変わっていくかということに多くの人が苦心されたに相違ございません。そのときに、これは私の意見ではございませんで、パートナー・ラッセルの日本を批判した今から三十年くらい前に出ている書物であります。日本は実にいつぱに国をいい方向へ持つていって、しかしそれは二つの無理な手を打っておる、一つは、道徳というものの根源を、一種の超越的な、つまり神がかったものに求めておるのだということ、それからもう一つは政治的の力の根源をやはり神がかったものに求めておるのだ、大体教育勅語とか何かそのほか政治の根源を神がかったもの——今、非常に非難されておりますが、そういう原理を言っておるのであります。こういう二つの原理を、言葉ではテイラー、専制政治、暴君政治とかいうようなそんなひどい言葉を使っておりますが、その二つのものを打ち立てて、そして日本を固めるようにやってきました。これは非常に成功した、だれも反対するものもなく、そのままどんどん栄えてきたけれども、しかしこういう無理な手というものは、いつかは自壊するようになっていくのは当然であ

る。それは一種の革命的なものが起るまでは直らないと思う、こんなことを言っておりました。私はあとでそういうものを見まして、なるほどえらいことを言っておるものだと思つて、ひそかに感心し、またおそれをなしたわけでございますが、実際日本の明治の初めにおきましては、神社の道をもって政治を統一しようということが考えられまして、そうして今日なくなつております祭日の中の元始祭というものも、その当時になつておると思います。あれはやはり神がかった思想からきておる。元始祭を作つて、国家のできたときを祝うということでありまして。それから政府に、神道の宣撫使と申しますか、これを宣伝普及するものを置き、とにかく神社の力で政治を統一して、こういふ努力はある程度されたと思ひます。しかしこれはなかなか日本人にびつたりくるものじゃございませんので、そのうちに、その色彩が非常に鈍くなつていった。明治の初めに、神社の道でもつて、つまり神社を太政官の上に置くとか、一時何だかたしかやつたらしいのであります。しかしそれはとまってしまいました。普通の世界になつてきましたが、なお徳川時代のいろいろ変化した日本の国情をどうして一つに統一したらいいか、これは非常に苦心の至りでございまして、教育勅語やいろいろのものもその悩みから出たものであります。その善意をいうわけじゃございませんが、一生懸命に、一つの伝統的原理と申しますか、人間の作つたものに近い高い原理をもつて、国民を引きずつていこう、こういう気持がございました。これはその後一番軍隊の方に強く行われておる。これは、初めの、神社でいくという方はやや薄くなりました。それでも内務省に神社に関する部局を置き、またその中でも幾たびか神社院を大きくしなければならぬという空気がございました。やはり神の道によって政治の実現をしよう、こういう風であります。それが近代的な立憲政治と組み合わせまして、その露骨にもいかにない。そこで平沼さんなんかのお考えはどうであつたか存じませんが、やはりその方面によって、国民思想を統一しようとしたものと思ひます。それがよかつたか悪かつたかということは、私も軽々しく批判はできません。けれども、人間というのは生きものであります。時代とともに進展をしていくのであり、先ほどおっしゃいましたように、いろいろな波乱を起しておるものであります。たとえば、おそらく大正のころになりますと、この色彩はぐつと減つていき、しかし戦争が始まりますと、これは非常時でございまして、神社にお祈

りをしてもらう、たまの当らないお守りを出す、こういうことはあまりよくはございませんけれども、そういうふうにいき、いろいろな手段を講じてきたわけでありませぬ。確かに国家のためにはいい結果を生じておる面は私はあると思ひますけれども、何となく不自然な人為的な方法であつて、結局永久の道としては、よほど反省をしなければならぬという形になり、私どもの、ちよど今、平沼さんの名前が出ましたが、平沼さんを会長とする神社制度調査会というところで、神社をどうしたらいいか、中に一つ強い意見がございまして、日本の神社はどうしたつて宗教だ、けれども宗教という憲法にひつかかつてくるから、宗教でないという形でやつていけ、従つて、祈るとか何とかいうことは表面から除いてしまつて、報本反始、もとに報い始めにかえるといふごく普通の思想にかなうような方法でやつてきておられます。けれども、神社の実際はお守りを出す、お守りは報本反始の意味は持つておりませぬ。やはり特殊の祈りを含めておるに相違ない。今のたまよけのお守りも、やはりそうでありませぬ。実にこれはまじめなる気持からきておられます。宗教の方からいふと、まじめな気持でありませぬが、宗教以外の面から見ると、どうもあまり説明がよくできない。そんな形できておりました、そこで戦争の終つたときに、アメリカの腹は、言うまでもなく国家信教を撲滅せよ、国家信教によつて国民が強くつた大いにいふことをやつたんだから、根こそぎとつちめろ、こういう気持が十分入つておつたと思ひます。だから、先ほどもお話がありましたように、神社と宗教とを全く同じものと考えて、そこで神社迫害というふうな線を通つてき、やむを得ぬものだから、日本でも神社を宗教法人の中に取り入れた。こういうふうな歴史的な経過は経ておるわけでありませぬ。ただし今に至つて考えてみますと、この紆余曲折の歴史の中に、何か日本が少くとも今後百年までは数百年の正しい行き道を行くときには、国民感情はもとより満足せしめなければならぬ。しかし国民感情を満足せしめるために、一時の方便で、これにおもねるといふことは、やはり弊害がございまして、人間はだんだん目ざめてくるわけでありませぬ。私の知つておる人から聞いたので、間接でございませぬが、靖国神社の鳥居の下をくぐつておまいりするのには不愉快でかなわぬから、あの下は通らないと申す。これは偏狭者でございませぬけれども、そういう気持もある。いろいろな事実は伏せておりましたけれども、明治以来既成の日本宗教に対する反感というものは、いろいろなところで現われておられます。これをキリスト教の人は顕著に現

わしておられますが、相当有名な人がこれに反感を持つておるといふ点もございませぬ、善悪は別として、そういう国民の気持が、局部的といへどもあることは認めなければならぬ。こういうことになりませぬと、その神社に対する行き道は、なかなか政治的に言つて扱ひ方がむづかしいのではないかと。パトランド・ラッセルが言つたように、暴力をもつて国民に對して、一時はだまされるけれども、永久にはだませないといふような評論も出てくるわけでありませぬ。従つて私どもは、いろいろな要望を統一して満たしていくといふのは、何といつても世界の多くの国がやつてきた——国はいろいろな流儀を持つておられますけれども、しかしそれにしても、いい国はいい流儀を持つておられます。そういうものを参考に、それから先の裁きはむづかしいのです。やはり自分の好きなように解釈いたしますから裁きはむづかしいけれども、大体宗教的には無色透明な方法で、そうしてわれわれの国のために尽くしてくれた人を尊んでいくといふふうになるものじやないかと思ひますが、そこがおかしいのは、先ほどちよつと申しました明治の初めに、戊辰戦争が何かのために英霊を祭つておるときには、招魂社と言つておつて、招魂神社とは言わないのです。お墓のようなものでございませぬ、それが、そのうちにだんだん神社的色彩が強くなり、古くからの形できつておつたといひますか、そういうふうな変化を遂げつて今に來つておられますから、軽々しく結論をつけるのではなく、やはりよく考へて、少くとも今後十年、百年の指導原理とするものによつて、この問題を整理したいといふ気がいたします。だから遺骨をよそから非常に丁寧に持つてきまして、それが聞くところによれば、倉庫の中に入つたままになつておる。こういうことは、国民の道義心を破壊することはなほだしきものでありませぬ、これは何とかして早く安置しなければならぬ。しかしまた、どうも新しき時代の国民はいろいろな考へを持つておられますから、何でもかでも神社がかつた形で整理しようと思ひませぬ、反抗意識のある者もございませぬから、相当むづかしいと思ひます。私が今申しましたのは、繰り返して悪いのですが、無名戦士の墓といふものはほんとうにおかしいので、あれはヨーロッパの戦場で死んだ人の遺骨を持つてきたらしい。だれといふことを限らずに、めくら探りに四つだけ選んできて、それもできるだけ縁故のわからぬものを持つてきて、儀礼を整えて、大きな船でアメリカに運んで、それから国会でその英霊に感謝して、しかる後儀式を整えてアーリントンに祭つた。その形を見ますと、や

はり感謝の意を尽すに急であり、それから伝統もございませぬが、遺体それ自身を扱つてきた。こういう二つの特色がわかるのでありますが、日本では、遺体と人間そのものを追憶することを、いろいろ宗教的な伝統もございませぬが、分けて考へておるのでありませぬ、骨を埋めたところにその人のシンボルを作るというのは、いいかもしれませぬが、いいとも限らない。問題はその遺骨のある場所といふものと、従来の精神的崇拜の場所といふものが何となく衝突を起しまして、片方に納骨堂ができて、片方に神としてお祭りする殿堂ができるというように、二つできるのはまことに困るし、その間にいろいろとあるときは甲の方にばかり国民が参拝して、目的を果さぬといふことも起つて、この問題が複雑化しておると思ひますので、そういう点をどう処置するか。御質問にそれとすることに恐縮でございませぬが、まあ私は先ほど申しましたような線を頭の中に持つておるわけでありませぬ。

○中井委員 先ほど大石博士の御陳述の中で、憲法論としては、靖国神社を国がお祭りしてもかまわぬ。同時に、宗教法人の中から靖国神社といふものを別に規定すればよろしいといふお話があつて、ここに憲法論と法律論と両方出てきたわけでありませぬが、金森博士は、憲法を制定されたときの責任者でございませぬから、そういうお立場から、この大石博士の、憲法論としては何ら差しかえがないといふ御陳述に対して、どういふ御解釈でございませぬ。さらにまたあの方の、宗教法人の中から靖国神社を取り除いて別の規定をすれば、これも国家がお祭りしても差しかえないといふ御説明でございませぬが、そのあの方のしはばらくおくといたしまして、前の憲法論の方を少し御説明願ひたいと存じます。

○金森参考人 先ほどから大体申しておるつもりでございませぬが、この神社が宗教であるならば、どんなことをしても、憲法におつたつておる。しかし神社といふ名前は持つておつても、それが宗教に関係のない面をとつてくるならば、といふのは、実物はくつておつてもかまいません、国が扱う範囲におきましては、宗教と関係がない、こういうことになりませぬ、それは憲法違反の問題は起る余地はないと思ひます。その点において、大石さんの言われるところは、非常に明らかであると思ひます。ただし、名を同じうし、そして実が異なるといふ多少技術的な意味がございまして、ただ実際は、靖国神社は、先ほどからのお話でございませぬが、始終出てきますように、今まででも、普通の神社とは扱いを異にしておる。祭神の特色



がありまして、昔の神様であれば、伝統的ないろいろ雲のようなものが巻きついておりますけれども、靖国神社の場合には、ほんとうに何も無い。はっきりした人間の英霊それ自身に近いところで神様を認めておるわけで、非常に違っております。それから、確かに、終戦後でも、ほかの神社は神社本庁のもとに属しますけれども、靖国神社だけは単独の法人として残っており、やはりその当時から扱ひ方も変わっておるような気がいたします。でありますから、名前だけで、これは宗教でないという事は、私は悪いと思います。けれども、実質にある程度の変化を認めて、そして宗教的色彩のない意味においてこういう設備ができるならば、それは国家が世話をしてもいいのじゃないだろうかということになります。

それから、そこから見合ひまして、人の感情を相手にする仕事ですから、いろいろまぎらわしい点がございます。たとえば、神社という名前を使っておきますと、あちらこちらの神社と同じじゃないか、靖国神社の特性がはっきり出てこないというふうな論もございまして、これは私もよくわからぬのであります。国民が、それでも靖国神社という名前でもって、やはり宗教じゃないという意識を起して満足しますれば、それでもいいと思いませんし、もしもう少し時代に応じて、神社という言葉を使わないで、靖国堂とか、そうなるとかえって悪くなるかもしれませんけれども、何かまい名称ができてきますれば、実際的には安定するものではないか、こういうように思います。

○中井委員 今、金森先生からのお話でございますが、私ちょっと途中で入りまして、先ほどの最初の御説明を伺わなかつたのでありますけれども、今、他の委員から御質問になつて、それに対して大石教授もお答えになりましたが、憲法の建前でございますと、神社というのは、宗教というふうなことをはっきり書いていない、ただ宗教法人法ですか、他の法律で、神道は宗教であるというふうなことをうたわれておると思つて、従つてそういうことからして、靖国神社という名前はあつても、それを宗教でないという規定をすれば、それでいいんだというお話を私今伺つたわけでありまして、どうでございますか。様式的に考えまして、宗教というのは先ほどから天上のものであるというお話もありましたが、やはり地上にあります限りは、何らかの形がございます。回教徒は何もないといつても、やはり大きなお堂があるわけでありまして、そういう面につきまして、法理論をいたしましては、靖国神社は宗教法人で

ないというふうな考え方でいけば、いけないことはないように思いますが、現実の実態をいたしましてやはりできれば神社というふうな名前を使わない方がいいのではないか、そういうことを思うのであります。その点について伺つてみたいと思つてます。

○大石参考人 今のは立法政策論として、将来神社という名前を変えたらいいんじゃないか、こういうことなんです。

○中井委員 立法政策という技術の面だけではなくて、現実の問題として、たとえば株式会社という名前をつけるけれども、これは実は株式会社ではないのだ、おれ個人のものだということになりますと、私は非常な混乱を来たすと思つて、法律というものは、専門家だけが使うものではありません。一般国民を縛るものでありますから、神社の名前であつて、他の神社は宗教であるが、靖国神社は宗教でないというふうな規定の仕方は、私は一般論としてどうかと思つて、その点いかがですか。

○大石参考人 今のお話は、やはり政策論として、宗教法人法を変えて、神社は全部一律に宗教的な施設でない、そういうふうな扱つた方がよりよくなるんじゃないか、そういう御質問であれば、私もその点は全く異論はないのです。

○中井委員 全く違うのであります。私は、神社はあくまで宗教と思つております。

○大石参考人 それならば、初めから話が違つてくる。私は、神社は宗教でないということなのです。本質的な性格論になりますと……。

○中井委員 そうなりますと、宗教とは何ぞやということになつてくると思つて、これもこれは大石先生はそういう御意見だと思つたら、また何をかいわんやということになります。現実の問題として、今でも冠婚葬祭その他日本の仏教が非常に風靡をいたしておりますが、昔から神道の人はそのままでございまして、やはりこれは宗教と私は考えております。そこで、あなたのように、神社は宗教でないということになれば、今でも靖国神社を国家が補助してもいいのではないかと。

○大石参考人 でありますから、私が先ほど申ししておりますように、憲法論としてだけ論ずるならば、今直ちに靖国神社を国家管理としてちつとも差しつかえないです。ただ現行制度では、今の憲法に基いて、宗教法人法という法律が作られております。この宗教法人法というものの存在を前提にして、いかにすべきかという、特別法でやらなければ、当然に今の宗教法人法上、靖国神社というものは、国家の有権解釈で神社とな

つていのですから、できやせぬ。それをやろうとするならばどうするか、これは特別法で除外するより方法がない、それを言つておるので。

○中井委員 そういう御意見ならば、今の宗教法人法という法律は、あなたの御解釈では、憲法違反です。

○大石参考人 もちろんそうです。ただ、説明をつけておくべきことは、先ほど申しましたように、神社に両面性格がある。その性格のいずれに国家が着眼して、その施設を取り扱おうとしておるか、そこが問題になるわけなのです。だから、今の宗教法人法で、神社というものを宗教法人としておるのは、神社の宗教的な性格に着眼して制定しておるのだということになつてくると、問題は簡単でなくなるのです。そうじゃない。私のは、神社というものの本質的な性格はどこにあるか、それは国民道徳の目標を示すところにあるのだ、これまでの国家管理としておつた神社というものは、国家がどこに着眼したのかという、その国民道徳的目標の施設の、この性格の面に着眼して管理しておるのだ、そこを言つておるのです。

○中井委員 私は少し見当違いをしておりまして大石さんが、神社が宗教でないというお説であるということを、今初めて伺つたわけでありまして。しかし、一般論をいたしましては、大石教授の説というものが一般説である、私は実は考えられませんが、そういう点からいまして、たとえば今、英霊をお祭りいたしておりますが、日本全体をいたしましては、靖国神社という一つのものにまゝつておりますけれども、各地方へ参りますと、必ずしも神社の形式でやつておりません。ある場所によりましては、先ほど金森さんからお話がありました、いろいろな名前のものであります。また大東亜戦争が済みましたから、各地の慰霊の格好なんかを私ども拝見いたしておりまして、やはり神道でやるところもあれば仏教でやるところもある、あるいは神仏両方でやるところもある、中には天理教が出てくるところもありますし、キリスト教の人もお参りをするところもあつた。私どもは、国家のために貴重な命を投げ出された英霊に対する私どもの尊敬の念というもの、これはだれにも劣るものではないと思つて、それを国民のこういう一般的な考え方につきまして神社というものでしほるといふことは、妥当であるかどうかという考え方をするのであります。そういう点について、大石さんの御意見をちよつと伺つておきたいと思つて。

○大石参考人 その点は、先ほども申しましたように、根本的に、宗教とは何ぞやという問題に思うのです。宗教の本質というものは、国民的立場とは関係ない、その人その人の人間としての恐怖から来る。その恐怖を切り抜けて、自己の悩みを解決してくれる絶対者としての神を求めるところに、宗教生活というものの本質がある。だからこそ、宗教というものはその人その人の問題です。近代国家の憲法が、一体何のために基本的人権——御承知のように、近代憲法というものが、基本的人権として宗教の自由を認めているのは一体どこにあるのか。それは宗教というものはその人そのものだ。その人の問題だ。しかも信仰の対象は、信ずる人によっても千差万別なんです。それを極端に言えば、信ずる者にとっては、イワシの頭でもカボチャのへたでも信仰の対象になる。けれども、それはその人の問題なんだからそっとしておけ。その人の精神生活の安心の問題なんだからそっとしておけ。国家といえども、これにタッチしてはいかぬ、こういうふうには、近代憲法の基本的人権の保障というものは、人間としてのその人の立場を保障する。そこに宗教の自由の生命があると考えられているのは、信教の自由というものは、そういう性質からくるというんですね。ところが神社というのとは一体どういうものか。この点は、先ほども申しましたように、これまで日本で国家として管理してきておるものを見ますと、神社の祭神は一体どういふものであるか。そのためには国家とは何ぞや、その国家をささえる精神的基礎とは何ぞやということを考える。そういう回りくどい道をたどってきたのは、国家をささえる精神的基礎を離れて、わが国の神社の歴史というものは理解できない。だからこそ、天皇だとかあるいは天皇と一緒に国家のために犠牲になった人々を祭神としておる。そうすると、私どもとしては、自分は仏教徒であろうとキリスト教徒であろうと、自分の精神の安心のよりどころは別に求めておりながら、主催者に対する敬礼というものは守るべきだ、こういう国民的意識を私どもは持つておる。これまでの日本の国家の管理してきておった神社というものを、われわれが何と見ておるか。その何と見ておるかというものを、われわれのように字問をしておる者の立場においてほじくつていくと、どこにくるかというところ、これは国民道徳の目標を示すために至るところにあんだから、個人としての宗教的立場とは関係なしに、靖国神社に來れば拝礼しておるんだ、こう言つておるのです。

○中井委員 大石さんの考えはわかりましたが、私どもは、神

道、いわゆる神社というものは、やはり宗教だと考えておるのでありまして、どうもこの点は平行線であろうと思ひます。はなはだどうもあなたの御意見と違ふので恐縮なんでしょうが、そこで、金森先生にお尋ねしたのでありますが、私どもは神社という名前が、やはりこれは宗教だと考えています。最近靖国神社を何らかの形で国家で保護をしくちやいかぬというふうな声が高鳴るのであります。私個人としては、その気持はよくわかるのであります。できますれば、神社というものは一つの宗教であるという考え方からいけば、そういう形に持つていくためには、私は名前を変えた方がいい、名前を変えるのが常識であるというふうな考えでおるのであります。そういう点から申しまして、将来あるべき姿というものは、やはりごく常識的なものになつていこうと思ひますが、しかしこれはよほど慎重に考えませんことには、これまで、明治維新後八十年の日本の歴史を考えると、いい面もありましたけれども、やはり基本的に相当大きな誤りがあったことは、先ほどお話があつた通りであります。私どもに、実はそういう面における陳情などもございます。先般もある人が参りまして、何とかしてくれというので、外国では、たとえ無名戦士の墓などというものがあつてもと申しますと、憤然色をなしまして、私のむすこは無名ではない、何のたれべえという名前がある、それに無名戦士とは何だ、これは笑ひ話であります、そういう人もあります。私は、この問題をめぐつて非常に思想の混乱があるように思ひますので、こういうことを決定いたしました。つきましては、よほど慎重な態度でやらねばならぬという御明示をいただきましたのは、そのことについてであるかと私は拝承するのでありますが、そういう意味から申しまして、将来の姿について、御意見を伺つてみたいと思ひます。

○金森参考人 お説は大体わかつたやうな気がいたします。先ほど神社と言つてもいいじゃないか、こう申しましたのは、第一義的な希望ではございませんで、そういう気がないなら、そういう名前は避けて、はっきりした筋を通したらいいと思ひます。国民の感情というものはいろいろございまして、どうしてもそうでなければならぬということでございます。ならば、名前は名前、実質は実質だ。そういうことで、第一義的な答えはない。第一義的な答えといたしましては、私の希望としては、納骨堂というやうな名前ではないようにいたしたい。日本人は、物體的なものにそう執着しておられませんので、そういう名前は避けたい。それから、昔からきておる、祈りをする意味の宗教的なもの、つまり神社とかいふやうな言葉は、避けられるならば避けた方がいいのではないかと思ひまして何か積極的ないい名称はないかというところ、実はないのであります。本質からいへば、感謝をするとか記念をするとか、この二つ、過去の人を思い起して、その大きな働きに対してわれわれが感謝をする、ここまでにとどめまして、そこから将来の国の安全を祈つて、手伝つて下さいということ、第三の問題として、ちや外にすること、祈念、感謝、この二つの文字のやうなものがここに表われたらいいのではないかと思ひます。靖国という言葉は非常にいい言葉ではないかと思つておられます。ある人は、何か昔の忠君愛国の思想と連関があつておもしろくないとかなんと申しますが、そういうふうなものをはひねくられて考えては仕方がございせん。君だと言つたつて、個々の君じゃない。国というもののシンボルと考えておるのであります。結局国に尽したわけでありまして。私よく言うことではありませんが、忠君で死んだから靖国に祭られると同じことではなければならぬのではないかと。忠君ということ、やはり国に対して真心をささげるといふことでありますから、靖国という言葉は何かいわれもおり、意味も深い言葉のやうな気がいたします。実はあつたの神社という言葉だけを避けてまして、そこで出てくるのは——ちよつといひ知恵が出ないのでございまして、メモリアルという言葉を外国ではよく使つておられますが、ヤスクニ・メモリアルというか、靖国記念堂とでも——これは研究しておられませんから最善なものと思ひませんが、何かそういう方法で、国民の得心する言葉が出てきたら、四方八方都合よく思つておられます。

○中井委員 ちよつとお尋ねしたい。これはお尋ねしなくてもいいと思ひますが、こういうことは重要な問題でありますから——今、名前などについてのお話がありました、あ



備がないということはずいぶん小さい。私と大石さんと、少し程度の差はありますけれども、しかし、そういうことについて神経は使っておるわけでありませぬ。ただ、あまり持ち越さないようにやっていいのではないかと思っております。

○中井委員 大体、金森参考人の御意見と同じでございますが、最後にただ、とかくこういうものができまると、何と申しますか、これは実は人間生活のこれまでの反省、将来への指針ということにもなるかと思うのでありますが、そういう意味のようなことは忘れまして、私どもが心配いたしますような、戦争を再び始めたというような、そうとられるように解釈されては非常に困ります。そういう気持は全然ないとおっしゃると思いますが、歴史の示すところによりまると、とかくそういうことになるおそれなきにしもあらずでありまして、この点は、私どもは峻厳に拒否をしていきたいというふうな考え方を持っております。従って、できましたある一つの实体というものについては、宗教と切り離すと申しまして、実際問題といたしまして、それに奉仕をする人たち、その他わずかしい問題が起ってくるであろうと思っております、そういう点について、何か御意見がありましたら、最後に伺っておきたいと思っております。

○金森参考人 こういうことをやりますと、宗教と結びついて困るということは、実際そうだろうと思っております。昔からばかりでなく、世界のどこの国を見ても、結局宗教と離れるといいながら、どこかで人々の気持が通っております。これはいたし方ないことでありまして、お互いにそういうことは反省をして、災いを残さないようにすべきであるということとは間違いでございませぬ。他日これがまた軍国主義の勢いを呼び起すような危険があり得る——それが無いとは断言できませんけれども、しかしこういう危険があり得るからいけない、これが今の多くの世の中の反抗意識を持つ人の使う論法でございます。それも十分理由がございませぬけれども、程度問題でございます。人間はだんだん賢くなつていきますから、昔こういう事例があったからといって、それと同じ形では再び繰り返されることではないと思えます。戦争が今後起らぬと言えないことはございませぬけれども、もつとのつびきならぬ突き詰めた情勢のもとに、いろいろな変化が起るものと思えますから、そこまであまり強く考えないで、ただ私ども国民は、英霊を粗末にする——ほんとに私はどこかの物置きみたいところに安置されておるのではないかと、よく知りませぬけれども、そういう懸念を持ち

ますると、こういう気持で今日の民族生活をやっていかけるものかどうかということ、憤りを感じるものでございまして、何か適当に処置すべき時期が迫つておるように考えますので、これも考えることはよいけれども、適当な時期までに、こういうことをお願いいたします。

○逢澤委員 ただいま中井君の方からお話があったのであります。それは、こういうようなことをやると、将来また戦争に對する云々というお話があったのだが、これは金森参考人からお話がありました通り、決して私はそんな心配はない。二百万の犠牲者、戦死者の遺族、これが一番戦争に對するひどい憎悪を持つておる。自分の夫を失い、子供を失い、主人を失い、父を失つておる者が、一番戦争に對する憎悪が多い。これはだれが考えてもわかることなのだ。靖国神社に對する国家管理のことは、それらの者が希望しておることなのだ。従つて、ほかのことはいろいろ議論があると思うけれども、この靖国神社を国家管理したからといって、将来戦争に對する云々というようなことは、絶対にないということをおわれれば確信を持つております。この点は一つ御心配にならぬように願ひたい。たれが何と言つても、おそらく皆さんのうちには、戦争によつて犠牲者がでておると思う。八千万国民の中には、一番戦争のきらいなものがある。いろいろな参考人の方々からも貴重な御意見を拝聴して、また今後においてもいろいろの御指導をいただく機会があると思ひますが、今の心配はほんとに杞憂に属することでありまして、将来これらのことをやることによつて、戦争に對する云々ということは御心配のないように、将来の御指導をお願いいたします。

○中山(マ)委員 私はこの憲法ができました際に、金森博士のお言葉が新聞に載つておつたのを思い出したのでございますが、こういう憲法あるいはいろいろな法律ができた、しかし何年かたつたあとには、必ず壁にぶつかるときが来るであろうという御発言があったことを私は新聞で見たのであります。あのときの世界情勢、というものは、日本とドイツ、イタリアさへつぶしたら、世界に平和が来るという確信を連合軍が持つておつた。そのために、結局日本の軍国主義につながるものとして、これを宗教法人の中に入れ、憲法では宗教の自由を唱えましたが、そういうことによつて、いわゆる国民の関心の的すらもなくなつてしまつたというふうな、何と申しますか、一種の盲信、力のある日本に對する連合国の一の恐怖心の現われでもあつたのではなからうか。それで、今日、十年たちましたときに、

世界の情勢が全然變つてきて、日本なんかは恐怖の的ではない。さつき大石教授がおつしやいましたような、結局おのおのの国民性を守るための戦争ということについて、私は金森博士のおつしやる壁にぶつかる日というのが、今日ではなからうかと思ふ。国民がそろそろ反省をいたしまして、われわれが今日享樂しておる平和らしいものを享樂しておる原動力は、結局この二百万人の英霊であつたということに思い及んでおるのでございませぬから、私は先ほどの御発言のように、これがまた戦争の原動力にならうなどとは思ひませぬし、いわゆる平静になりましたときに、こういうものを、そのあるべき姿に置いておくということが、現代の私ども政界におります者の使命ではなからうか、こう思つておるのでございませぬが、大石教授はどうお考えになりますか。

○大石参考人 全く私も同感でして、歴史というものは、結局われわれの祖先の生活の積み重ねです。われわれ日本人の祖先は、一体何から何まで全部悪いことをしてきたのだらうか、この点をわれわれは静かに反省する必要があります。もちろん長い日本民族の歴史の中には、重大な誤りもあつたであらう。その誤りももちろん反省し、将来再び繰り返さないように警戒はしなければいけない。だからといって、日本人の祖先が作つてくれた今までの日本民族の生活それ自身を、根こそぎひっくり返すというような考え方は、私は非常に誤まりだと思ひます。この意味において、今の御質問に對して、私も全く同感です。だから権力の乱用とか、圧政だとか、ファシズムだとかいうようなことをおそれるのは当然ですけれども、どんな制度を設けたつて、運用する者が誤れば——たとえば天皇制が民主主義に變つたつて、今度は人民の名においてファシズムをやる者が出ないでそれが保証できるか。だから、私どもは敗戦下の今日において、静かに日本の歴史というものを振り返つて、われわれの祖先の築き上げたもので、とつておくべきものの大事なものはあくまでも残しておかなければならぬ、どうしても時勢に合はぬものは除いていく、こういう公平な立場を維持することが必要なのではないかと思つております。

○中井委員 私も、先ほど質問を打ち切つたのでありますが、その後御発言なされた方が、私の質問を多少誤解されておると思ひますので、申し上げておきます。

今、大石さんよりお話があつたが、われわれだって、何も日本の過去はみんなむちゃくちゃだつたとか、だめだつたとか、

そんなことはちつとも考えておりはしません。しかし過去を振り返って前進をすることに於いて、日本民族の発展があるというような基本的な考え方に立っております。

それから、先ほど、靖国神社的なものを変えまして、一つのものを作りますという、軍国主義といいますが、そういうものを利用されるはせぬかということを心配いたしましたのは、これはやはり私はまじめに考えておるつもりであります。現在の遺族の皆さんが軍国主義者であるとか、現在の遺族の皆さんがすべてもう一ぺんやろうと考えておるとか、さようなことを私は考えておりはいたしません。これは過去の歴史が証明をしておる。第三者によって利用される例が、これまでなきにしもあらずでありましたので、私は心配の余り、その点を金森さんにお尋ねした次第でありますから、その点は誤解のないようにお願いをいたします。

○原委員長 ほかに御質疑がなければ、これにて参考人よりの意見聴取を終わります。

参考人各位には、長時間にわたり御見解をお述べ下さいまして、本委員会といたし、調査の上に非常に参考になりました。この際、委員長として厚く御礼を申し上げます。  
本日はこれにて散会いたします。

【三九四】第二十四回国会衆議院文教委員会議録第七号（昭和31年2月16日）

（発言者）

並木芳雄（委員）

清瀬一郎（国務大臣、文部大臣）

〔発言順。敬称略〕

○並木委員 大臣に一点だけお尋ねをいたします。それは靖国神社に対して国家が保護を与え、国家で管理するという問題でございます。これはおそらく終戦とともに宗教団体の一つに加えられて、そうしていかなる宗教団体も国から特権を受けたりまたは政治上の権力を行使してはならないという憲法二十条に抵触してくるという意味から、国家の庇護を受けることができず、また国家としてもせっかく靖国神社の英霊をお慰めしようと思っても手を伸ばすことができなかったというのが、今までのいきさつであろうと思えます。しかしながらこの靖国神社にしましては、国の犠牲になられたたまを祭っておるところでございます。普通の宗教団体としてこれを見るにはあまりに国民として忍びがたいところがあると存じます。その理由から、すでに国会におきましても、海外同胞引揚特別委員会においてはこの問題を取り上げておるのでございますが、いまだ大臣から権威ある答弁が得られておらないのでございます。幸い清瀬文部大臣は憲法の権威者でもございますし、またその所管からいってもこれは国民教育、国民道徳というものと関連してくる大きな問題でございます。特に愛国心という点に結びつけるならば、この問題を看過しておくことはできないと思う。そこで伺いたいのですが、果して靖国神社を普通の宗教団体として扱わなければならないかどうか。私はこの点については、宗教的色彩を持つておる儀式を改めるとか、あるいはその施設などを取り除けば、特別立法を行うか、あるいは宗教法人法の一部を改正するだけで国家管理、国営にすることは可能であるという金森さんの御意見は妥当であると思うのです。もし金森さんの御意見が妥当でありとすれば、現行憲法のもとにおいても靖国神社の国家管理、国家の庇護を与える、国家においてこれを敬うという方法が講ぜられるのであります。清瀬文部大臣の御所見をお伺いしたいと存じます。

○清瀬国務大臣 戦前においては神社は宗教と区別しておったのであります。しかるに新憲法施行後また宗教団体法成立後に

において、靖国神社は英霊を祭るのでございます。またその儀式を行うのでございますから、戦後の憲法、法律のもとにおいてこれを宗教団体にあらずということは無理な解釈となると思えます。従って憲法第二十条と第八十九条の関係からこれを国家が管理いたしましたして祭祀を行うことは不可能と思えます。われわれが憲法を改正する必要ありと思うた皆さんの理由のうちの一つでございます。すみやかに憲法調査会ができ、適当なる処理がされることを私は希望いたしておるのであります。



【三九五】第二十四回国会衆議院文教委員会議録第十号（昭和31年2月29日）

（発言者） 並木芳雄（委員）

清瀬一郎（國務大臣。文部大臣）

【発言順。敬称略】

○並木委員 大臣が地久節に対しても御賛成であるということがわかりました。そこで一つの提案でございますが、先般靖国神社の国家管理について質問をいたしましたときに、大臣はただ現在の憲法では困難ではないかというお答えでございました。非常に残念でございますが、できれば現在の憲法のもとにおいても靖国神社を国の管理にして、国としてお守りし、お祭りしたいと思っております。それは国の祝日の中に、たとえば靖国の日というような名前前で英霊をお祭りし、感謝する日を設けたらどうかということなのでございます。それには八月十五日のあの終戦の日が適当ではないかとも思っております。私これは今後提案をしてみたいと思うのですが、その前に大臣としてこういう考え方に対して御賛成であるかどうか、伺っておけば非常に幸いです。それに相当するような意味合いでございます。がございました。それに相当する八月十五日を祭日にするかにかについて、私は考えたことはございませんから、ただいまお答えはできません。またこの間のあなたの問いに対してちょっと補足することは、靖国神社を今やっておる通りの行事をする神社としては現行憲法で差しつかえる。その後新聞等によって、あなたの御意見であります。他の意見でございますか、私としては靖国神社の行事ですね。おがみ方、あるいは儀礼、それなどを改めて、宗教でない一つの霊廟としてやるという考えが出ておりますが、それなれば、この間の私の答弁とは違うこととなりますが、現在私近くに住んでおりますが、やっておるのは朝晩やはり宗教として礼拝してのりとをやっておる。ほかの神社と同様でありますから、そう申し上げたのであります。神社それ自身の性格を変えれば別でありますから、申し上げておきます。

○並木委員 そうですか。そうすると、この前私は金森博士の御意見を引用して、儀式を変えるとか適当な方法によって現在

の憲法でも靖国神社をお祭りすることができるんじゃないかということに対しての御答弁は、その後の御研究によって変更されたというふうにならなりました。そうすると、非常に私けっこうなんです。それならば英霊を祭ることができると、国としても、これは援護する道が開かれるので、非常にけっこうです。あげ足をとるわけじゃありませんが、この前の答弁をきょう変更されたと考えてよろしゅうございませうか。

○清瀬國務大臣 変更したのではありませんので、この前の答弁はこの前の答弁でいいのです。あなたのお問いは、現在の靖国神社としてのお問いであったんで、その後ある方面から相当宗教的儀式、宗教的礼拝をせぬ、同じあの場所にありまして、性質の違うものにすればこれは別だという論が出ましたから、それに対する私の見解を、老婆心ではありますが、つけ加えたのでございます。

【三九六】第二十四回国会衆議院内閣委員会議録第十九号（昭和31年3月6日）

（発言者） 受田新吉（委員）

鳩山一郎（國務大臣。内閣総理大臣）

【発言順。敬称略】

○受田委員 それでは結論を急ぎますが、次に総理は、靖国神社の英霊を国民尊崇の中心にして、国民的行事として守るべきであるというお考えでしょうか。教育的な見地から見ると靖国神社の取扱いはいかにすべきであるとお考えでしょうか、御答弁願いたいです。

○鳩山國務大臣 せっかく書いてあるのですが、今ちょっと見つかりませんが……。（笑声）靖国神社の……。

○受田委員 名答弁をいただいたわけですが、私は総理には今までたびたび非常に鋭くごあいさつをしたのでありますが、きょうは気軽にお話をしておるわけで、おとがめはいたしませんけれども……。

○鳩山國務大臣 見つかりましたから返事をいたします。靖国神社は現在戦没者を祭神といたしまして、遺家族を崇敬者とする特殊の性格を持つ宗教団体であります。これに対して国費の支弁を求め遺族の心情は十分理解されるものであるけれども、現憲法の建前では、宗教団体としての靖国神社に對しまして、公金を支出するなど特別な取扱いはすることはできません。また宗教法人法との関係においても問題があると思っております。なお今後国民の世論を十分聞いて研究をしたいと考えております。

【三九七】第二十四回国会衆議院内閣委員会議録第五十号（昭和31年5月21日）

（発言者） 受田新吉（委員）  
田邊繁雄（政府委員、厚生事務官（引揚援護局長））  
山本条吉（委員長）  
〔発言順、敬称略〕

○受田委員 私要望しておきたいことが一つあるのです。それは戦死者をお祭りする靖国神社の取扱いです。靖国神社は今は政府機関ではない。ところが靖国神社の祭神の取扱いは厚生省がタッチしている。厚生省は靖国神社に対していろいろな便宜を供与している。いろいろの政府のやる仕事を靖国神社に委託しているとかいうようなことが相当あるようでありますので、靖国神社の祭神の取扱、靖国神社の経理等——今靖国神社を特別法人としてこれを立法化して、憲法八十九条の規定にかかわらず国がある程度補助するか、あるいはすべきでないとか、いろいろ議論をされているのであるが、この際こうして議論の対象になっている靖国神社の実態をつまびらかにしていく必要がありますので、次会におきまして靖国神社の経理、あるいは機構、あるいはいろいろの義務の内容等について、政府において適切な資料を御提供され、質問にお答えできるように願いたいと思います。

○田邊政府委員 ただいま受田委員より靖国神社に対して厚生省が何かいろいろと積極的に関与しているようなお話がございましたが、おそらく戦死者の合祀を促進する意味におきまして、厚生省がいろいろと資料を収集していることをさしておられるのではないかと思います。政府はどこから照会がありまして、戦死者がだれだれで遺族がどこにおられるかということをお聞きすれば、お教えするのは当然でありまして、靖国神社におきましては、そのことをわれわれに知らしてほしいという要望も内々あるようでありますので、今まではばらばらにやっております。きわめて能率が悪かったものをまとめて、これを名簿のようなものを書いて、靖国神社に戦死者の名前、住所、戦死の場所を教えるだけにとどまっております。靖国神社の経理及び事務は、何ら政府としては関係いたしておらないのであります。できるだけ合祀が促進されるよう、現行法の範囲内に

いて許せる限りの便宜を提供するということでもありますので、御了承願いたいと思います。

○受田委員 靖国神社の機構、事務等についての厚生省の關係は、今あなたが御便宜をはかっておられる点は、祭神の調査に對しての一部が示されたのであります。そのほかはまだ政府各部門において、靖国神社との関連もあることだと思います。靖国神社の事務当局の責任者及び靖国神社を管轄する政府の責任者を一人ずつお呼びしていただいて、せつかりつばな英霊をお祭りする神社としての新面目を発揮するようにわれわれはしなければならぬ。そこで十分われわれは実態を確かめておく必要がある、かように考えるのであります。この法案に直接関連のある大事なお宮のことでありますから、委員長において適切な処置をされんことをお願いいたします。

○山本委員長 受田委員の御希望に沿うよう政府当局と打ち合せをして、次回の委員会にできるだけの資料を提出いたすようにお取り計らいいたします。  
（略）

【三九八】第二十四回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第十四号（昭和31年5月23日）

（発言者） 受田新吉（委員）  
吉富幸助（参考人、沖縄戦跡巡拝団団長）  
田島俊康（参考人、厚生事務官）  
〔発言順、敬称略〕

○受田委員 お二方の御苦勞を感謝申し上げますとともに、一点だけをお伺いしておきます。

沖縄でなくなつた方々の靖国神社合祀に関する状況をお伺いしておきたいのですが、地元の方々は、靖国神社に祭られることをどのように希望し、またその祭られ方がどう処理されるのか、また各県にあるように、護国神社に準ずるようなものが沖縄ではどういう形で置かれておるかをお聞かせ願いたいと思ひます。

○吉富参考人 靖国神社に合祀してもらうということについては、非常に熱望を持っておられるようであります。すでに沖縄の遺族はしばしば五十人あるいは三十人という団体を作つて、靖国神社に参拝をしておられます。しかし、この復員業務なり死亡処理ができなければ、実際に戦死しておつても、合祀ができておらぬ。この方面の問題が進まなければ、合祀は自然おくれてくると思ひます。

それから、護国神社的なものは、あそこに波之上神社というのがあつたようであります。そこは全部爆撃されて、跡形もないような形になっております。従つて、護国神社は、現在創設されておらぬと思ひます。

○受田委員 現地における英霊をお弔いする催し、そうした機関というものは、どういうようになっておりましたか。

○吉富参考人 先ほど申し上げましたように、各決戦場の跡は、ほとんどいいほど、納骨塔あるいは慰霊塔が建設されて、その数は二百四十数カ所になっておるようでございます。そこには、その周辺で戦死をした日本内地の戦没者も沖縄の戦没者も、一緒に納骨してあるようであります。従いまして、ときどきの慰霊祭は行われております。ちょうど私も参りました。最後に向うを出発する四月二十日には、伊江島の慰霊祭を



行うというようなことを承わっておりまして、その慰霊祭にもぜひ参列してくれということでありましたが、それが時間等の関係で、できなかったのであります。そういうふうには、慰霊の供養もその地区で行われておると思っています。

○受田委員 米軍は、その慰霊に対して、いかなる協力をしてくれておるのでしょうか。

○吉富参考人 米軍のこれらに関する協力というのか、そういうことについては、実は承わっておりません。そのような慰霊祭が盛んに行われておりますし、私も参りまして、麻文仁の魂の塔の前で、全島の戦没者の慰霊祭を行いました。そういうことについても、何らの支障なく行われて、かつ琉球政府代表として副主席もそこに参列されましたし、地方のいわゆる知名の士というような方々も参列されましたし、婦人会、男女青年団というようなものも参列されておりますので、そういうことについては、何ら制限が加えられていないんじゃないかと思えます。その点はよく承知しておりません。

○受田委員 琉球の政府のもとにあるかつてのわれわれの同胞は、国籍は米軍の管理方式による所轄に属するという意味であるから、当然主権は日本国に存在する形になっているような教育が行われておりましたか。教育的な立場から見られて、どう思われたでしょうか。

○吉富参考人 そのような問題も、私も詳しく見ておりませんが、各学校も、終戦後はわらぶきの学校であったようでありますが、それがほとんどなくなりまして現在では、鉄筋の学校がだいぶ復活しております。そういうふうでありますので、学童がそういう面でも非常に卑屈を感じておるとか、圧迫の感を受けておるといふようなことはないのじやないかと思えます。ただ先ほどもお話しになりましたように、昭和二十九年の一月一日に国旗掲揚を許されて、学童は日の丸を仰ぐ喜びを非常に感じたということも聞きました。その後それが再び禁止されたということ、そういう点で、これは学童のみならず、沖繩の人たちが暗い気持ちで今日なおおるといふように思っています。

また日本復帰の問題であります。これは、いろいろ見方もあります。私も一部の人に総合的なお伺いをしてみたのであります。保守系の人にも革新の人にも、総じて日本に復帰したい、ただ何かの商売の関係で、今盛んにやっておる人たちもそうでもないのだが、その他の者は、総じて日本に帰りたいという気持ちがあるということをお伺いしております。そういう点もわれわれ明確にこうだということをお断定することはできない

と思えますが、大体そういうふうな受け取ったわけでありまして、

○受田委員 戦死者の遺族が、米国の管理政策のもとにおいて、独特な、すなわち米軍の管理があるゆえに、特に保護されているという政策が行われているかどうか。たとえば、遺族に對して、日本国として恩給法及び援護法の特典が与えられていない立場の人々に対して、米側が、独自の政策から、この人々を何かの形で守っておる手が打たれておるかどうか、これをお調べいただいたでしょうか。

○吉富参考人 それは別にそういう、手は打たれておらぬようでありまして、だから、裁定を一日も早くお待ちしておるといのが、現実の姿だと思えます。

○受田委員 厚生省の田島事務官にお尋ねします。靖国神社の合祀につきましては、厚生省引揚援護局長より、昭和三十一年四月十九日、援発第三〇二五号の通牒をもって、靖国神社合祀事務に対する協力についてという通牒が送られておりましたが、この通牒は、さつき参考人の方々のお話にもありましたが、戦死者の資格を持たない合祀されたいこと、つまり戦死事務処理ができない者は合祀されないこと、これは、厚生省として靖国神社の合祀に協力するということは、基本的事務にいうならば、厚生省のほんとうの事務じゃない。ただ便宜的にお力添えしてあげるという意味であろうと思うのであります。もしこの靖国神社の事務を本然の姿でやられるとしたら、これは厚生省の所管外のことをやられたという違反行為であるということになります。好意的にやられていると思えます。その際に、恩給法及び援護法ではつきりと援護あるいは恩給の対象になる人でなくても、国家の公務で戦死したことが確認されれば、祭られるような形になっておるのではございませんか。

○田島説明員 たいま受田先生のお話でございますが、靖国神社への合祀について、大体従前から行なっているらしいです。基準と、援護法、恩給法の基準とは全然違う。——全然違うと申しますと言い過ぎでございますが、若干靖国神社の方が幅が広いわけでございます。そこで、たいま靖国神社からのお問い合わせにございまして、これは協力しなければいかぬというので、先生のおっしゃいましたような要領で実施いたしておりますが、とりあえずは、援護法あるいは恩給法等によつて裁定されました方は、なくなられました確認であります。当時の御身分でありますとかいうことも事実であります。——なおその点で一番苦労いたしますのは、御遺族がどこにいらつしやるかということがはつきりしませんと、あとで非常にめんどうな

ことになりまして、そういう点は、援護法、恩給法の裁定をせられた方は明瞭になっておるわけでございます。そこで、そういうところから逐次取り調べて、靖国神社の問いに答えておる、こういうような仕事のいたし方をいたしておるのでございます。将来は、もちろんそののみならず、たとえば援護法や恩給法に、本人といたされましては該当すべきものであつても、それに該当すべき遺族がないというような方もございまして、あるいは一例を申し上げますと、軍の戦闘に協力をして、死後有給とかあるいは無給の軍属になったという方々等もあるのでございます。今の仕事が進んでいきますならば、そういうところまで漸次及んでいくべきものだと私もは考えておるのでございます。

○受田委員 沖繩でなくなられた非戦闘員が七万三千人ばかりあるということですが、これらの方々の中には、例の少年兵、現地の軍隊から特に指定された人々は含まれておりませんか、お尋ねします。

○田島説明員 沖繩でなくなられた学徒といひますと、一般に軍人または軍属として扱われるべき方が、現地からのお申し出によりますと、大体七百人でございます。そのほかは、今までのところはまだお申し出がございません。そういう方は、それぞれ大多数の人は軍人として扱われておられるようでございます。あるいは軍属、ことに女子のひめゆり隊の方々、これはもちろん軍属として扱われておる、かような状況でございます。そこで、今仰せになりました七万という人数は、これは戦争に巻き込まれたと申しますか、そういう部隊行動等をおとりになった方でない方の損害であろうと私は考えております。

○受田委員 沖繩はそうした悲運のつぼと化したところでありまして、特別の考慮をしてあげて、現地の報告書に基いて靖国神社に合祀するとか、あるいは早く援護法等の恩典に浴せしむるとかいうような措置、また例外的にも、現地で軍人としての身分を付与したような形になった分については、現地の特殊事情を考慮して、それに軍人、軍属の身分を与えるとかいうような非常措置をおとりになってあげて、やっと現地の人にある程度の希望を与えることになるくらいだと思っております。この点は、沖繩の特殊事情によつて、特別措置を厚生省としては特に考えなければならないと思えますが、御見解いかがでしょうか。

○田島説明員 先ほど戸叶先生からお尋ねがありまして、私がお答え申し上げたのでございますが、大体先国会におきまして、

当委員会ではいろいろ御意見を承りました線では処理をいたしておるのであります、先ほど七百名ほど現地からのお申し出があるということをお申し上げましたが、そのうち半数くらいは——これは男子だけでございますが、すでに半数くらいは片づいておると私は考えております。

【三九九】第二十五回国会衆議院日ソ共同宣言等特別委員会議録第二号（昭和31年11月19日）

（発言者） 高岡大輔（委員）

小林英三（国務大臣、厚生大臣）

〔発言順。敬称略〕

○高岡委員 この際厚生大臣に、話は飛躍いたしませんけれども、ちよつとお伺いしておきたいことがあります。それはマリク名簿にしる、またそれ以外の方も、生きていらつしやる方は一日も早く日本に引き揚げていただく、引き揚げの希望がかなうように、日本政府としては存分の措置を講ぜられるのでありましようが、これが完了するともいいましようか、その際は、今までの留守家族の方が今度は遺族ということになります。と同時に、私がこの際厚生大臣からはつきりしていただきたいと思えますことは、御承知でもございませうが、大東亜戦争でなくなられたいわゆる英霊が、靖国神社の社頭に、数にして私が想像しますのに、百二十数万の英霊がまだ祭られておりません。これは私ども戦後に生き残った日本人としては、実に申しわけないことだと思つております。これも要するに憲法第八十九条によつて、靖国神社がいわゆる宗教法人の中に入つておりますために、公金をもつてこれできないという面はございませう。従いまして、これは憲法を今改正するとかどうとかということまで、私は論旨を飛躍するわけではございませぬけれども、この靖国神社、それにわれわれ日本の中心であります伊勢大廟、こういうようなものをいわゆる宗教法人から抜いてしまつて、こういうような措置を講じまして、一日も早く百二十数万の英霊を国民としてわれわれがこれを靖国神社に祭らなければならぬと思つております。これに対して政府はどのようにお考えになつていらつしやいますか、この委員会としてはちよつと飛躍したことではございませぬけれども、この機会にお伺いしたいと思いますのでございます。

○小林国務大臣 ただいまお尋ねのごとく、国家のために犠牲になられた英霊に対しましてのお心づかいというものに対しましては、全く同感でございます。政府といたしましては、本年を含めました三年計画を実施して、まず本年は、たゞいまお話のありましたような英霊の数の三分の二を各都道府県の世話課と連絡をとりまして、これをお祭りすることにしまして、今

後二年の間のうちには、全部それを靖国神社にお祭りをしようということに考えておるのであります。

○高岡委員 ちよつと厚生大臣にお伺いしますけれども、それは調査だけでございますか、お祭りのところまではいかないのではありませんか。

○小林国務大臣 お祭りと申し上げましたのは、靖国神社にそれをお納めするのでございます。本年はその三分の一を実施するのでございます。



【四〇〇】第二十五回国会衆議院日ノ共同宣言特別  
委員會議録第六号(昭和31年11月24日)

(発言者) 白井莊一(委員)

清瀬一郎(國務大臣。文部大臣)

臣)

植原悦二郎(委員長)

田邊繁雄(政府委員。厚生事務官(引揚援護局長))

長)

〔発言順。敬称略〕

○白井委員 (略)

本問題に関しまして伺いたいのですが、きょうは厚生大臣がいらつしやいませんで、文部大臣に先にちよつとお伺いたしますが、靖国神社の問題であります。この問題につきましては、先般高岡大輔委員が御質問もいたしました。遺族及び国民の間には靖国神社を国の管理に移せという要望が非常に強いのであります。国家のためになくなつたみたまをお葬りしてある靖国神社は、国家の責任においてこれを管理しよう。これはまあ当然なことだと思つてありますが、伺うところによると、数日前新聞に、宗教法人法を近く改めようというお考えがあるやに伺つたのですが、そういう際におきましては、やはりこういう点を考慮して、何らかの方途をお考えでありますかどうか、その点を一つ伺ひしておきたい。

○清瀬國務大臣 靖国神社は、御承知の通り、戦没者の霊を神様としてあがめる施設でございます。すでに神様である以上は、たとい靖国神社の法律を別に作りましても、やはり宗教施設となるのであります。憲法の八十九条の規定との調節が非常に困難でございます。前国会にもこの問題が提供せられ、私も精魂をこめて研究したのであります。神社自身の管理を国の費用でするといふことはむづかしいのであります。しかし、この神社へお参りする団体——ほかの神社仏閣でもよく講といたうものがあります。靖国神社を崇敬するような団体を作れば、その団体は宗教法人じゃございませんから、そういう方面に活路が開けるんじゃないかと、私一個では、まだ心の中の案ではございませぬが、持つておるので、今研究をしております。宗教法人法は、むしろ新興疑似宗教といったようなもの行き方かどうかで、きかないかということから出発いたしておりますので、

靖国神社の法律をそこで作ろうというふうには向いておりません。

○白井委員 政府のお考えは大体わかりましたが、この神社が一体宗教であるかどうかというところは、これはいろいろ学者も意見がまちまちであるようであります。引揚委員会でも調べました際に、京都大学の石義雄教授は、憲法のどこにも神社は宗教であるという規定はないんだ。宗教法人法にその規定がある。そこで憲法との関連を持つてくる。神社といひましても、国のためになくなつた英霊をお祭りしているようなものは、むしろ一般に考える宗教と異なつた、いわゆる超宗教的な、普遍的な国民の信仰の表徴として考えられるのである。従つて、この点については、宗教法人法を変えれば、憲法と抵触もしない。要するに、神社は宗教であるという宗教法人法を変えて、特別を設けてこれから靖国神社を除く、こういうふうにするれば差しかえないというふうな御解釈をしていただきたいと思います。一つ政府におかれましては十分御研究をいただきたいと思ひますが、それから、厚生大臣にお伺ひしたいことがあるのですが、ほかにだれかいらつしやつてますか。

○植原委員長 引揚援護局長がおります。

○白井委員 お骨がどんどん海外から戻つて参ります。これら無名戦士の墓を、閣議において、作るようにという決定を見たということを聞いておりますが、その後これらの問題については何か進行いたしておりますでしょうか。

○田邊政府委員 無名戦没者の墓につきましては、まず敷地を選定することが先決問題でございますので、いろいろ敷地について検討いたしておりますが、関係各方面にいろいろ御要望がございまして、まだ最後の決定に至らないで、今日に至つておるような状態でございます。お話の通りこれが閣議で了解決定がありましたのは二十八年の暮れでございます。だいたい日にちもたちましたので、今後できるだけ急いで敷地の決定その他の準備を進めて参りたいと思つております。

【四〇一】第二十五回国会衆議院海外同胞引揚及び  
遺家族援護に関する調査特別委員會議録第三号(昭和31年11月28日)

(発言者) 堀内一雄(委員)

山下春江(政府委員。厚生政務次官)

原健三郎(委員長)

逢澤寛(委員)

眞崎勝次(委員)

戸叶里子(委員)

〔発言順。敬称略〕

○堀内委員 昨晚の新聞に、政府においては、かつて吉田内閣時代に決定した無名戦士の墓を作ることになつたというふうな記事が見えておるのでございますが、その内容について、まずお伺ひしたいと思ひます。

○山下政府委員 昨日の閣議で決定いたしましたことは、今次戦争で犠牲になつたわゆる無名戦没者全体の霊を慰める記念塔を建てようということでございます。

○堀内委員 この問題については、実は戦争犠牲者援護会という会がございまして、それが去る二十五日の臨時総会においてこれを決議して、そうして政府の方に要請したことがその動機ではないかと思つてございまして、この問題については、かつての吉田内閣のときの閣議の決定は、旧軍人の遺骨で引き取る方のないものを奉安するというような趣旨であつたように聞いておるのでございます。それとの関係はどんなふうになつておりますか。

○山下政府委員 堀内委員も仰せられた通り、戦争犠牲者援護会その他その会を取り巻く多くの方々からの要請によつて、以前無名軍人の戦没者ということに一応きめられておつた構想を撤回いたしました。援護会等で御推進なされた通りの精神をもつて決定されたものでございます。

○堀内委員 私は、この決定は、まことに時宜を得たと思つてでございます。われわれ日本の再建の前提として、かつての戦役の犠牲になつたたえば空襲、原爆または船員とか報道人の方々でなくなつた方の霊魂を祭つて、ここに精神的な面の、過去の戦役のいろいろな問題を解決して、そうして再建日本のために再出発するという意味において、まことに時宜を得たも

のだと存するのでございます。この問題につきましましては、新聞で見ますと、場所は千鳥ヶ淵というふうにも見えておりますが、この選定につきましては、私は慎重にお考え願いたいと思うのでございます。千鳥ヶ淵付近の予定地というものが今日までいろいろ研究されておるのでございますが、あそこは、ある意味においては、場所としては靖国神社との関係等で非常によいのでございますが、地域が非常に狭い。たしか二千四、五百坪くらいのものでございませぬのじやないかと思っております。もし、ただいまの政務次官のお話のようなことでありまして、おそらく旧軍人の引き取りのない遺骨というようなものも一緒に合祀するという関係にもなるのじやないかと思っております。選定については、十分の検討を要すると思うのでございます。そういうような点について、今どんなふうな御構想を持っておりますか。

○山下政府委員 堀内委員の仰せの通り、千鳥ヶ淵は二千五百坪でございます。今日まで、四カ所くらいな候補地をあげていろいろ検討されたのでございますが、それぞれ故障やその他のものがございまして、新聞に発表されておりました通り千鳥ヶ淵にきめたということではまだございませぬけれども、最有力候補地であることは間違いないのでございます。遺族の方々から、靖国神社境内の拡張等によるお話もございましたが、土地の実態に触れてみますと、なかなか困難な問題があります。いろいろ戦没戦士というだけじゃなくて、お話の通り、今次戦争の犠牲になられたすべての方を祈念したいという気持ちから申しまして、千鳥ヶ淵がやはり一番有力な候補地ではないかと考えております。それから新聞の文字につきましては、たとえば無名戦士の墓というような言葉は、用語の統一がまだついておりませんために使われた文字でございまして、内容がそれと違っておりまして、御了解願いたい。

○堀内委員 おそらく今度の閣議でおきめになったことも、終戦直後において、天皇陛下が新宿御苑においてになって、あそこで全国戦没者の慰霊をなさったあの趣旨によって御決定になったことと存するのでございます。なお、その規模及び構想等につきましても、どうぞ関係諸団体の人たちの意見も十分御聴取いただきまして、そうして悔いのないようなものをお建てになるように、蛇足でございますが、御希望申し上げます。

○原委員長 私からちょっとお尋ねいたします。場所は千鳥ヶ

淵が有力だということをお聞きしたのですが、どういう人たちをお祭りするのか、それで一体いつごろ建設されるおつもりであるか。第二点は、一体どのくらいの経費で、その経費は予算に組むのか予備費から出すのか、どこから持つてくるつもりであるか。第三には、それは納骨堂にするのか碑にするのか。

○山下政府委員 ただいま委員長の御尋ねの点につきましては、総合してお答え申し上げますが、予算の額につきましては、まず候補地が決定いたしませんと、ちよつと最終の額を申し上げることが困難でありますので、急いで候補地を関係諸団体の方々とも緊密に御連絡申し上げて決定したいと思っております。決定いたしますれば、そこに当然建設いたします大体の構想ができ上りまして、金額が決定いたしますので、きわめて早い期間にと思っておりますので、年度内に着手をいたしますような運びになりますれば、予備費をもつて行いたいと思っております。もし年度を越すようなことがあれば、当然三十二年度の予算に組みたい、こう考えております。

○逢澤委員 山下政務次官は、大体全国の戦没者遺族会がさきに要望しておる事柄については、それぞれ局長を通じて御承知だと思っておりますが、両三年前に一応この議が上つたことがあります。その際、全国の遺族は、そのための会を開きまして、当時、無名戦士の墓としての問題をやつたのであります。その当時、最終には千鳥ヶ淵というようなことも田邊援護局長の口から出たこともありましたが、そのときの日本遺族会の考え方としては、結論からいいますと、作つてもならぬ靖国神社の境内ということでした。しからずば、一応千鳥ヶ淵でもいいだろうというふうな話も一時的にはあった。ところが、それを押し縮めたところが、それではいけないということになった。それでも政府が強行して今日のような——きのう実は私は新聞を見てびっくりしたのです。境内か、しからずば、これはみな分骨してくれというのです。名はわからないけれども、各県の出身者が何人ということはその地域でわかる。そこで、その数に応じて、各都道府県にそれを分骨してもらいたい、それで各都道府県の護国神社なり、それぞれのところに奉祀する、こういう取りきめをしてある。このことについては厚生省の係にはよく通告しておるのです。その理由はかねて御承知だと思いますが、靖国神社自体は、国家が管理することができません。今回の提案は、また若干趣旨が違つておるらしい。軍人及び一般の戦没者の遺骨を合祀するというたゞの次官のお話であつたのであります。それは、若干合祀者の人々の種類が違う

から、日本遺族会としては考えが違つたとしても、この問題が出た根本は、戦死者は今度会うときには九段の森で会おうと言つていた、しかるに靖国神社自体が今日のような事態になつておるので、これはすみやかに国家が処理するような方策を考えねばいかぬ。ところが、残念ながら現在ではその域に達していない。その前に無名戦士の墓のような、これに類似するものを国家が金を出して作つて、国家の管理のもとにやる、本家の靖国神社は国家が管理できない、そしてその分身の墓は国家が管理するとしますと、今のうちは戦死者の親もあつてもあり子供もあるから、それができても、靖国神社に参拝しなす。けれども、行く行くは靖国神社を国家が管理せぬということになると、その中心は無名戦士の墓に移行してしまつて、片方は国が管理して相当の集中的なお祭りができる。片一方は参拝者も次第に少なくなつてくる。今でこそ肉身がいるからなんだが、先になると草がはえる。こういう例はすでに全国で十ほどあります。私の岡山県にもちよつとそういう例がある。岡山県に例をとりまして、市内に操山という一番の景勝地がある。その操山に三點神社というのがある。楠正成、和氣清磨というような当時の思想の指導者が対象になる神社があつた。私も幼年のころ、学校の先生に連れられていったが、りつぱなものであつた。ところがその三點神社は氏子がない。氏子がいないので、今度のように神社に対する国家の保障がなくなつたものだから、屋根を銅板でふいておつたのですが、戦後銅板を取つてしまつた。とうとう雨漏りになつて、今日はなくなつてしまつた。靖国神社も、今日ではまだそうならぬが、これから五十年、百年先には、だれも管理者がなくなると、おそらくそうなるだろう。これは全国の人が言うておる。そういうことを考えたときに、無名戦士の墓を先に解決するということは、前後を誤つた処置であると思う。従つて、先に申しあげたように、まず靖国神社を国家が管理するということを先にきめる、今、海外から引き揚げてきておる御遺骨が粗末になつておることは重々私どもも承知しており、まことに相済みぬことだと思つておるけれども、それよりも二百萬に上る御英霊の神社に對するあこがれ、それからその遺族の神社に對するあこがれというものを考えたときに、国家が管理する無名戦士の墓とか、あるいはそれに類似のところは遺骨を納めるということ、大体戦死者自体の意思に反するのではないか、だから、遺族としては断じて承知することができないということなのであります。この点については、すでに厚生省には、草葉さんが大臣の折にも、その諮問があつ



てその回答をしております。しかるに、今回この挙に出られたということは、大へんなことになると思うのであります。それはおやりになることはけっこうだけれども、私はその責任者としてよく承知しておるから申し上げるのだが、これが出ましたら、おそらく会合があります、会合をすれば、政府の方でこれを強力に断行するというなら、遺骨だけは各県に返せということになることははっきりしておるのです。この点をお考え賜わって、処置していただきたい。

それから、もう一つ申し上げておきたいのは、これは私の考え方だから確定的なものではありませんが、政府の考え方としては、戦死者の遺骨だけでなく、一般戦死者の遺骨も同時に合祀するというお考え方だから、当時の構想とは違うのじやないか。遺族としまして、その点考えなければ、一般の方と合祀してもらおうということは喜びません。それは、戦死者自身が国家のために積極的に進んでいって、今度会うときには九段の森で会おう、こういう気持で行っておるのだから、それを他の戦死者の御遺骨と一緒に合祀するということについては、これは私も今までの遺族の気持を想像してみましたが、これは賛成しない、しかられる、こういうことになっておる。そうなる、どういうことになるかというと、今の政府が御計画しておる一般の戦死者の御遺骨をそこに集骨なさるということについては、これは何をか言わんやであります。しかし、戦死者の遺骨はそこに堆積しておるから、それと合せてする、こういうことにはおそろく賛成をいたしかねる、こういうことを申し上げておきたいと思えます。これは答弁は要りません。幸いに今日はそういう責任あるお立場でおいでになっておるから申し上げるが、日本遺族会がかつて草葉厚生大臣からこの問題に対する諮問があったときに、はっきり今申し上げた通りのことを申し上げておられて今日に至っておる。そこで今日さらに当時のことを変更して、靖国神社の措置が確定しない間に、その前に無名戦士の墓、ないし無名戦士の墓類似のものを強行するために閣議決定をしたということは、これはあまりにも事情を無視したおやり方であるということだけは、強く申し上げておきたいと思えます。

○山下政府委員 逢澤先生は、答弁は要らないという仰せでございますが、一応私どもの考え方も申し上げておきたいと存じます。逢澤先生のお説の通り、靖国神社の管理につきまして、まだ最終決定がいたされていないということは事実でありますけれども、しかしながら、私どもは、あれだけの多くの戦士の

御英霊をあすこに祭つてある、その姿を無視できるものではないと思いません。従いましてその日にちがあつたか、先であつたかということ、いろいろ経費その他の問題のためにおくられておるといたしても、必ずやその尊いみたまは、今後平和日本を建設する上に、われわれ日本国民の守り神として、あすこにすまわつておられることを私も認識いたしております。従つて、国がこれを粗末にしたり、あるいは立ち腐れにしたりということがあろうはずはありませんし、そういうことをいたしてはならないとかたく確信いたしております。しかしながら、軍人であらうと、あるいは積極的に戦争に銃を持つてお出にならなかつた方にいたしても、戦争の犠牲になられて命を落された方につきましては、これはやはり国といたしましては捨てておくわけには参りません。その魂はやはり丁重にお祭りをして、日本の平和を守つていただくことに私どもは尽すべきだと存じております。従いまして、今日までしつかりした遺族もなく放置されていることは、戦後十一年をけみしました今日、やはり私どもはこのまま放置することはいけませんことだといふ気持から、御遺族のはっきりしていない戦死者とか、あるいは一般の方々でも、戦争によって命を落された方々に対しても、国民の礼として、ここにしつかりした魂を祈念する、あわせて、その魂はわれわれ九千万の平和的建設の守り神として、多くの方々に参つてもらおうというような措置を講ずることが当然と思ひますので、靖国神社ということは私も承知いたさないわけではございません。詳しいことは私存じませんが、けれども、非常に土地が手に入りにくいという、いろいろな事情があるようであります。決してそれを避けたわけではないのであります。千鳥ヶ淵につきましても、安易に手に入るのはなくて、宮内庁等に相当な問題もござりますけれども、日本の平和を保つ上に、真に多くの方々にお参りしていただくには、靖国神社にも近いし、便利だと思ひます。諸般の情勢で千鳥ヶ淵が第一候補としてきまつたと思ひます。逢澤先生の御意見でござりますけれども、どうかこの戦争の犠牲によつてなくなつた方々の魂を迷わさないように、一つ仲よく、私どもは御遺族会の意見も十分承わりまして、円満にいたつただくように処置をいたしたいと思ひますので、なくなつた魂同士争いになるような形は何とも耐えられないのでございますので、その辺は私どもの立場も一つ御了解を賜りたい、これは私の方からお願ひ申し上げておきます。

○逢澤委員 ただいま山下政務次官のお話の中に、神社に対す

る国民的な尊敬の念は、これは維持しておる、こういうお話がありました。それは念は持つておられるけれども、政府として、事実ができていない、実行ができていない。それは現在の国民として靖国神社に対して尊敬をせぬという人は、少数の人で、ごく少いと思ひます。けれども、その気持があつても、それが形の上に現われていない。この点は非常に残念です。今あなたが仰せになつた言葉の中にも、そういうような神社に対しては、政府としても非常に尊敬の念を考へておるといふ。考へておられるけれども、その尊敬の念がはっきり表示できておらぬ。具体的にどんなことをしたかといへば、何にもできていない。これが戦没者の遺族の非常に残念に思うところなんです。そこで、それにもかかわらず、その脇に国の管理によつてりつぱなもの、かりに一億なら一億のものでも建設する、こういうことになつた折に、遺族の心情やいかんということですよ。無名戦士の人は国家がこれを管理する、そして真に命をかけてやつた者には国家が何れも手を出さず、できないという、この実情なんです。この点を一つよくお考えをいただきたいと思ふ。

それからもう一つは、今あなたのお言葉の中にもありました。私これは申しおくれしておたのですが、靖国神社の境内にということはいざしば申し上げておるが、実は現在の憲法下において、靖国神社の中に合祀して戦士の墓を建てるということについては、いろいろ憲法上の疑義もあるということもよく考へております。そこで、必要なことは、一つ神社側に話をしておいて、それを政府に寄付して、そして政府がこはいい、いろいろこをらを選定なさる委員の方々がこれを見て、このところがいいじゃないか、こういうところを政府に割愛して差し上げて、そしてそこに建てていただきたい、こういうところまで今進んでいるのです。具体的に申し上げますれば、あの御承知の大村益次郎の銅像を少し西側の方へ移転して、あそこらだったら、無名戦士の墓を建てられてもちょうど格好のところじやないか、こういうことまで研究しておる。それで、この点についても靖国神社の総代側とも交渉して、いろいろ総代会で意見があつたのであります。それは大村益次郎の銅像に対していろいろとあこがれを持つておる、あこがれを持つておるけれども、無名戦士の墓が建つというならば、これを移転することに同意しよう、こういうことなんです。しかも、その移転した地域は、これを政府の方へ寄贈しよう、こういうところまでいってあります。それまでになるということについては、よほど数次にわた

つて研究に研究を重ね、そうして全国の遺族のいろいろな心情を結合した結果がそこになっておるので、私もここに籍を置いておりますから、良心上、知らぬ顔をすることもできません。そこで私は申し上げておるのであります。せっかく今お話しになりましたように、今回の軍人以外の戦死者の方々に對しましても、私は今、山下次官からお話があったことはこれは同感であります。これら産業戦士の方々の霊を祭ること、これも私は大賛成であります。大賛成でありますけれども、それらの人と同時に合祀することについては、これは大きな異論があることを、私は従来の経験から考えまして承知しておりますから、この点だけは申し上げておきます。

○堀内委員 私、靖国神社の英霊と別に、お引き取りのない御遺骨との問題についていろいろお伺いしておるのであります。ただいまのお話のように、結局靖国神社が現在国家管理に移せないというところにこの問題があるのであります。かるがゆえに、われわれは、靖国神社を国家管理に早く移すことが必要であるということ、前国会等におきましても極力努力しておるのであります。また鳩山総理大臣も、現在の憲法の改正が必要であるという主張の中には、むろんこういう点も含まれておると思うのであります。今後憲法を改正するまでに至らなくても、いずれかの方法において、できるだけすみやかに靖国神社を国家管理に移すというような方法にいたしたいとお存しておるのでございまして、この点につきましては、政府におきましても、今後とも御尽力を願いたいと思っておりますのでございまして。

次に、遺骨とみたまでございますが、私は、ただいまの政務次官の御説明によりまして、産業戦士を初めとした一般の戦争犠牲者の中で引き取り手のない遺骨は、あるいはそこへ持つてくることがあるかもしれませんが、趣旨としては全英霊をお慰めするという意味において、ここに慰霊塔といえますか、そういうようなものをお建てするという事ではないかと思っておりますが、その点が一点。

それから、靖国神社のみたまはあそこにお祭りしてあり、その御遺骨の問題とは二つに考えなければならぬ問題と存じておるのであります。そういうような点に關連いたしまして、あそこにはあるいは御遺骨も一緒に祀りするかも知れませんが、みたまをお祭りすることが主ではないかと存ずるのでございまして。その点について、政務次官のお考えをお伺いいたします。

○山下政府委員 これは、以前は、あくまで軍人、軍属でお引き取り手のない方々の御遺骨をというような構想でございまして、少し範囲を広げられて、戦争によって犠牲を受けられた方々の御遺骨をお祭りすること、それから納骨堂にするかしないか、みたまを祭るかどうかということ、いわゆる記念碑でございまして、今回の場合は、やはりお骨をお納めする場所にいたしたい、こういうふうにご考えております。

○堀内委員 事務当局の人のあれでは、そういうように前の關係から考えるかもしれませんが、私は、この際、新しく閣議で決定される場合におきましては、そのいわゆる前の話にこだわって、そうしてただ一般戦争犠牲者の方々の御遺骨で、引き取り手のないものを集めるというような、そんな考えでなくて、一般の軍人の人たちは靖国神社にお祭りして、しかし、そのほかの戦争の犠牲になられた方のみたまを祭るという趣旨において、私はぜひともお考え直しを願いたいと思っております。この点につきましては、従来の事務当局など言うことを考慮する必要はないと思っております。これは新内閣でもってやることであるから、そんなことでは、私どもは意味がないと思っております。だから、ここは一つ政務次官、しっかりとがんばっていただきたいと思つて。

○山下政府委員 今のところは、事務当局にちよつと私はものを相談いたしておりましたので、少し私の構想がにぶつたようでございますから、あらためて申し直します。

堀内委員の仰せの通りでございます。私は昨日閣議決定になったものは、そういう意味において決定されたものと信じます。そこで、先ほど逢澤委員にとくと私の方からお願ひしたいことは、それらの戦士の英霊もあるいは一般の方々のみたまも、ひとしく戦争の犠牲になられた方々であり、従つて、そのみたまは今後の日本の平和再建を念願しておられるみたまであるから、国民全体がそれにお参りして、祈願をするといういわゆる碑である。ただそこに今度できますその碑の形は、何と申しまして、現実にお引き取り手のない御遺骨があるのでございまして、それはお納めする。一般の方々は大きいお引き取り手がございまして。しかし軍人軍属の中にお引き取り手がないという御遺骨がございまして。それをお納めいたすことができるような構想で建設をいたしたい、こういうことでございます。

○眞鍋委員 私は初めから申し上げておきますが、深き研究をしていないのです、思いつきです。今お話をだんだん承わつて

おりますと、自分で考えておりますこととだいぶ輪郭が違つておるようです。それは、大体このお墓というものは、神格なのか仏格なのか、その性格が私にははっきりしないのです。おそらく仏格でもない、神格でもない、こうおつしやるだろう。神格ならば神社の境内に置いてよろしい、仏格ならばお寺の有名なところに置いてよろしい。だけれども、神格でもない、仏格でもない、それを超越した国民崇高の一つのお墓としようとするならば、神社の境内に置くことは、少し私は考えなくちゃならぬ問題じゃないかと思つて。それならば、むしろ神社の境内を離れて、どこか適当な場所であるならば適当な場所であるということによって、神社の近所なり、仏格ならばお寺の近所に置くのが適当な場所だと思つて、その神格、仏格との關係は、一応切り離していかなければならぬものだ、こう思つて。そこで、今度できるお墓は、招待状がなければ、正式の祭祀に参加ができないような苦しいものであつてはいかぬと思つて。もつと庶民的な、もつと大衆的な、お互いがだれもお参りのできるような性格であつてほしいと思つて。そして、戦争によって死んだ戦死という形よりも、戦没無名勇士の墓といったような性格でなければならぬ。あの人はいかような資格において欠除しておるではないかと、あるいはこの資格を調べてみなければ、一体そのお祭りに合祀される値打があるかどうかといったような四角ばつてもいけない、こう思つて。そこで、今お話を承わつておられますと、靖国神社だけが問題になつておるようでございますが、その点、まことに思いつきで失礼でございますが、もつと大局に着眼せられて、大衆的な見地において、場所の御選定をお願いしたい、これが私の希望でございます。

○山下政府委員 眞鍋先生の御指摘の通りの考えを私どもも持つております。そういうようなことをあれこれ勘案いたしまして、第一候補に千鳥ヶ淵を、多くの方々がこの無名の戦死者の霊を慰めつつ、将来の日本の平和建設をお誓いする場所といたしまして、かた苦しい考え方のない、しかしながら国民全体が崇高するものを建設したいというのが、私どもの念願でございます。

○戸叶委員 私ちよつと座をはずしておりましたので政府が御説明になつたことを伺いませんでしたので、あとからよく聞いた上で、また疑問がありましたら、質問させていただきますと思つて。持論として、私は二言、三言伺つたところによりまして、戦争の犠牲になられた方々をお祭りして、そこへだれでもが行



つて、過去の御苦労を謝し、過去の苦しかった人たちのことを考えてあげる、そうして、平和の一つのいしずえにしたい、こういうような希望でお作りになるようでございます。靖国神社に国費をとというような問題がいろいろ出ましたときに、実は私どもとしても、あのままでは靖国神社へ国費を出すことは当然憲法違反でできないので、何らかの形で遺族の方々を慰めてあげなければならぬ、こういうような気持で、過ぐる国会でも、社会党でも折々寄りまして、外国にあるような無名戦士の墓のようなものにしていけば、これは問題がなくなるのではないかといいことを考えておりました。それと同じようなものが今度できるのだ、こう一応了承しているわけでございます。そこで別に名前にこだわるわけではございませんけれども、無名戦士の墓というよりも、むしろ無名戦没者の墓というふうにした方が、もっと戦争の犠牲者というような意味を含むのではないかといいふうに思いますけれども、この点に対してのお考えはいかがでしょう。

○山下政府委員 その点は先ほどお答えいたしましたのでございますが、新聞に無名戦士の墓と出ておりましたことは、用語の統一がつきませんで、こういう問題を議すると、すぐ前に使われていた無名戦士の墓という名前がびんと頭にくるとみえまして、新聞にそう書いてございますが、私どもは、無名戦没者の墓と明確に心ではきめておりました、そのような構想を進めたいと存じております。

○戸叶委員 私おりませんで、大へん失礼いたしました。

そこで委員長にお願いしたいのですが、私、この間日ソ共同宣言の特別委員会をちよつと欠席したときですが、あとで速記録を読みますと、小林厚生大臣の御答弁の中に、どうもふに落ちない点がございましたので、この問題とも非常に関連のあることとございますから、一度小林厚生大臣の出席を求めて、その点の疑義をただしたいと思えますから、そのようにお取り計らいをお願いいたします。

○原委員長 承知いたしました。

【四〇二】第二十五回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第四号（昭和31年12月3日）

（発言者） 小林英三（国務大臣、厚生大臣）

原健三郎（委員長）

逢澤寛（委員）

堀内一雄（委員）

田邊繁雄（政府委員、厚生事務官（引揚援護局長））

保科善四郎（委員）

櫻井奎夫（委員）

受田新吉（委員）

〔発言順、敬称略〕

○小林国務大臣 委員長のお許しを得まして、この際、無名戦没者の墓の問題につきまして、私から御報告を申し上げます。御承知のように、無名戦没者の墓の問題につきましては、昭和二十八年の十二月十一日の閣議決定によりまして、できるだけ早くこれらの遺骨をお納め申し上げたいということで、今日まで参つたのであります。もちろん、これらの関係諸団体にもこれはたしか二十九年の六月と思えますが、おいでを願ひまして、いろいろ御意見も拝聴いたしましたのであります。その当時の御意見といたしましては、墓の規模でありますとか、あるいは構造でありますとかいうことは、これは別の問題といたしまして、とりあえず早く場所をきめてもらいたい。しかも、その場所ができる限り千代田区の区内の三宅坂付近が望ましい、こういうふうな御希望もあつたのであります。厚生省といたしましては、これに基きまして、各地の候補地を検討いたしておつたのであります。いろいろ経過もございましたが、ちよつと去る十一月二十八日の閣議の際に、今、厚生省では八万何千体、約九万何千体のこれらの無名戦没者の遺骨をお預かりしてあるわけでありまして、早くこの問題を解決しなくては申しわけないということ、一日も早くこれを決定してしまおう、こういう各閣僚からも御要望がございまして、それに基きまして、厚生省と宮内庁との間においていろいろ打ち合せをいたしましたのであ

ります。と申しますのは、私どももいたしましていろいろな候補地を検討いたしました結果、現在半蔵門から九段の方に向つて電車道を参りますと、ちよつと三番町のところを右に切れまして、千鳥ヶ淵の元景陽宮の屋敷がありましたあの地でありまして、あそこが一番景観上もよろしいし、非常にいい場所ではないか。かたがたそういう関係団体の御希望もありますので、あそこが一番よろしいということ考えまして、宮内庁と交渉を続けましたが、宮内庁においても、そういうことにお使い下さるのであれば、宮内庁としても異議はないということでありました。ただ、かえ地の問題は宮内庁からもいろいろ御希望がございまして、交換問題等なしに、とりあえずそれをお使い下さるということに異議はない、こういうことでございまして、実は本日それらの無名戦没者の墓につきましての関係団体にもお寄りを願ひまして、私からもそのことを申し上げましたところ、満場異議なくそこでけつこうだということに決定いたしましたので、明日の閣議におきましてそこに決定いたしました。そうして、でき得れば近く、できるだけ早い機会に地鎮祭だけでもやらしてもらつたらどうか、こういうふうな考えている次第であります。このことをこの機会に御報告申し上げます。

○原委員長 逢澤寛君。

○逢澤委員 ただいま厚生大臣から、無名戦没者の墓、無名戦士の墓の建立につきまして御説明がありました。私的には、先ほど大臣から仰せになりましたように、先刻の会議におきまして了承をいたしましたのであります。もとよりこれは日本遺族会が非常に深い関心を持っておりまして、その意見を伝えまして、大臣の御答弁をいただいておりますのであります。しかしながら、これはいやしくも戦没者二百万人の英霊のその精神にも影響のある問題でありますから、ここにこの会議の会議録に残しておく必要があると思ひますので、重複になるかもしれませんが、ここにお尋ねを申し上げておきたいと存じます。

二百萬の英霊の遺族、すなわち八百萬の御遺族は、この問題に対して非常に大きな関心を持っております。その一点は、無名戦没者の墓の建立に対しては、これは反対するものではありません、むしろ賛成をするものです。いわんや市ヶ谷のあの部屋に八萬数千体の御遺骨が二年も三年も続いて奉安されておられるということのこの実情をよく承知しておる者といつたしましては、これは一刻もすみやかに何とか処理せねばならぬという気持は持つております。しかし、今まで伝えられておりますこの墓の

性格につきましては、幾多の疑義があるのです。その疑義と申しますのは、靖国神社に対する信仰の対象が二分化するのではないか。二百万の戦死者の英魂は、今度帰る折は九段の森で会おう、こういう気持ちで戦死しておる。しかるに、御承知のように、現下の靖国神社に対しては、国家が精神的、経済的にあたたかい手を延べる措置は何らとられていない。しかるに、八万数千体の無名戦没者の墓に対しては、国家がこれに国費を投じ、さらに国の力によってこれを護持していこう、こういうことになりません。そこで、前提に申し上げましたように、これにりんきをししたり、うらやむのではないが、片一方のごくわずかのものに對しては、国費を出して精神的なあたたかい手が伸ばされるのに、本体である靖国神社に対して何らの措置が講ぜられない前にこの措置が講ぜられるということに對しては、非常に不安を持つておる。そこで、大臣に明確にしておきたいことは、戦没者の英魂に対する国民的の信仰の対象は、これは靖国神社にあるということ、何人も否定することはできぬ。そこで、今度できます無名戦士の墓によって信仰が二分化される、こういうことになつてはいかぬと思ひます。そこで、これは決して二分化するものでない。ただ八万数千の今、市ヶ谷の奉安室に奉安してある御遺骨の埋葬、そうしてさらに今後海外から集骨する予定のあるお骨の収納所である。そうしてその収納所に對する墓標としてこれを建設して、決して靖国神社と対立するものでないというお考え方であると拝承するが、それに違ひはありませんでしょうか、いかがでしょうか。

○小林国務大臣 靖国神社にお祭りしてありますみたまというものは、今、逢澤さんの仰せになりましたように、国民全体の崇敬の的でございます。これはみたまがお祭りしてあるわけでございます。今私が申し上げました無名戦没者の墓というのは、あくまでも今、引き取り手のない、俗に申しますならば、無縁仏の遺骨であります。その遺骨をそのままにほうっておきますことはいかにも申しわけない。こういうようなわけで、政府といたしましてもさきの閣議で相談いたしまして、すでに閣議決定になっておる事項であります。この閣議決定事項を遂行いたしますために、その遺骨をお納めする墓を作る、こういうことでございますから、今、逢澤さんのおっしゃいましたように、靖国神社のあのみたまを二分するとか、そういうことは毛頭考えておらないことを、明らかに申し上げておきたいと思ひます。

○逢澤委員 もう一点お尋ねして、ここに記録に残しておきた

いと思ひますのは、今、厚生大臣からお話のありましたように、決して信仰の対象を二分化するものじゃない、あくまでも全戦没者の英魂の対象は靖国神社である、こういうお話であつたと了承するのであります。従ひまして、そういうようなお気持ちで建設されるお墓であるとするならば、たとえていいますと、外国の代表者、外国使臣などが日本を訪問した際に、儀礼的に無名戦士の墓に對しては参拝するという国際慣例があります。そうすると、二百万の霊はここに泣く。八万数千の霊に對しては国費として参拝をするが、本家である二百万の英魂に對しては参拝していただかぬ、こういうことを遺族の者は非常に心配しているのです。そこで、これに對しては私どもも非常に言ひにくいことではありますが、靖国神社が、将来何とか国会におきましても皆様の御協力をいただいて——ほんまに腹の中では、靖国神社は何とかしてやらなければいかぬというお気持はあるのであります。それを實現していただきますまでは、それは国家の代表的な機関じゃない、代表的の取り扱いはないという意味合いにおきまして、当分の間は——もし外国の使臣などが個人的に参拝なさることは、これは阻止することはできません。けれども、政府みずからが案内をして、あるいは招待して、これに参拝をするというようには、あるいはお願ひしたい。もとより、先ほどの大臣のお話を総合すると、そういうように聞えるのでありますけれども、これはきわめて重大なことでありまますから、この機会にお尋ねして、将来に残しておかなければならぬと思ひますので、一つ御明確な御答弁を願ひます。

○小林国務大臣 先ほどから御報告申し上げております無名戦没者の墓は、あくまでも無名戦没者の墓でございます。今逢澤さんから外国使臣云々というやうな問題もございましたが、もし外国の使臣がおいでになりました、あれはどういうものであるかというやうな話があつた場合におきましては、あれは引き取り手のない、いわゆる無縁仏の骨をお祭りしてあるのだ、無名戦没者の墓であるということ、当然御説明を申し上げなかつたらぬと思ひます。それにもかかわらず外国使臣が、それでもいいからお参りしたいということでありますれば、これまた差しとめる筋合いのものでもないと思ひます。ただ私は、逢澤さんにいろいろ御心配を願つております靖国神社の英魂というものは、いわゆる九千万国民の崇敬の的でございますから——今日宗教法人というものになつておりまして、憲法上どうだこうだといへば問題はございますけれども、これは今日の国民全体があれを崇敬しているわけでございますから、今後何ら

かの形におきまして、それぞれあれを崇敬する国民感情に對して、あるいは政府、国会等におきましても、今後適当な処置が講ぜられるべきものだ、こういうように私は考えます。

○逢澤委員 大体御答弁の趣旨はよく承したのであります。しかしながら、今のお答えは、政府としても今度できるお墓が、決して全戦没者の英魂の対象じゃない。従つて、これを代表としての取扱ひはしない。もし外人などが参ると言へばこれは御勝手のことだが、これを代表として政府がこれに案内し、これに招待はせぬ、こう仰せになつたと承してよろしいでしょうか。

○小林国務大臣 その通りでございます。

○逢澤委員 私の質問は終わりました。

○堀内委員 関連質問。ただいま逢澤委員からの御質疑の御心配も、要するに靖国神社が国家の管理になつていないということに心配の点があると思うのでございしますが、この靖国神社を国家管理に移すということにつきましては、当委員会におきましても、前国会においても非常な熱意を持つてわれわれは検討いたしておるのでございまして、この国家管理に移すことは、いづれかの方法においてやらなければならぬと思つておるのでございまして、この点につきましても、政府におかれましても、今後ともいろいろ研究をしておいていただきたいと思いますのでございませぬ。

第二に申し上げますことは、この無縁戦没者の合祀の範囲でございます。現在のところでは、靖国神社にお祭りしてある英魂の引き取り手のない遺骨ということになつておるのでございしますが、現実において、その中には英霊以外の遺骨も入つておることを承知いたしておるのでございませぬ。今度の大東亜戦に際しまして犠牲となられた方々は、旧軍人以外におきましても、産業戦士であるとか学徒動員でなくなつた方々とか、そのほか一般の原爆などでなくなつた方々、範囲が大きいのでございまして、国家としては、いづれかの時期に、これらの方々のみたまもお慰めしなければならぬということ、私は考へておるのでございませぬ。そこで、現在のところは、どの範囲になつておるか。将来、産業戦士並びに学徒動員というやうな方々のみたまも、いづれかの方法によつてお祭りしてもらいたいことを希望しておるのでございませぬが、これについて厚生大臣の御意見を聞かせ願ひます。

○小林国務大臣 無名戦没者の墓につきまして、遺骨はどういうふうな内容のものであるかということにつきましては、田邊引揚援護局長から答弁さす方が適當と思ひますから……。



○田邊政府委員 昭和二十八年十二月十一日に無名戦没者の墓

に関する閣議決定が行われておるのでございまして、その中にこの墓に納める遺骨のことを書いてございます。第一項に『遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるため、国は、無名戦没者の墓（仮称、以下「墓」という。）を建立する。』

第二項に、『墓』に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことのできないものとする。』こうなつております。この戦没者の遺骨の中には、つまり南方等に政府が遺骨収集に行つてとつてきた遺骨の中には、軍人軍属だけではないに、一般邦人の遺骨もあるかと思われまふ。と申しますのは、これはだれの遺骨であるかわからない、しかもそこで戦没された方の中には一般邦人もおるのでございますから、当然に一般邦人の遺骨も入つておるものと解釈をいたしております。

○堀内委員 厚生大臣にお伺いしますが、産業戦士、学徒動員等の、遺骨のことについては、どういふふうにお考えになつておりますか。

○小林国務大臣 今回のこの墓の問題につきましては、今、御報告申し上げましたように取りきめておりまして、お尋ねのよきな点につきましては、将来の問題として十分検討していくべきものと思つております。

○堀内委員 現在のところは、今度の問題については先般の閣議決定の線といたしまして、将来はこの産業戦士並びに学徒動員等で倒れた方の遺骨を慰める。さらに申しますれば、終戦直後、天皇陛下が新宿御苑において全国戦没者の慰霊とお祭をされておるのでございますが、この心持を具現しなして、そして戦争に倒れた多くの人々を全部お慰めをするということがぜひとも必要じゃないかと私は思うのでございまして、将来あるいは合祀というふうな方法なり、そのほかかかるべき方法をとつてやつてもらいたいと思つてございまして。幸い、今度の遺骨の中には、ただいま援護局長の申されたように、一般の遺骨も入つておるのでございますから、私は今度の無名戦士の墓におきましても、そういう意味も十分含んで合祀されると思うのでございます。そこで、厚生大臣に、その将来に対する考えについてお伺いしたいと思います。

○小林国務大臣 今度の無名戦没者の墓は、先ほどから申し上げておりますように、引き取り手のないいわゆる無縁仏の方々の遺骨をお納めする墓でございますから、今お聞きのような産業戦士等においてお引き取り手のない人人の遺骨をどうするか

というような問題等につきましては、私は、将来の問題として直ちにここでこうこうすることをも具体的に申し上げるわけには参らないと思つております。

○堀内委員 私は重ねて申し上げますが、今度の戦争で犠牲になられた人々、換言すれば、終戦直後、天皇陛下が新宿御苑においてお祭りされた全国の戦没者の遺骨といつたような意味におきまして、政府におかれましても十分検討の上、しかるべく処置を講ずることを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○保科委員 関連して、援護局長にちよつとお伺いしたい。先ほどの閣議決定の、遺族の引き取り手のないというのは、全然わからないという意味ですか。

○田邊政府委員 引き取り手のない遺骨と申します中に二通りございまして、遺骨の氏名が全然わからないというのが大部分でございます。中には、氏名はわかつておるけれども、その人の遺族がどうしても見つからないというものもございまして、これは目下遺族をできるだけ調査してお渡しようという努力をいたしております。大部分はだれの遺骨かわからないというのが実態でございます。

○保科委員 先ほど逢澤委員の質問に答えられた厚生大臣の御答弁から見ますと、靖国神社は、これは外国にはアンノウウン・ソールジャーズ・セミタリイというものがあつたから、無名戦士の墓というものは、それと対照して、非常にアンビギアスになるのだと思つて。日本のアンノウウン・ソールジャーズ・セミタリイは靖国神社である。今度の無名戦士の墓というものは、援護局長からはつきりと申されましたように、無縁仏の、ほんとうに引き取り手のない人々だ、こうはつきりしているように思ふのです。先ほど堀内委員から質問されたような性質のものは、戦争の性質が昔とは非常に変わつてきたんですから、当然靖国神社に合祀されるべき性質のものだと思つて。そういうようなところをはつきりされて、この無名戦士の墓と靖国神社の限界をはつきりさせておかれる必要があるのじゃないか、かように私は、この質問並びに回答を通じて、特に痛感いたしましたのでございまして。遺骨がどちらにいくのかわからぬというふうなことになることは、遺族としてもまことに本望でないことと考えられますので、その辺のところを厚生省においてもはつきりされることを、特に希望いたしたいと思います。

○原委員長 櫻井君。  
○櫻井委員 今回政府の措置によりまして、約九万体の御遺骨のお墓ができる。こういうことは、私どもも双手をあげて賛成

するところでありまふ。しかし、この際聞いておきたいことがございまして、援護局長から御答弁願ひます。この九万體近くの御遺骨があるということですが、これの内訳がおわかりになりますか。軍人とか軍属とか、あるいはそのほかのものがあるかどうか。この内訳をちよつとお知らせいただきたい。

○田邊政府委員 現在厚生省に安置されております遺骨の数は、約八万三千と推定されます。と申しますのは、あとでその推定ということはお説明申し上げますが、そのうちで約七万三千というものは、満州及び中国における遺骨でございます。詳しく申しますと、満州に忠霊塔というものがございまして、忠霊塔に遺骨が納められたものでございまして、終戦後その遺骨を内地に持つて帰つたものが約三万七千余でございます。これはそれぞれ本骨は遺族に渡つておりました、その分骨でございます。それから中国関係におきましては、上海の本願寺に安置されておりました遺骨が約三千五百余でございます。これが日本内地に送還されております。これも本骨は御遺族に渡してございまして、その分骨でございます。分骨でございますが、その大部分は氏名が判明いたしております。分骨でございますが、八万三千のうち七万三千くらいが満州、中国関係でございます。残りの約一万體というものが、南方等において政府の遺骨收拾をした際に持ち帰つたものでございまして。正式に申しますと、何体分かつたことすらはつきりわからないものがあるわけでございます。従つて、先ほど申し上げました一万體というのは推定でございます。これは大部分が、どなたの遺骨であるかわからない。その中には、軍人、軍属以外の一般邦人の遺骨も入つていと推定されるわけでございます。

○櫻井委員 御遺骨の内容はわかりましたが、これが明日の閣議で決定すると、これは大臣にお聞きいたしますが、どこから予算をお出しになるおつもりですか。

○小林国務大臣 これは明日の閣議あたりで敷地の決定をいたしまして、そして地鎮祭あるいはその他の付随いたします問題については、とりあえず予備費から支出することになつております。将来この建設をどういふ設計によつて、どういふ構造によつてやるかという問題につきましては、また別途の費用から出さなければならぬと思つております。

○田邊政府委員 墓の建設につきましては、すでに閣議の決定があるわけでありまふ。これはこまかい設計等がきまりますれば、予備費で要求することに大体大蔵省と話をいたしておるわけでありまふ。敷地がきまらない、また敷地の大きさがきま

ませんと、規模、構造等もきまらない、従って、設計もできない。従って経費もきまらない、こういう状態でございますが、今後敷地を御決定いただきますれば、至急その線に従いまして、その規模、構造、設計等も進めて参らなければならぬと思ひます。これにつきましてもできるだけ関係方面の意見を広く聞きまして、いいものにしたしたい。従って、具体的にどういう設計になり、どのくらいの金額になるかということ、若干日にちを要するかと思ひます。きまりますれば、大蔵省に金を要求いたしまして、来年度予算に間に合いませんければ、予備金から支出いたしたいということで、大体大蔵省の主計局と話をし、内諾を得ておるような次第でございます。

○櫻井委員 とりあえず敷地や規模というのは、そう急にきまらないと思ひますが、その場合は、予備費から流用してそういう経費を支出してやる。その計画がはつきりきまると、これは来年度予算に正式に御要求になると思ひますが、大体どの程度のものかを考えておられるのか。この委員会としてもこれはやはり重要な問題でありますので、規模がどのくらいのものであるか。それは敷地によつて、敷地の地価や何かの問題もあるでしょうが、建物自身としてはどの程度のものかを厚生省としては一体考えておられるか。その点こまかい点はいりませんから、構想の大概をお示しを願ひたい。

○田邊政府委員 一応今私の方で予定しております敷地の大きさだけについて申し上げます。敷地は、すでに御承知の通り三番町の千鳥ヶ淵のところにあります宮内庁用地の一部でございます。予定は四千七百坪でございますが、そのうちで、道路に千三百坪、それから純粹の敷地が三千三百坪、こう予定いたしております。その三千三百坪の中に無名戦没者の墓が建設されるわけでございます。どのくらいの経費になるかという問題でございますが、まだその詳細な設計をいたしておりません。しかし国が建てるのでございますから、あんまり粗末なものでもないけなし、そうかといつて、こういう際でもございませうので、あまり壮大華麗なものでもないけなし。簡素にして、しかも厳肅な墓を建てたい、こう考えておるわけでございます。

○櫻井委員 費用の点は大体それくらいで、こまかい点はちろんまだ計画中でございますから——墓が建つたあとにおいて、この墓に対する何といふか行事というふうなもの、こういうものも考えておられるのかどうか。たとえば、今まででありましたら、靖国神社の祭礼のようなものを行うのか、墓を建てつばなしにしておかれるのか、その墓に付随する何らか

の行事というものを考えておられるのか、その点の構想を承わりたい。

○小林国務大臣 墓ができました場合にございましては、維持管理ということも国でいたしますが、行事をするとか何とかいうことは考えておりません。

○櫻井委員 この点が非常に微妙なことになりますので、これは、ぜひとも慎重を期していただきたい。先ほどから問題になつております靖国神社の行事とこの行事というものが、今後非常に微妙な関連を持つていくと思ひますので、この点は一十分今後御研究をいただきたい。なお先ほど御発言がありました産業戦士及び学徒動員等による犠牲者の御慰霊をこの際どうするかという問題、この点は靖国神社の今後の管理というふうな点にもからんで参りますけれども、私たち特別委員会では、前の国会で靖国神社の問題を取り上げたときに、相当突っ込んでこれは研究してみたのですけれども、なかなか問題が複雑です。しかし、これは複雑であるからといつて、このまま放置しておくわけにいかない問題でありますので、厚生省としては、これらの人々の慰霊をどのように扱うかというふうな点について、幸いこのよう無名戦没者の墓がございまして、この際一つ慎重に御研究をしていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終了いたします。

○原委員長 受田新吉君。

○受田委員 今度の無名戦士の墓に関連して、全国的に無名戦士の墓を建設する動きが各所に行われておる。小林厚生大臣の御出身の埼玉県でも、無名戦士万国忠霊塔という形ですか、何かの形で建造されているということがある。私の郷里である山口県にも、無名戦士の墓あるいは万国忠霊塔というふうな形で、世界のすべての戦争の犠牲になつた人を含めた性格のもの計画が随所に行われていることは、政府は御存じでございますか。

○小林国務大臣 私の出身県であります埼玉県の越生には、御承知と思ひますが、世界無名戦士の墓というものがりつぱにできております。これは、その土地の人格のある県会議員の方等が発起人になられまして、県でも多少の分担金を出しましたり、あるいは各方面の有力な方たちの寄付金等によりまして、相当の費用をもつてりつぱな墓ができております。これは世界無名戦士の墓でありますから、単に日本人のみを対象としてはおらないのであります。これはよく承知いたしております。

○受田委員 そうした全国各地に行われておる運動、世界無名

戦士の墓あるいは万国忠霊塔というような形の建設運動に対して、政府は今度計画されるわれわれの国の、いわゆる無縁仏の立場にある方たちを祭る無名戦士の墓との関連は、どういふことになるのでございましょうか。

○小林国務大臣 これは終戦直後今日までの間におきまして、今回のようないわゆる政府が管理をいたします無名戦没者の墓がございまして以上は、そういうふうな、各地にできるようなことはなくなると思ふのです。今日までの間におきましては、各地に無縁仏の方をお祭りするといふようなものが有志を中心といたしましてできたと思ひますが、こういうものができまして以上は、今後は各地にそういうものがどんどんできていくことはなくなるものと考えております。

○受田委員 現に進行中の、そうした各地に行われている同類型の運動に対して、たとえば寄付金を集めて建設計画のもの、発起人会を作つて趣意書を頒布した程度のものとかいふようなものが相当数に上つておることは、今お認めいただいておりますのであります。それらに対して今、大臣は今後の計画は国が企画する、これにみな統合していくといふところで押えらるる御決意であるのか、あるいは、そういう運動も、国が今度考える無名戦士の墓に対して協力させる形にするのか、そこを一つ……。

○小林国務大臣 今、御質問の御趣旨にありましたような問題につきましては、これから発見されました各地の無名戦没者の骨は、統合してこれに持つていくような方針にいたしたいと考えております。

○受田委員 政府の意図が明らかにされたわけでありませんが、これらの運動は、国のこの無名戦士の墓の計画に協力させ、国民一体の実をあげせしめる形にするといふことの御意思があると認めてよろしいですね——しからばもう一つ、この無名戦士の墓を国が作ることは、憲法八十九条に「公金その他の公の財産」云々とある。その宗教上の組織もしくは団体の中で、靖国神社がどういふ立場に置かれておるかが今まで議論されてきたのです。この靖国神社の取扱ひを、憲法八十九条に基く宗教上の組織もしくは団体のこの項目に照らして、どういふ取扱ひをされようとするのか、無名戦士の墓が建設されると同時に、靖国神社の取扱ひに対する政府の見解が表明されるべき段階にきておると思ふのであります。御所見を承わりたいと思ひます。

○小林国務大臣 今お尋ねになりましたような靖国神社のみた



まに對する今後の取扱いというような問題につきましては、私見をいたしましては、これは国民崇敬の的になるべきものであるので、今後慎重に検討いたしまして、国民全体の感情に合うように進めていくべきものである、こういうふうにご考慮しております。

○受田委員 そうしますと、憲法八十九条によるこの宗教上の組織もしくは団体に対する制限の取扱いは、今後いかなる形で解決をされることになるわけでご覧いただけますか。

○小林国務大臣 この問題は、私が簡単にここで御答弁申し上げるほど簡単なものではない、これは慎重に検討していくべき問題であると考えております。先ほども、こういう席上で申し上げるのはどうかと思いますが、この無名戦没者の英霊、無名戦没者の遺骨を収集する墓を作る問題につきまして、関係諸団体あるいは国会のこの方面の関係者にお集まりを願ひまして、御高見を拝聴いたしましたのであります。皆さま異議なく賛成するというご意見でございました。たまたまその席でも、今お聞きになりましたような問題につきましてはいろいろの御意見もございました。中には、靖国神社であるとか、あるいは明治神宮であるとか、伊勢神宮であるとか、あるいは各地にありまする護国神社とかいいますものは、これは宗教法人というような問題で一例に扱うべき問題じゃなくて、日本人全体の崇敬の的であるから、これは宗教法人でなく別個に扱うべきものである、それ以上の各宗派を超越した扱いにすべき問題であるという傾聴すべき御意見もありましたが、いづれにいたしましても、私は、靖国神社のような国民全体の崇敬の的になつておる神社に対する扱い方の問題につきましては、今後慎重に国民感情とあわせて解決する、これにはやはり国会あるいは政府等も十分慎重に検討すべき問題だと思ひます。

○堀内委員 関連して、先ほどから逢澤委員その他から御発表になられましたこの問題と、靖国神社並びに遺族会等が非常に御心配になつておられる問題は、結局私は、名前が実質と違つておるからじゃないかと思うのであります。当局の説明のごとくならば、これは納骨堂でございます。それならば各地におきましても護国神社というものと納骨堂というものがある。そこで、これが無名戦士の墓という名前前で、外国のアンソウン・ソールジャーズ・セミタリーというような名前とくつつかものだから、いろいろな誤解が出てくると思うわけでありまう。名前が必ずしも適当でないと思うのであります。そこで今日、納骨堂というような名前を用いずに、無名戦士の墓というよう

な名前にしたその経緯を、援護局長からお伺ひしたいと思ひます。

○田邊政府委員 名称の問題につきましては、先ほども私御説明申し上げました通り、閣議決定におきましては一応仮称ということになつております。御承知の通り二十九年の六月に、この墓の建設等に関する各方面の御意見を拝聴する打合せにおきまして、実はいろいろな案を出しまして、皆様の御意見を拝聴したのでございます。それは、無名戦没者の墓、無名戦士の墓、海外戦没者の墓、無縁戦没者の墓、こういつたいろいろの名称を出しまして、皆様の御意見を拝聴いたしましたところ、やはり無名戦没者の墓というのが一番いいだろう、最終決定ではございませぬが、大方の御意見がそうでございました。ことに無名戦士となりまして、外国のアンソウン・ソールジャーズというものがこれに相当しまして、全くそれと混同されてしまうことになる、海外戦没者の墓という、海外とはどこからどこまでなんだという議論も出る。無縁戦没者の墓というの、どうも無縁というのが適さないというところから、一応無名戦没者の墓というの、出された案の中で一番適当じゃなかるうか、こういう御意見が多かつたようでありまう。

○堀内委員 これは靖国神社の性格との関係もございませぬが、常識的に考えますれば、先ほどの御説明のごとくならば、靖国神社の納骨堂というのが日本の昔の觀念からいへば一番合つておるのじゃないかと思ひます。がこの点につきましては、政府におきましても、一つ検討していただきたいと思ひます。

○受田委員 無名戦没者の墓ということになるということではありますが、有名戦没者、つまり祭神が明らかになつて記録にとどめられておるところの靖国神社の神様方、この方々を、厚生省は、厚生省の費用をどういう形かにおいて使つて、靖国神社に調査を依頼している事実がございませぬか。

○田邊政府委員 靖国神社に対して、厚生省から調査を依頼しているという事実はございませぬ。厚生省が靖国神社からの照会によりまして、調査をして回答しているという事実はございませぬ。逆でございませぬ。これは靖国神社で戦死者のいわゆる神格を決定してお祭りをするためには、戦没者の氏名、本籍地、戦没当時の階級その他いろいろのこと等及び遺族の氏名、住所というものを正確に把握しなければならぬわけでありませぬ。これは、靖国神社が単独で都道府県等と連絡をとつてやつておるわけでありませぬが、なかなか能率が上らない、しかも、経費

がたかさんかかるとございませぬ。そこで、靖国神社が非常に困りになつておるし、そのために合祀がおくられておるわけでございますので、私の方で都道府県と緊密な連絡をとりまして、戦没者及び当該遺族に関する氏名その他いろいろの資料を作つてあげまして、靖国神社から問い合わせのあるものに対して回答しているわけでございます。私の方では、どこから問い合わせがございませぬとも、そういうことについては、照会があつたら調査をして回答しなければならぬ立場でございませぬ。たまたま靖国神社の場合は数が膨大であり、それを組織的にやることによつて能率的になり、短期間にできますので、そういう立場から、三カ年計画でやろうということに経費を若干計上いたしまして、都道府県と緊密な連絡をとつて調べた名簿を、靖国神社にやつておるわけでございます。靖国神社は、それに基きまして、この人は合祀すべきかどうかということを決定し、そうして合祀の手続をとつて、御遺族に通知しているような状態でありませぬ。

○受田委員 その間の経緯が明らかになつてきておるが、調査の依頼に對しては、一般国民の依頼に對しても答えておるというふうなわけである。靖国神社の場合は、たまたま多量に要求された關係上、特別の経費をその調査のために使つておる。まあ同接には靖国神社の事業に協力する予算が計上されておるともいえるわけなんです。さように心得ていませぬ。

○田邊政府委員 靖国神社の合祀手続がおくれていることは、各方面から非常に遺憾とされていることではあります。國としても法の許す範囲内において、できるだけ合祀を促進するように考慮したいと思つておつたのでございませぬ。都道府県の実情等を見ましても、いろいろ非能率的になつておる点がございます。経費もむだでございませぬので、國がそういう措置をとつてやつたのでございませぬ。法の許す範囲内において、できるだけ合祀を促進したいということから、こういうふうになつたわけでありませぬ。

○受田委員 靖国神社にお祭りしている方々は、厚生省では、公務死でない認められた人々も合祀されておると思ひますが、あなたはその間の事情を知つておられると思ひませぬので……。

○田邊政府委員 靖国神社は、國家に功績のあつた方をお祭りするということにございませぬので、軍人軍属以外の方であつてもお祭りされている例があるということは私承知いたしております。個別ケースとして、現在でもその建前は變つてはおりませぬと思ひますが、しかし、大部分は、公務で倒れた軍人軍属が

おもであると思っております。

○受田委員 学徒動員、徴用工、従軍記者、こういう方々はいかがでございますか。

○田邊政府委員 靖国神社の詳細のことはあまり詳しく知りませんが、また適当な機会に所管のところからお答えするように委員長にお願い申し上げます。

○受田委員 所管厚生省が、靖国神社に対しては、その依頼された調査に対しての協力だけで、ほかのことは知らないというのでは、やはり厚生省としては不勉強と思うのです。厚生省は厚生省で、所管された問題に関しては、できるだけ知らなければならぬ、これは私なぞお尋ねしているかという、今度無名戦没者の墓の中には、前線に従軍された人々の骨が、軍人であるか軍属であるかあるいは報道記者であるかわからない、そういう形のものが入って、いわゆる公務死の戦死者でない立場の方々の骨が入っているということが想像できると思うのですが、いかがでしょうか。

○田邊政府委員 先ほど櫻井委員の御質問及び堀内委員の御質問にお答えしましたように、名前がわからないということがございます。しかも、その遺骨をとった場所での戦闘状況からして、軍人軍属以外の一般邦人の方の戦死者もあるわけでございますので、そういう一般邦人の御遺骨も、名前のわからない遺骨の中には一部含まれていると私の方では推定をいたしております。

○受田委員 こういうことに関連すると、結局戦闘に従事した人々は、法的に軍人でありあるいは準軍人あるいは軍属であつてほかの一般邦人とは区別されても、実際の戦争の状況からいったならば、ひとしく苛烈なる戦闘に参加した立場においては、これを同等に見るべき性格のものであるというのが、今度の無名戦没者の墓をお作りになる場合でも起つてきておるのでしよう。そういうことを考えると、この際、靖国神社の祭神として祭られておるような方々に対して、厚生省としてはなお公務死の範囲のらち外にあるものとして、これを除外している祭神があるということは、これは厚生省のやり方として、片手落ちではないか、かように考えるのでありますが、今後の御方針を伺いたいと思います。

○田邊政府委員 御質問の趣旨は、この墓の問題よりも、遺族援護の問題であると思います。先ほど申し上げましたように、靖国神社の祭神それ自体におきましても、必ずしも恩給法上の公務死没者と一致していないのじやないかと思つて、従つて、

そういう問題は昔からあつたと思うのであります。しかし、それとは別問題といたしまして、戦闘に参加して死亡した人に対しては、遺族援護の手を差し伸べるべきではないか、こういう御意見でございます。ごもつともでございます。戦闘に参加した人いろいろなございまして、たまたま自分の住んでいる町が戦場になつたために死没されたという方もおありになると思ひます。たとえば、沖繩等がそうでございます。内地でも一種の戦場でございます。一般邦人でなくなられた方がたくさんあるわけでありまして、また軍の要請に積極的に協力して死没された方もおありになるわけでありまして、たとえば、満州の開拓団の一部の方々、及び内地におきましても学徒動員であるとか、徴用工等は、作戦ではございせんが、広い意味の戦争に積極的に協力した方々であります。ただ、援護の仕方に差等がございまして公務扶助料ないしは年金を差し上げて援護する方と、それから弔慰金という一時金を差し上げて援護する方と、二つに分けてあります。お気持は全く同感であります。財政の許す限り手厚くいたしたいと考えておりますが、何分にもいろいろの広い対象でございますので、戦争以前において年金というところが約束されておつた方々には年金を支給するという考え方と、そうでなかつた方には一時金を差し上げるといふ一応建前をとつておるのが現状でございます。

府県の世話課で安置して、そういった慰霊塔のようなものに保管してあるものも現実にあります。

○受田委員 そうすると、無名戦没者の中には、有名戦没者が少数入つてくることになるわけでしょう。その場合に、府県の世話課などで、そのままお骨を安置するような形でいつまでも置いておくことは、どうも英霊に冒瀆を与えるようなことになると思つたのです。地方の世話課の取扱いは、英霊をいつまでもそこに置かないような形でやらぬと、これは大変おそれ多いと思うのですが、何とかこの際、そういう御英霊のお取扱いを嚴重にさせていただいて、尊厳を傷つけないように、骨を納めるところに納めるように命令を出すか、何か措置をなさる御用意がございせんか。

○田邊政府委員 何と申しましたが、氏名が判明している遺骨の場合は、できるだけ御遺族をお探しして、御遺族に渡すということをやつておるわけでありまして、たまたま帳簿を調べたがなかつたというだけであきらめず、遺族の調査ということをやつておるわけでありまして、どうしても引き取り手が無いということが確定いたしますれば、都道府県単位にありましてお墓に納めますのがもちろん至当でございますが、そこに納めるまでの間にいろいろ調査もしなければならぬという、調査中のものも、都道府県の世話課で持つておるのではないかと思ひます。調査に時間がかかるということも、一向差しつかえないわけでありまして、調査すること、一向差しつかえないに措置するように一そう注意したいと思ひます。

○受田委員 最後に一言、各府県の世話課に、引き取り手のない方々の御遺骨をそのまま存置してあるようなところもあるわけです。そういう遺族が引き取らない英霊、引き取り手のない英霊というのは、その範囲がなかなかわすかしいと思つたのでありまして、その遺族がもうみないなくなつておる。それで、これも引き取り手のない方々の場合は、どういう取扱ひになるのですか。

○田邊政府委員 他に都道府県の世話課で引き取り手のない遺骨を保管しておるのがございます。それは一応こういうふうにいたしております。氏名と出身県がはっきりわかつておる場合は、その出身県に遺骨を渡して都道府県で保管していただく。それで、その当該府県で管理しておる納骨施設、戦没者のお墓にそれを納めていただいております。各都道府県ごとにおおむね慰霊塔なり忠霊塔なり、あるいは戦没者の墓というものができておるわけでありまして、先ほど御質問になつた遺骨も、そこに納めてあるわけでありまして、それから、国としてまた一つ別に作るとういうのが今度の墓でありまして、遺族の引き取り手のないものであつても、少数ではあります。